

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
核燃料サイクル工学研究所再処理施設（東海再処理施設）  
廃止措置計画書（変更）  
添付資料3. 変更箇所の新旧対照表

令和6年5月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

### 添付資料3. 変更箇所の新旧対照表

変更箇所を\_\_\_\_\_又はで示す。

変更前	変更後	備考
<p>添付資料1 変更後の廃止措置計画書 廃止措置の方法、工程及び安全対策（概要）</p> <p>1. 廃止措置の方法 1.1 廃止措置対象施設の範囲及びその敷地 (省略)</p> <p>1.2 廃止措置の基本方針 (省略)</p> <p>1.2.1 廃止措置の進め方 (省略)</p> <p>1.2.2 関係法令等の遵守 (省略)</p> <p>1.2.3 放射線管理に関する方針 放射線業務従事者及び周辺公衆の被ばくが線量告示に定められている線量限度を超えないことはもとより、合理的に達成可能な限り低減するように、適切な除染方法、機器解体工法及び機器解体手順を策定する。 放射線業務従事者の被ばく低減のために、汚染された機器は、必要に応じて系統除染を実施する。機器解体に当たり、放射線レベルの高い区域で作業を行う場合は、遠隔操作装置、遮蔽を用いるとともに、汚染拡大防止措置等を施す。 周辺公衆の被ばくを低減させるため、放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物は、再処理事業指定申請書の記載の方法に従って適切に処理を行って放出管理し、平常時における周辺公衆の被ばく線量の評価結果が、再処理事業指定申請書に記載の値を超えないようとする。 廃止措置段階における放射性廃棄物の放出管理に当たっては、放射性物質に起因する被ばく線量を低くするための措置を合理的に、かつ、可能な限り講ずる観点から、<u>放出の基準</u>（廃止措置計画に定める<u>1年間の最大放出量等</u>）を定め、廃止措置の進捗に応じて、適宜、これを見直す。<u>放出の基準は、まずは工程洗浄が終了した段階に定め、廃止措置計画の変更を行う。</u> <u>一方、放出の基準を定める間の当面の放出管理として、クリプトン-85、トリチウムについては、これまでの放出実績等から表1-2-1、表1-2-2に示す放出管理目標値を定め、これを再処理施設保安規定にて管理する。また、工程洗浄での放出管理についても、上記放出管理目標値を遵守する。</u></p>	<p>添付資料1 変更後の廃止措置計画書 廃止措置の方法、工程及び安全対策（概要）</p> <p>1. 廃止措置の方法 1.1 廃止措置対象施設の範囲及びその敷地 (変更なし)</p> <p>1.2 廃止措置の基本方針 (変更なし)</p> <p>1.2.1 廃止措置の進め方 (変更なし)</p> <p>1.2.2 関係法令等の遵守 (変更なし)</p> <p>1.2.3 放射線管理に関する方針 放射線業務従事者及び周辺公衆の被ばくが線量告示に定められている線量限度を超えないことはもとより、合理的に達成可能な限り低減するように、適切な除染方法、機器解体工法及び機器解体手順を策定する。 放射線業務従事者の被ばく低減のために、汚染された機器は、必要に応じて系統除染を実施する。機器解体に当たり、放射線レベルの高い区域で作業を行う場合は、遠隔操作装置、遮蔽を用いるとともに、汚染拡大防止措置等を施す。 周辺公衆の被ばくを低減させるため、放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物は、再処理事業指定申請書の記載の方法に従って適切に処理を行って放出管理し、平常時における周辺公衆の被ばく線量の評価結果が、再処理事業指定申請書に記載の値を超えないようとする。 廃止措置段階における放射性廃棄物の放出管理に当たっては、放射性物質に起因する被ばく線量を低くするための措置を合理的に達成可能な限り講ずる観点から、<u>放出管理目標値</u>（廃止措置計画に定める年間の最大放出量等）を定め、廃止措置の進捗に応じて、適宜、これを見直す。<u>工程洗浄後の年間の放出管理目標値をこれまでの放出実績等から表1-2-1、表1-2-2に示すとおり定め、これを再処理施設保安規定にて管理する。</u></p>	<p>添付資料1</p> <p>記載の適正化 工程洗浄の終了等に伴う放出管理目標値の見直しに係る記載の変更</p>

### 添付資料3. 変更箇所の新旧対照表

変更箇所を\_\_\_\_\_又はで示す。

変更前	変更後	備考
<p>1.2.4 放射性廃棄物に関する方針</p> <p>放射性廃棄物の発生量を合理的に可能な限り低減するように、適切な除染方法、機器解体工法及び機器解体手順を策定するとともに、発生した放射性廃棄物を適切に処理する。</p> <p>放射性気体廃棄物は、再処理事業指定申請書の記載に従って、洗浄塔、フィルタ等で洗浄、ろ過したのち、主排気筒、第一付属排気筒及び第二付属排気筒を通じて大気に排出する。</p> <p>放射性液体廃棄物は、再処理事業指定申請書の記載に従って、主に蒸発処理、中和処理、油分除去を行い、海中放出設備の放出管を通じて海中に放出する。一方、蒸発処理に伴い蒸発濃縮した低放射性濃縮廃液については、セメント固化し放射性廃棄物の貯蔵施設に貯蔵する。</p> <p>放射性固体廃棄物は、再処理事業指定申請書の記載の方法に従って、焼却処理等を行い、放射性廃棄物の貯蔵施設に貯蔵する。</p> <p>放射性廃棄物の貯蔵施設に貯蔵した廃棄物は、廃棄体化施設の整備が整い次第廃棄体化施設に搬出し、処分場の要件に見合うよう廃棄体化処理する。廃棄体は処分場の操業開始後随時搬出する。放射性廃棄物でない廃棄物(管理区域外から発生した廃棄物を含む。)は、可能な限り再生利用するか、又は産業廃棄物として適切に廃棄する。</p>	<p>1.2.4 放射性廃棄物に関する方針</p> <p>放射性廃棄物の発生量を合理的に<u>達成可能</u>な限り低減するように、適切な除染方法、機器解体工法及び機器解体手順を策定するとともに、発生した放射性廃棄物を適切に処理する。</p> <p>放射性気体廃棄物は、再処理事業指定申請書の記載に従って、洗浄塔、フィルタ等で洗浄、ろ過したのち、主排気筒、第一付属排気筒及び第二付属排気筒を通じて大気に排出する。</p> <p>放射性液体廃棄物は、再処理事業指定申請書の記載に従って、主に蒸発処理、中和処理、油分除去を行い、海中放出設備の放出管を通じて海中に放出する。一方、蒸発処理に伴い蒸発濃縮した低放射性濃縮廃液については、セメント固化し放射性廃棄物の貯蔵施設に貯蔵する。</p> <p>放射性固体廃棄物は、再処理事業指定申請書の記載の方法に従って、焼却処理等を行い、放射性廃棄物の貯蔵施設に貯蔵する。</p> <p>放射性廃棄物の貯蔵施設に貯蔵した廃棄物は、廃棄体化施設の整備が整い次第廃棄体化施設に搬出し、処分場の要件に見合うよう廃棄体化処理する。廃棄体は処分場の操業開始後随時搬出する。放射性廃棄物でない廃棄物(管理区域外から発生した廃棄物を含む。)は、可能な限り再生利用するか、又は産業廃棄物として適切に廃棄する。</p>	記載の適正化
<p>1.3 廃止措置の実施区分</p> <p>(省略)</p>	<p>1.3 廃止措置の実施区分</p> <p>(変更なし)</p>	
<p>1.4 リスク低減の取組</p> <p>1.4.1 高放射性廃液を貯蔵している高放射性廃液貯蔵場(HAW)の安全確保</p> <p>(省略)</p>	<p>1.4 リスク低減の取組</p> <p>1.4.1 高放射性廃液を貯蔵している高放射性廃液貯蔵場(HAW)の安全確保</p> <p>(変更なし)</p>	
<p>1.4.2 高放射性廃液のガラス固化技術開発施設(TVF)におけるガラス固化</p> <p>再処理に伴い発生した高放射性廃液をガラス固化し、長期間の保管の安全性を向上させるとともに、ガラス固化に要する期間を可能な限り短縮するため、溶融炉の改良(傾斜角：45度、傾斜形状：円錐)及び運転体制の強化等を図る。また、機器トラブルの未然防止対策を講じること、事象が発生した場合の影響緩和に係る対策を講じること等により、<u>平成40</u>年度までにガラス固化処理を終了させる。</p> <p>ガラス固化体の保管については、耐震、遮蔽、冷却機能を評価し、自治体との協議、廃止措置計画の変更認可を得た上で、現在のガラス固化技術開発施設(TVF)におけるガラス固化体の保管を6段積みから9段積みに変更し、420本から630本とするガラス固化体の保管能力の増強を早期に行う。さらには630本を超えるガラス固化体を保管できるよう新規保管施設の建設を必要な時期に行う。</p>	<p>1.4.2 高放射性廃液のガラス固化技術開発施設(TVF)におけるガラス固化</p> <p>再処理に伴い発生した高放射性廃液をガラス固化し、長期間の保管の安全性を向上させるとともに、ガラス固化に要する期間を可能な限り短縮するため、溶融炉の改良(傾斜角：45度、傾斜形状：円錐)及び運転体制の強化等を図る。また、機器トラブルの未然防止対策を講じること、事象が発生した場合の影響緩和に係る対策を講じること等により、<u>令和10</u>年度までにガラス固化処理を終了させる。</p> <p>ガラス固化体の保管については、耐震、遮蔽、冷却機能を評価し、自治体との協議、廃止措置計画の変更認可を得た上で、現在のガラス固化技術開発施設(TVF)におけるガラス固化体の保管を6段積みから9段積みに変更し、420本から630本とするガラス固化体の保管能力の増強を早期に行う。さらには630本を超えるガラス固化体を保管できるよう新規保管施設の建設を必要な時期に行う。</p>	記載の適正化

添付資料3. 変更箇所の新旧対照表

変更箇所を\_\_\_\_\_又はで示す。

変更前	変更後	備考
1.4.3 高放射性固体廃棄物貯蔵庫(HASWS)の貯蔵状態の改善 (省略)	1.4.3 高放射性固体廃棄物貯蔵庫(HASWS)の貯蔵状態の改善 (変更なし)	
1.4.4 低放射性廃棄物処理技術開発施設(LWTF)における低放射性廃液のセメント固化 (省略)	1.4.4 低放射性廃棄物処理技術開発施設(LWTF)における低放射性廃液のセメント固化 (変更なし)	
1.5 使用しない設備の措置 (省略)	1.5 使用しない設備の措置 (変更なし)	
1.6 使用済燃料、核燃料物質及び使用済燃料から分離された物の管理及び譲渡しの方法 (省略)	1.6 使用済燃料、核燃料物質及び使用済燃料から分離された物の管理及び譲渡しの方法 (変更なし)	
1.7 使用済燃料又は核燃料物質による汚染の除去 1.7.1 廃止措置対象施設の汚染の特徴 (省略)	1.7 使用済燃料又は核燃料物質による汚染の除去 1.7.1 廃止措置対象施設の汚染の特徴 (変更なし)	系統除染の計画の具体化に伴う記載の変更
1.7.2 解体準備期間における除染  解体準備期間における除染は、再処理施設の供用期間中における設備・機器の点検等において被ばく低減対策として行ってきた化学的な除染及び機械的な除染の経験・実績を活かし、設備・機器等に応じた合理的かつ適切な方法で実施する。	1.7.2 解体準備期間における除染 <u>(系統除染)</u>  <u>解体準備期間における除染(系統除染)</u> は、再処理施設の供用期間中における設備・機器の点検等において被ばく低減対策として行ってきた化学的な除染及び機械的な除染の経験・実績を活かし、設備・機器等に応じた合理的かつ適切な方法で実施する。  <u>再処理施設では工程(プロセス)ごとに取り扱う放射性物質の量及び種類や、その化学形態が異なることから、それらの特徴を踏まえて工程及び機器ごとに適切な方法を検討する。系統除染の終了の判断については、機器表面の線量率又は機器周辺及びセル・部屋等の線量率や除染廃液の放射能濃度の低下の程度と、除染廃液の発生量、機器解体の方法(遠隔又は近接のどちらで実施するのか。)、解体作業時の累積被ばく線量の推定等を総合して合理的に判断する。そのため、系統除染は適宜その効果を汚染状況調査により把握しながら進める。再処理施設では、再処理運転終了後において、使用済燃料又は核燃料物質により汚染した機器等やそれら機器を設置するセル内の汚染状況等の詳細なデータを採取していない。したがって、系統除染の開始時点での全体計画の詳細を定め難いことから、はじめに全体計画の概略を示した上で、工程内の機器等やそれら機器等を設置するセル内の汚染状況調査を行いつつ、段階的に計画を詳細化していく。系統除染の各段階から次の段階、あるいは機器解体段階へ移行する際には、汚染状況調査の結果と詳細化した次段階の計画に基づき、廃止措置計画の変更認可申請を行う。</u>  系統除染の全体計画は、使用する除染試薬の種類と除染目的に応じて基本	系統除染の計画の具体化に伴う記載の変更  系統除染の計画の具体化に伴う記載の変更

添付資料3. 変更箇所の新旧対照表

変更箇所を\_\_\_\_\_又は~~\_\_\_\_\_~~で示す。

変更前	変更後	備考
<p>分離精製工場(MP), ウラン脱硝施設(DN)及びプルトニウム転換技術開発施設(PCDF)における系統除染は, 収回可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出すための工程洗浄を実施したのち, 機器解体時における放射線業務従事者の被ばくを低減することを目的として, 機器内表面に付着したウラン, プルトニウムや核分裂生成物等による汚染を除去する。基本的に酸・アルカリによる除染を繰り返すこととし, 必要に応じてその他の除染剤を用いた化学的な除染を採用する。また, 設備によっては補助的に高压水等による機械的な除染を行う。対象とする機器は, 貯槽, 抽出器, 配管, 弁等であり, 解体準備期間</p>	<p>となる4つの段階に区分する。再処理施設における系統除染の全体計画を図1-2に示す。</p> <p>系統除染第一段階では, 既設の設備系統の改造は行わず, 除染試薬として, 再処理運転において一般的に使用してきたことから取扱い上の安全性や廃液の処理に問題がないことが分かっている低濃度の硝酸水溶液を用いて可能な程度の除染を行う。また, 再処理運転時に固体状・粉末状の放射性物質を含む粉末のみを取り扱ってきた工程の機器等については, 水溶液を用いた除染は行わず, これまでの定常的な保守で実施してきたウエスやブラシ等を用いた拭取りや掃出しにより可能な範囲の除染を行う。</p> <p>系統除染第二段階では, 除染試薬として, 再処理運転における一部のプロセスや保全作業で使用してきたことから, 取扱い上の安全性や廃液の処理に問題がないことが分かっているアルカリ水溶液と硝酸水溶液を用いて可能な程度の除染を行う。</p> <p>系統除染第三段階は, 系統除染第一段階及び第二段階終了後においても, 放射線業務従事者が近接した解体作業が可能な程度まで除染できなかった機器等に対し, 特別な試薬等を用いた除染の必要性と除染の効果の観点に基づき実施の判断をする。また, 試薬による化学的除染以外に, 高圧水等による機械的な除染についても, 対象機器等を改造せずにその場に設置したままの状態で行うものは, 系統除染第三段階として扱う。</p> <p>系統除染第四段階では, 対象機器等の解体で生じる廃棄物の処分を簡易化するために, 低いレベルの廃棄体に求められる要件(処分の受入基準)を満たせるまで汚染を低減することを目的とする。系統除染第四段階の実施については, 系統除染第一段階から第三段階が終了した後, 必要性と効果の観点に基づき判断するが, 現状では廃棄体に求められる要件(処分の受入基準)が定まっていないことから, 当該要件が定まった後に判断する。</p> <p>除染を行う設備について, どの段階まで系統除染を進めるか, ある段階を飛ばして先の段階の除染に着手するか, あるいは, どの段階の系統除染を終えた後に機器解体へ進むかについては, 各段階の前後に実施する汚染状況調査の結果や, 除染に必要となる除染試薬の量や種類及び期待される除染効果, 除染廃液の処理・貯蔵及び廃棄体へ与える影響, 除染後に行う機器解体の具体的な方法等に基づき総合的に判断する。</p> <p>分離精製工場(MP), ウラン脱硝施設(DN)及びプルトニウム転換技術開発施設(PCDF)における系統除染は, 収回可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出すための工程洗浄を実施したのち, 機器解体時における放射線業務従事者の被ばくを低減することを目的として, 機器内表面に付着したウラン, プルトニウムや核分裂生成物等による汚染を除去する。</p>	<p>系統除染の計画の具体化に伴う記載の変更</p>

### 添付資料3. 変更箇所の新旧対照表

変更箇所を\_\_\_\_\_又は~~\_\_\_\_\_~~で示す。

変更前	変更後	備考
<p>に実施する。</p> <p>クリプトン回収技術開発施設(Kr)においては、クリプトン貯蔵シリンドラに貯蔵しているクリプトンを管理した状態で安全に放出した後に、機器内表面に付着した汚染の除去を行う。対象とする機器は、貯槽、配管、弁等であり、解体準備期間に実施する。</p> <p><u>系統除染に係る詳細な方法等については、工程洗浄やクリプトンの管理した状態での放出後に行う汚染状況の調査を踏まえ、系統除染（平成32年度）に着手するまでに定め、逐次廃止措置計画の変更申請を行う。</u></p> <p>先行して除染・解体に着手する施設以外の施設における解体準備期間における除染については、各施設が<u>系統除染</u>に着手するまでに定め、逐次廃止措置計画の変更申請を行う。</p>	<p>クリプトン回収技術開発施設(Kr)においては、クリプトン貯蔵シリンドラに貯蔵しているクリプトンを管理した状態で安全に放出した後に、機器内表面に付着した汚染の除去を行う。対象とする機器は、貯槽、配管、弁等であり、解体準備期間に実施する。</p> <p><u>また、先行して除染・解体に着手する施設以外の施設における解体準備期間における除染については、各施設が除染に着手するまでに定め、逐次廃止措置計画の変更認可申請を行う。</u></p>	系統除染の計画の具体化に伴う記載の変更
<p>1. 7.3 機器解体期間における除染 (省略)</p> <p>1. 7.4 管理区域解除期間における除染 (省略)</p> <p>2. 廃止措置の工程 2.1 廃止の工程の全体像 (省略)</p> <p>2. 2 当面の実施工程 再処理維持基準規則を踏まえた安全対策に関する工程を表1-5-2に、工程洗浄に関する工程を表1-5-3に、ガラス固化処理に関する工程を表1-5-4に示す。</p> <p>2. 3 廃止措置の工程の管理 (省略)</p> <p>3. 回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出す方法及び時期 3.1 せん断処理施設の操作の停止に関する恒久的な措置 (省略)</p> <p>3. 2 回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出す方法及び時期 (省略)</p> <p>また、運転を長期停止していたことを配慮し、休止していた設備の点検及び使用する機器の作動確認、整備並びに要員の教育及び訓練を実施した後に工程</p>	<p>1. 7.3 機器解体期間における除染 (変更なし)</p> <p>1. 7.4 管理区域解除期間における除染 (変更なし)</p> <p>2. 廃止措置の工程 2.1 廃止の工程の全体像 (変更なし)</p> <p>2. 2 当面の実施工程 再処理維持基準規則を踏まえた安全対策に関する工程を表1-5-2に、工程洗浄に関する工程を表1-5-3に、<u>系統除染第一段階に関する工程を表1-5-4に、</u>ガラス固化処理に関する工程を表1-5-5に示す。</p> <p>2. 3 廃止措置の工程の管理 (変更なし)</p> <p>3. 回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出す方法及び時期 3.1 せん断処理施設の操作の停止に関する恒久的な措置 (変更なし)</p> <p>3. 2 回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出す方法及び時期 (変更なし)</p> <p>また、運転を長期停止していたことを配慮し、休止していた設備の点検及び使用する機器の作動確認、整備並びに要員の教育及び訓練を実施した後に工程</p>	系統除染の計画の具体化に伴う変更 記載の適正化 記載の適正化 系統除染の計画の具体化に伴う記載の変更 記載の適正化 記載の適正化

### 添付資料3. 変更箇所の新旧対照表

変更箇所を\_\_\_\_\_又は~~\_\_\_\_\_~~で示す。

変更前	変更後	備考
<p>洗浄を開始する。</p> <p>せん断工程のクリーンアップ作業で収集した使用済燃料せん断粉末については、工程洗浄で処理するまでの間、セル内に保管する。</p> <p><u>工程洗浄は令和3年度から令和5年度に実施する。</u></p>	<p>洗浄を開始する。</p> <p>せん断工程のクリーンアップ作業で収集した使用済燃料せん断粉末については、工程洗浄で処理するまでの間、セル内に保管する。</p> <p><u>また、回収可能核燃料物質を再処理設備本体等から取り出す工程洗浄については、令和4年6月8日から令和6年2月5日にかけて実施した。工程洗浄では、再処理設備本体等に残存する回収可能核燃料物質を、溶媒を用いた分離操作を行わずに使用済燃料せん断粉末を溶解するなど、通常の操作の範囲内で再処理設備本体等から取り出すこととし、送液残液の押出し洗浄では、硝酸又は純水を用いて押出し洗浄の効果を確認しながら工程洗浄を行い、計画どおり全ての回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出した。</u></p> <p><u>工程洗浄後における核燃料物質の存在場所ごとの保有量を表1-7に示す。</u></p>	工程洗浄の終了に伴う記載の変更（工程洗浄の実績追加）
<p>4. 特定廃液の固型化その他の処理を行う方法及び時期 (省略)</p> <p>4.1 高放射性廃液 4.1.1 処理を行う方法 (省略)</p> <p>4.1.2 処理を行う時期 ガラス固化技術開発施設(TVF)における平成28年10月時点での再処理に伴い発生した約400m<sup>3</sup>の高放射性廃液の処理は平成28年1月に再開している。処理の期間短縮のため、運転体制を4班3交替から5班3交替にするための要員補強及び固化セル内で実施する大型機器等の解体作業を4班3交替で行うための要員補強を平成29年10月までに実施した。</p> <p>また、平成29年6月までの処理の実績を踏まえ、設備機器の計画的更新や予備品対策等により遅延リスクを低減させるとともに、安定した運転継続を実現させる観点から、平成31年度第1四半期に計画している運転は、ガラス固化体製造本数を50本とする。その後、段階的に本数を増加させ、<u>平成37年度</u>からは80本/キャンペーンとする。運転状況に応じて製造本数を増やし、処理ができるだけ前倒しで進める。</p> <p>以上の対策を図ることにより、<u>平成40年度</u>までにガラス固化処理を終了させる。</p> <p>4.1.3 工程の管理 業務計画書に基づき実施状況を確認し、<u>平成40年度</u>までのガラス固化処理終了に影響するような工程の変更が必要であると判断した場合は、廃止措置計画の変更に係る必要な措置を行うことを再処理施設保安規定に定める。</p>	<p>4. 特定廃液の固型化その他の処理を行う方法及び時期 (変更なし)</p> <p>4.1 高放射性廃液 4.1.1 処理を行う方法 (変更なし)</p> <p>4.1.2 処理を行う時期 ガラス固化技術開発施設(TVF)における平成28年10月時点での再処理に伴い発生した約400m<sup>3</sup>の高放射性廃液の処理は平成28年1月に再開している。処理の期間短縮のため、運転体制を4班3交替から5班3交替にするための要員補強及び固化セル内で実施する大型機器等の解体作業を4班3交替で行うための要員補強を平成29年10月までに実施した。</p> <p>また、平成29年6月までの処理の実績を踏まえ、設備機器の計画的更新や予備品対策等により遅延リスクを低減させるとともに、安定した運転継続を実現させる観点から、平成31年度第1四半期に計画している運転は、ガラス固化体製造本数を50本とする。その後、段階的に本数を増加させ、<u>令和7年度</u>からは80本/キャンペーンとする。運転状況に応じて製造本数を増やし、処理ができるだけ前倒しで進める。</p> <p>以上の対策を図ることにより、<u>令和10年度</u>までにガラス固化処理を終了させる。</p> <p>4.1.3 工程の管理 業務計画書に基づき実施状況を確認し、<u>令和10年度</u>までのガラス固化処理終了に影響するような工程の変更が必要であると判断した場合は、廃止措置計画の変更に係る必要な措置を行うことを再処理施設保安規定に定める。</p>	記載の適正化 記載の適正化 記載の適正化

### 添付資料3. 変更箇所の新旧対照表

変更箇所を\_\_\_\_\_又は<sup>△</sup>で示す。

変更前	変更後	備考
4.2 低放射性濃縮廃液 4.2.1 処理を行う方法 <p>低放射性濃縮廃液を低放射性濃縮廃液貯蔵施設(LWSF)から低放射性廃棄物処理技術開発施設(LWTF)に受け入れ、沈殿剤を用いたろ過処理、吸着処理、硝酸根分解処理、蒸発濃縮処理及びセメント固化処理を行う。具体的な処理を行う方法については<u>平成32年度</u>を目途に定め、その後、廃止措置計画の変更申請を行う。</p>	4.2 低放射性濃縮廃液 4.2.1 処理を行う方法 <p>低放射性濃縮廃液を低放射性濃縮廃液貯蔵施設(LWSF)から低放射性廃棄物処理技術開発施設(LWTF)に受け入れ、沈殿剤を用いたろ過処理、吸着処理、硝酸根分解処理、蒸発濃縮処理及びセメント固化処理を行う。具体的な処理を行う方法については<u>令和2年度</u>を目途に定め、その後、廃止措置計画の変更認可申請を行う。</p>	記載の適正化（なお、処理を行う方法を定める時期は、今後の廃止措置計画の変更認可申請時に見直す。）
4.2.2 処理を行う時期 <p>低放射性濃縮廃液等の処理は低放射性廃棄物処理技術開発施設(LWTF)への硝酸根分解設備及びセメント固化設備の設置後となる<u>平成35年度</u>頃から開始し、現有する低放射性濃縮廃液等と系統除染等に伴い発生する低放射性濃縮廃液の処理終了まで継続する。</p>	4.2.2 処理を行う時期 <p>低放射性濃縮廃液等の処理は低放射性廃棄物処理技術開発施設(LWTF)への硝酸根分解設備及びセメント固化設備の設置後となる<u>令和5年度</u>頃から開始し、現有する低放射性濃縮廃液等と系統除染等に伴い発生する低放射性濃縮廃液の処理終了まで継続する。</p>	記載の適正化（なお、処理を行う方法を定める時期は、今後の廃止措置計画の変更認可申請時に見直す。）
5. 安全対策 5.1 各施設の安全対策 5.1.1 性能維持施設 <p>再処理施設は、廃止措置期間中においても使用済燃料の貯蔵、放射性廃棄物の処理・貯蔵、核燃料物質の保管を継続して行う必要がある。これらの施設については当面の間、再処理運転時と同様に性能を維持する必要があることから、<u>表1-7</u>に示す再処理運転時の施設定期自主検査の対象としていた設備及び緊急安全対策等として整備した設備、また、これらを含む系統を性能維持施設とする。また、再処理維持基準規則を踏まえた安全対策で整備する設備についても性能維持施設とし、逐次廃止措置計画に反映する。</p>	5. 安全対策 5.1 各施設の安全対策 5.1.1 性能維持施設 <p>再処理施設は、廃止措置期間中においても使用済燃料の貯蔵、放射性廃棄物の処理・貯蔵、核燃料物質の保管を継続して行う必要がある。これらの施設については当面の間、再処理運転時と同様に性能を維持する必要があることから、再処理運転時の施設定期自主検査の対象としていた設備及び緊急安全対策等として整備した設備を性能維持施設としてきた。</p> <p><u>工程洗浄</u>の終了に伴い再処理施設の廃止措置の段階が進展し、再処理施設の系統及び機器については、今後も一定期間は使用済燃料・核燃料物質の貯蔵、放射性廃棄物の処理・貯蔵を継続する設備と使用済燃料・核燃料物質の貯蔵、放射性廃棄物の処理・貯蔵に使用せず除染・解体を進めていく設備に分類できる。これらの設備の状況を踏まえ、廃止措置を安全に進めるために必要な安全機能を有する表1-8に示す設備を性能維持施設とする。</p>	記載の適正化 性能維持施設選定の考え方の見直しに伴う記載の変更
5.1.2 性能維持施設の安全対策 (省略)	5.1.2 性能維持施設の安全対策 (変更なし)	
5.1.3 性能維持施設の設備、その性能、その性能を維持すべき期間 <p>廃止措置期間中に性能及び機能を維持すべき設備・機器等は、廃止措置の基本方針に基づき、周辺公衆及び放射線業務従事者の被ばく低減を図るとともに、使用済燃料の貯蔵のための管理、<u>工程洗浄</u>、系統除染、施設の汚染状況調査、解体作業及び核燃料物質によって汚染された物の廃棄作業等の各種作業の実施に対する安全の確保のために、必要な期間、所要の性能及び必要な機能を維持管理する。</p>	5.1.3 性能維持施設の設備、その性能、その性能を維持すべき期間 <p>廃止措置期間中に性能及び機能を維持すべき設備・機器等は、廃止措置の基本方針に基づき、周辺公衆及び放射線業務従事者の被ばく低減を図るとともに、使用済燃料の貯蔵のための管理、系統除染、施設の汚染状況調査、解体作業及び核燃料物質によって汚染された物の廃棄作業等の各種作業の実施に対する安全の確保のために、必要な期間、所要の性能及び必要な機能を維持管理する。</p>	記載の適正化

添付資料3. 変更箇所の新旧対照表

変更箇所を\_\_\_\_\_又は<sup>△</sup>で示す。

変更前	変更後	備考
<p>廃止措置期間中の工事の進捗状況に応じて段階的に性能を変更する必要がある場合には、要求されている機能に支障を及ぼさないこととする。</p> <p>廃止措置のために導入する装置については、漏えい及び拡散防止対策、被ばく低減対策、事故防止対策の安全確保のための機能が要求を満足するよう、適切な設計を行うとともに、製作・施工の適切な時期に試験又は検査を実施し、必要な機能を満足していることを確認する。</p> <p>これらの設備・機器等の性能については、定期的に点検等で確認することとし、経年変化等による性能低下又はそのおそれのある場合には、必要に応じて所定の手続を経て必要な機能を満足するよう補修等を行う。これらの維持管理に関しては、再処理施設保安規定に定期事業者検査として、要求される機能の維持を確認することを定めてこれに基づき、再処理施設保安規定に定める体制で実施する。</p> <p><u>主な設備・機器等の維持管理の基本的な考え方</u>は、下記のとおりである。</p> <p>(1)放射性物質を内包する系統及び機器を収納する建家及び構築物については、 管理区域解除までの期間、閉じ込め及び遮蔽の機能を維持管理する。</p> <p>(2)放射性物質を内包する系統及び機器については、系統除染が完了するまでの 期間、閉じ込めの機能を維持管理する。</p> <p>(3)使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設については、使用済燃料を搬出するま での期間、燃料を取り扱う設備及び臨界防止、遮蔽等の機能を維持管理する。</p> <p>(4)放射性廃棄物の廃棄施設については、管理区域解除までの期間、廃棄物処理 に係る機能及び廃棄物貯蔵に係る機能を維持管理する。</p> <p>(5)核燃料物質の貯蔵施設については、核燃料物質を搬出し、管理区域解除する までの期間、製品を取り扱う機能、製品を貯蔵する機能及び臨界防止機能を 維持管理する。</p> <p>(6)計測制御系統施設及び安全保護回路については、系統除染が完了するまでの 期間、測定、制御、異常な状態の検知機能を維持管理する。</p> <p>(7)放射線管理施設については、管理区域解除までの期間、放射線を監視する機 能を維持管理する。</p> <p>(8)換気設備については、管理区域解除までの期間、閉じ込め機能を維持管理す る。</p> <p>(9)ユーティリティの供給設備については、供給先の管理区域解除までの期間、 ユーティリティの供給に係る機能を維持管理する。</p> <p>(10)その他の安全確保上必要な設備については、それぞれの設備に要求される機 能を維持管理する。</p> <p>上記の設備・機器等の機能維持のため、設計時点で定期的な点検等に伴い交 換することが想定され、交換作業において安全機能に影響を及ぼさず、当該部 品に求められる機能に変更がなく、交換前の部品等と同性能であるもの（日本 工業規格、一般市販品の規格等により同等の性能であることを確認できるもの） の場合、再処理施設保安規定に定める管理の方法に基づき部品交換等を実施す る。</p>	<p>廃止措置期間中の工事の進捗状況に応じて段階的に性能を変更する必要がある場合には、要求されている機能に支障を及ぼさないこととする。</p> <p>廃止措置のために導入する装置については、漏えい及び拡散防止対策、被ばく低減対策、事故防止対策の安全確保のための機能が要求を満足するよう、適切な設計を行うとともに、製作・施工の適切な時期に試験又は検査を実施し、必要な機能を満足していることを確認する。</p> <p>これらの設備・機器等の性能については、定期的に点検等で確認することとし、経年変化等による性能低下又はそのおそれのある場合には、必要に応じて所定の手続きを経て必要な機能を満足するよう補修等を行う。これらの維持管理に関しては、再処理施設保安規定に定期事業者検査として、要求される機能の維持を確認することを定めてこれに基づき、再処理施設保安規定に定める体制で実施する。</p>	<p>記載の適正化</p> <p>性能維持施設選定の考え方の見直しに伴う記載の変更</p> <p>記載の適正化</p>

### 添付資料3. 変更箇所の新旧対照表

変更箇所を\_\_\_\_\_又はで示す。

変更前	変更後	備考
5.2 廃止措置における安全対策 (省略)	5.2 廃止措置における安全対策 (変更なし)	
5.2.1 放射性物質の漏えい及び拡散防止対策 (省略)	5.2.1 放射性物質の漏えい及び拡散防止対策 (変更なし)	
5.2.2 放射線業務従事者の被ばく低減対策  機器解体に当たっては、対象範囲の表面密度、線量率及び空気中の放射性物質濃度を考慮して、下記の措置を講じることにより、合理的に達成可能な限り被ばく低減に努める。  外部被ばく低減のため、機器解体の着手前に系統除染を実施する。また、放射能レベルの高い区域で作業を行う場合は、必要に応じて遠隔操作装置、遮蔽等を用いる。  対象範囲の汚染状況等については、事前に確認を行い、その結果に基づき、放射性物質の拡散防止対策、被ばく低減対策等の安全確保対策を講じて解体を行うことにより、環境への放射性物質の放出抑制及び放射線業務従事者の被ばく低減に努める。  内部被ばく防止のため、放射性粉じんの発生及び拡散を抑制する工法を採用する。放射能レベルの高い区域で作業を行う場合は、汚染拡大防止囲い、局所排気フィルタ及び局所排風機を設置するなどにより施設内の汚染拡大防止を図るとともに、マスク等の防護具等を用いる。  作業の実施に当たっては、必要に応じて目標線量を設定し、実績線量と比較し改善策を検討するなどして、被ばく低減に努める。また、作業区域内の放射線環境に応じてサーベイメータ等により線量率を測定するとともに、線量率が著しく変動するおそれのある作業は、可搬式エリアモニタ装置等を用いて作業中の線量率を監視する。  放射能レベルの比較的高い汚染物を取り扱う遠隔操作装置等の導入に当たっては、放射線業務従事者の被ばく低減を考慮して、作業区域内の空間線量率に応じて適切に遮蔽を行う。	5.2.2 放射線業務従事者の被ばく低減対策  機器解体に当たっては、対象範囲の表面密度、線量率及び空気中の放射性物質濃度を考慮して、下記の措置を講じることにより、合理的に達成可能な限り被ばく低減に努める。  外部被ばく低減のため、機器解体の着手前に系統除染を実施することを基本とする。また、放射能レベルの高い区域で作業を行う場合は、必要に応じて遠隔操作装置、遮蔽等を用いる。  対象範囲の汚染状況等については、事前に確認を行い、その結果に基づき、放射性物質の拡散防止対策、被ばく低減対策等の安全確保対策を講じて解体を行うことにより、環境への放射性物質の放出抑制及び放射線業務従事者の被ばく低減に努める。  内部被ばく防止のため、放射性粉じんの発生及び拡散を抑制する工法を採用する。放射能レベルの高い区域で作業を行う場合は、汚染拡大防止囲い、局所排気フィルタ及び局所排風機を設置するなどにより施設内の汚染拡大防止を図るとともに、マスク等の防護具等を用いる。  作業の実施に当たっては、必要に応じて目標線量を設定し、実績線量と比較し改善策を検討するなどして、被ばく低減に努める。また、作業区域内の放射線環境に応じてサーベイメータ等により線量率を測定するとともに、線量率が著しく変動するおそれのある作業は、可搬式エリアモニタ装置等を用いて作業中の線量率を監視する。  放射能レベルの比較的高い汚染物を取り扱う遠隔操作装置等の導入に当たっては、放射線業務従事者の被ばく低減を考慮して、作業区域内の空間線量率に応じて適切に遮蔽を行う。	記載の適正化
5.2.3 事故防止対策 (省略)	5.2.3 事故防止対策 (変更なし)	
5.2.4 労働災害防止対策 (省略)	5.2.4 労働災害防止対策 (変更なし)	
5.2.5 廃止措置のために導入する装置の安全設計 (省略)	5.2.5 廃止措置のために導入する装置の安全設計 (変更なし)	

添付資料3. 変更箇所の新旧対照表

変更箇所を\_\_\_\_\_又は~~\_\_\_\_\_~~で示す。

変更前	変更後	備考																
<p>6. 廃止措置に係る品質マネジメントシステム (省略)</p> <p>表 1-7 に示す廃止措置期間中の性能維持施設その他の設備の保守等の廃止措置に係る業務は、この品質マネジメント計画の下で実施する。</p> <p>表 1-1 主要な廃止措置対象施設 (省略)</p> <p>表 1-2-1 放射性気体廃棄物の放出管理目標値 (主排気筒、第一付属排気筒及び第二付属排気筒の合計)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>核種</th><th>1年間の放出管理目標値(GBq)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td><math>^{85}\text{Kr}</math></td><td><math>2.0 \times 10^6</math></td></tr> <tr> <td><math>^3\text{H}</math></td><td><math>1.0 \times 10^4</math></td></tr> </tbody> </table>	核種	1年間の放出管理目標値(GBq)	$^{85}\text{Kr}$	$2.0 \times 10^6$	$^3\text{H}$	$1.0 \times 10^4$	<p>6. 廃止措置に係る品質マネジメントシステム (変更なし)</p> <p>表 1-8 に示す廃止措置期間中の性能維持施設その他の設備の保守等の廃止措置に係る業務は、この品質マネジメント計画の下で実施する。</p> <p>表 1-1 主要な廃止措置対象施設 (変更なし)</p> <p>表 1-2-1 放射性気体廃棄物の放出管理目標値 (主排気筒、第一付属排気筒及び第二付属排気筒の合計)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>核種</th><th>年間の放出管理目標値(GBq)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td><math>^{85}\text{Kr}</math></td><td><math>3.4 \times 10^5</math></td></tr> <tr> <td><math>^3\text{H}</math></td><td><math>1.0 \times 10^4</math></td></tr> <tr> <td><math>^{14}\text{C}</math></td><td><math>1.2 \times 10^3</math></td></tr> <tr> <td><math>^{129}\text{I}</math></td><td><math>3.4 \times 10^{-1}</math></td></tr> </tbody> </table>	核種	年間の放出管理目標値(GBq)	$^{85}\text{Kr}$	$3.4 \times 10^5$	$^3\text{H}$	$1.0 \times 10^4$	$^{14}\text{C}$	$1.2 \times 10^3$	$^{129}\text{I}$	$3.4 \times 10^{-1}$	<p>記載の適正化</p> <p>クリプトン管理放出終了に係る放出管理目標値の変更</p> <p>再処理事業指定申請書に基づき放出管理を実施していた<math>^{14}\text{C}</math>及び<math>^{129}\text{I}</math>について、工程洗浄後の放出管理目標値を再処理運転時よりも低い値に定め、廃止措置計画に一本化し、放出管理を行うこととした。</p>
核種	1年間の放出管理目標値(GBq)																	
$^{85}\text{Kr}$	$2.0 \times 10^6$																	
$^3\text{H}$	$1.0 \times 10^4$																	
核種	年間の放出管理目標値(GBq)																	
$^{85}\text{Kr}$	$3.4 \times 10^5$																	
$^3\text{H}$	$1.0 \times 10^4$																	
$^{14}\text{C}$	$1.2 \times 10^3$																	
$^{129}\text{I}$	$3.4 \times 10^{-1}$																	

添付資料3. 変更箇所の新旧対照表

変更箇所を\_\_\_\_\_又はで示す。

変更前	変更後	備考																
表1-2-2 処理済廃液の放出管理目標値	表1-2-2 放射性液体廃棄物(処理済廃液)の放出管理目標値	記載の適正化																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>核種</th><th>1年間の放出管理目標値(GBq)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td><sup>3</sup>H</td><td><math>4.0 \times 10^4</math></td></tr> </tbody> </table>	核種	1年間の放出管理目標値(GBq)	<sup>3</sup> H	$4.0 \times 10^4$	<table border="1"> <thead> <tr> <th>核種</th><th>年間の放出管理目標値(GBq)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td><sup>3</sup>H</td><td><math>4.0 \times 10^4</math></td></tr> <tr> <td><sup>90</sup>Sr</td><td><math>8.6 \times 10^{-1}</math></td></tr> <tr> <td><sup>137</sup>Cs</td><td>2.6</td></tr> <tr> <td><sup>129</sup>I</td><td><math>2.6 \times 10^{-1}</math></td></tr> <tr> <td>Pu(<math>\alpha</math>)</td><td><math>1.2 \times 10^{-1}</math></td></tr> </tbody> </table>	核種	年間の放出管理目標値(GBq)	<sup>3</sup> H	$4.0 \times 10^4$	<sup>90</sup> Sr	$8.6 \times 10^{-1}$	<sup>137</sup> Cs	2.6	<sup>129</sup> I	$2.6 \times 10^{-1}$	Pu( $\alpha$ )	$1.2 \times 10^{-1}$	記載の適正化
核種	1年間の放出管理目標値(GBq)																	
<sup>3</sup> H	$4.0 \times 10^4$																	
核種	年間の放出管理目標値(GBq)																	
<sup>3</sup> H	$4.0 \times 10^4$																	
<sup>90</sup> Sr	$8.6 \times 10^{-1}$																	
<sup>137</sup> Cs	2.6																	
<sup>129</sup> I	$2.6 \times 10^{-1}$																	
Pu( $\alpha$ )	$1.2 \times 10^{-1}$																	
表1-3 廃止措置の基本的なステップ (省略)	表1-3 廃止措置の基本的なステップ (変更なし)	再処理事業指定申請書に基づき放出管理を実施していた <sup>90</sup> Sr, <sup>137</sup> Cs, <sup>129</sup> I及びPu( $\alpha$ )について、工程洗浄後の放出管理目標値を再処理運転時よりも低い値に定め、廃止措置計画に一本化し、放出管理を行うこととした。																

添付資料3. 変更箇所の新旧対照表

変更箇所を\_\_\_\_\_又は<sup>△</sup>で示す。

変更前				変更後				備考
表1-4 使用済燃料及び核燃料物質の存在場所ごとの種類及び数量 平成29年6月30日現在				表1-4 使用済燃料及び核燃料物質の存在場所ごとの種類及び数量 令和6年3月29日現在				
種別	施設	部屋名	数量	種別	施設	部屋名	数量	
使用済燃料	分離精製工場 (MP)	貯蔵プール	低濃縮ウラン燃料：約 17.2 tU <sup>※1</sup> (112 体) ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料： 約 23.5 tMOX <sup>※2</sup> (153 体)	使用済燃料	分離精製工場 (MP)	貯蔵プール	低濃縮ウラン燃料：約 17.2 tU <sup>※1</sup> (112 体) ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料： 約 23.5 tMOX <sup>※2</sup> (153 体)	工程洗浄の終了に伴う記載の 変更
ウラン製品 (三酸化ウラン粉 末)	ウラン貯蔵所 (U03)	貯蔵室		ウラン製品 (三酸化ウラン粉 末)	ウラン貯蔵所 (U03)	貯蔵室		工程洗浄の終了に伴う記載の 変更
	第二ウラン貯蔵所 (2U03)	貯蔵室			第二ウラン貯蔵所 (2U03)	貯蔵室		工程洗浄の終了に伴う記載の 変更
	第三ウラン貯蔵所 (3U03)	貯蔵室			第三ウラン貯蔵所 (3U03)	貯蔵室		工程洗浄の終了に伴う記載の 変更
ウラン・プルト ニウム混合酸化 物(MOX)粉末	プルトニウム転換 技術開発施設 (PCDF)	粉末貯蔵室		ウラン・プルト ニウム混合酸化 物(MOX)粉末	プルトニウム転換 技術開発施設 (PCDF)	粉末貯蔵室		MOX粉末の払出しに伴う記載の 変更
上記の他、プルトニウム転換技術開発施設(PCDF)に核燃料物質を含む中和沈殿焙焼体 <sup>※3</sup> (廃液一次処理室に約 [ ] kg 保管) 及びスクラップ粉末(粉末貯蔵室に約 [ ] kg MOX <sup>※2</sup> 保 管)、工程内に表-12-1に示す回収可能核燃料物質が存在する。				上記の他、プルトニウム転換技術開発施設(PCDF)に核燃料物質を含む中和沈殿焙焼体 <sup>※3</sup> (粉末貯蔵室に約 [ ] kg <sup>※2</sup> 保管) 及びスクラップ粉末(粉末貯蔵室に約 [ ] kg MOX <sup>※2</sup> 保 管)が存在する。				中和沈殿焙焼体の水洗浄の終 了に伴う記載の変更
※1 金属ウラン換算 ※2 金属ウラン・プルトニウム換算 ※3 中和沈殿焙焼体：硝酸プルトニウム溶液及び硝酸ウラニル溶液の混合溶液を脱硝し た際に発生する廃液を水酸化ナトリウム溶液で中和することにより発生する沈殿物 を乾燥・焙焼した固体物。これらの中和沈殿焙焼体は、水洗浄により更なる安定化を 図った後、プルトニウム転換技術開発施設(PCDF)の粉末貯蔵室に保管する。				※1 金属ウラン換算 ※2 金属ウラン・プルトニウム換算 ※3 中和沈殿焙焼体：硝酸プルトニウム溶液及び硝酸ウラニル溶液の混合溶液を脱硝し た際に発生する廃液を水酸化ナトリウム溶液で中和することにより発生する沈殿物 を乾燥・焙焼した固体物。これらの中和沈殿焙焼体は、平成30年8月から令和3年 8月にかけて実施した水洗浄により更なる安定化(中和沈殿焙焼体に含まれる吸湿性 のナトリウム塩の除去及び放射線分解により発生するガスの抑制)が図られたことか ら、プルトニウム転換技術開発施設(PCDF)の粉末貯蔵室に保管する。				中和沈殿焙焼体の水洗浄の終 了に伴う記載の変更
表1-5-1 廃止措置工程表 (省略)				表1-5-1 廃止措置工程表 (変更なし)				
表1-5-2 再処理維持基準規則を踏ました主な安全対策に関する工程 (省略)				表1-5-2 再処理維持基準規則を踏ました主な安全対策に関する工程 (変更なし)				
表1-5-3 工程洗浄に関する工程 (省略)				表1-5-3 工程洗浄に関する工程 (変更なし)				

添付資料3. 変更箇所の新旧対照表

変更箇所を\_\_\_\_\_又は~~\_\_\_\_\_~~で示す。

変更前	変更後	備考																									
	<p style="text-align: center;">表1-5-4 系統除染第一段階に関する工程※1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>R6(2024)</th><th>R7(2025)</th><th>R8(2026)</th><th>R9(2027)以降</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>分離精製工場(MP)</td><td colspan="3">汚染状況調査※2・系統除染第一段階</td><td>▼除染結果のレビュー (レビュー結果に基づき計画を具体化し申請)</td></tr> <tr> <td>ウラン脱硝施設(DN)</td><td colspan="3">汚染状況調査※3</td><td>（機器解体計画を具体化し申請）</td></tr> <tr> <td>プルトニウム転換技術開発施設(PCDF)</td><td colspan="3">汚染状況調査※2・系統除染第一段階</td><td>▼除染結果のレビュー (レビュー結果に基づき計画を具体化し申請)</td></tr> <tr> <td>クリプトン回収技術開発施設(Kr)</td><td colspan="3">汚染状況調査※3</td><td>（機器解体計画を具体化し申請）</td></tr> </tbody> </table> <p>※1：分離精製工場(MP)、ウラン脱硝施設(DN)、プルトニウム転換技術開発施設(PCDF)及びクリプトン回収技術開発施設(Kr)に対する系統除染第一段階は、令和8年度に着手し、約3年間で対象範囲に対する一通りの汚染状況調査や系統除染を実施して、その結果をレビューし、次段階の方針を判断した上で、次段階の除染、機器解体等の計画を具体化して廃止措置計画の変更認可申請を行う。</p> <p>※2：除染後の汚染状況調査を含む。</p> <p>※3：除染を必要とせず、機器解体を前提とした汚染状況調査。</p>	年度	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)	R9(2027)以降	分離精製工場(MP)	汚染状況調査※2・系統除染第一段階			▼除染結果のレビュー (レビュー結果に基づき計画を具体化し申請)	ウラン脱硝施設(DN)	汚染状況調査※3			（機器解体計画を具体化し申請）	プルトニウム転換技術開発施設(PCDF)	汚染状況調査※2・系統除染第一段階			▼除染結果のレビュー (レビュー結果に基づき計画を具体化し申請)	クリプトン回収技術開発施設(Kr)	汚染状況調査※3			（機器解体計画を具体化し申請）	系統除染の計画の具体化に伴う記載の追加
年度	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)	R9(2027)以降																							
分離精製工場(MP)	汚染状況調査※2・系統除染第一段階			▼除染結果のレビュー (レビュー結果に基づき計画を具体化し申請)																							
ウラン脱硝施設(DN)	汚染状況調査※3			（機器解体計画を具体化し申請）																							
プルトニウム転換技術開発施設(PCDF)	汚染状況調査※2・系統除染第一段階			▼除染結果のレビュー (レビュー結果に基づき計画を具体化し申請)																							
クリプトン回収技術開発施設(Kr)	汚染状況調査※3			（機器解体計画を具体化し申請）																							

### 添付資料3. 変更箇所の新旧対照表

変更箇所を\_\_\_\_\_又は\_\_\_\_\_で示す。

変更前		変更後		備考
<p><b>表 1-5-4 ガラス固化処理に関する工程</b></p>	<p><b>表 1-5-5 ガラス固化処理に関する工程</b></p>	<p>* : ガラス固化処理における製造本数は、運転状況に応じて増やし、ガラス固化処理をできるだけ前倒して進める。</p>		
				記載の適正化

表 1-5-5 ガラス固化処理に関する工程

\* : ガラス固化処理における製造本数は、運転状況に応じて増やし、ガラス固化処理ができるだけ前倒しで進める。

## 記載の適正化

添付資料3. 変更箇所の新旧対照表

変更箇所を\_\_\_\_\_又は<sup>△</sup>で示す。

変更前	変更後	備考																		
<p>表 1-6 回収可能核燃料物質の存在場所ごとの保有量 (省略)</p>	<p>表 1-6 回収可能核燃料物質の存在場所ごとの保有量 (変更なし)</p> <p>表 1-7 回収可能核燃料物質取出し後(工程洗浄終了時)の 核燃料物質の存在場所ごとの保有量</p> <p>令和6年3月29日現在</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設</th><th>工程名</th><th>物質の状態</th><th>保有量</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">分離精製工場 (MP)</td><td>溶解 清澄・調整</td><td>洗浄液</td><td>[REDACTED]</td></tr> <tr> <td>抽出 (酸回収, リワーグ等を含む。)</td><td>洗浄液</td><td>[REDACTED]</td></tr> <tr> <td>Pu 製品貯蔵<sup>※3</sup></td><td>洗浄液</td><td>[REDACTED]</td></tr> <tr> <td>ウラン脱硝施設 (DN)</td><td>U 濃縮・脱硝</td><td>洗浄液</td><td>[REDACTED]</td></tr> </tbody> </table> <p>上記の他、回収可能核燃料物質の取出し後の分析所(CB)の中間貯槽(108V10, V11)には、 洗浄液([REDACTED] kgU<sup>※1</sup>未満, [REDACTED] kgPu<sup>※2</sup>未満)が存在する(その他、分析所(CB)には分析標準等約 [REDACTED] kgU<sup>※1</sup>, 約 [REDACTED] kgPu<sup>※2</sup>が存在)。</p> <p>※1 金属ウラン換算      ※2 金属プルトニウム換算      ※3 施設区分「製品貯蔵施設」      ※4 高放射性廃液として分離した廃液は微量の核燃料物質を含んでいるが、これを取り 出すためには使用済燃料の不溶解性残渣による送液装置の詰り対策として通常とは 異なる試薬等の適用も検討する必要があることから除く。</p>	施設	工程名	物質の状態	保有量	分離精製工場 (MP)	溶解 清澄・調整	洗浄液	[REDACTED]	抽出 (酸回収, リワーグ等を含む。)	洗浄液	[REDACTED]	Pu 製品貯蔵 <sup>※3</sup>	洗浄液	[REDACTED]	ウラン脱硝施設 (DN)	U 濃縮・脱硝	洗浄液	[REDACTED]	工程洗浄の終了に伴う記載の追加
施設	工程名	物質の状態	保有量																	
分離精製工場 (MP)	溶解 清澄・調整	洗浄液	[REDACTED]																	
	抽出 (酸回収, リワーグ等を含む。)	洗浄液	[REDACTED]																	
	Pu 製品貯蔵 <sup>※3</sup>	洗浄液	[REDACTED]																	
ウラン脱硝施設 (DN)	U 濃縮・脱硝	洗浄液	[REDACTED]																	

表 1-7 性能維持施設 (1/49)

設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間
分離精製工場 (MP)	燃料受入系 ・閉じ込めの機能	・瞬間のインターロック機能が正常に作動すること。	分離精製工場の管理区域解除まで
	貯蔵プール 熱交換器 ・使用済燃料の貯蔵施設等(冷却機能)	・濃縮ウラン貯蔵プールの熱交換器に供給されるプール水の流量が 170 m <sup>3</sup> /h 以上であること。 ・予備貯蔵プールの熱交換器に供給されるプール水の流量が 170 m <sup>3</sup> /h 以上及び冷却水の流量が 200 m <sup>3</sup> /h 以上であること。	使用済燃料の搬出が完了するまで
ガラス固化技術開発施設 (TVF)	溶融炉 ・閉じ込めの機能	・インターロック機能が正常に動作すること。	系統除染が完了するまで
分離精製工場 (MP)	建家及びセル換気系 ・火災等による損傷の防止機能 ・閉じ込めの機能 ・換気機能	・通常電源時及び非常電源時の送・排風機の起動順序を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 ・排風機故障時の予備機への自動切替を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。	分離精製工場の管理区域解除まで
高放射性液体貯蔵場 (HAW)	建家及びセル換気系 ・閉じ込めの機能 ・換気機能	・通常電源時及び非常電源時の送・排風機の起動順序を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 ・排風機故障時の予備機への自動切替を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。	高放射性液体貯蔵場の管理区域解除まで
廃棄物処理場 (MAF)	建家及びセル換気系 ・火災等による損傷の防止機能 ・閉じ込めの機能 ・換気機能	・通常電源時及び非常電源時の送・排風機の起動順序を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 ・排風機故障時の予備機への自動切替を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。	廃棄物処理場の管理区域解除まで

表 1-8 性能維持施設 (1/254)

要求される機能	建家	設備名稱等*	性能	維持すべき期間
・放射性物質の保持機能	高放射性液体貯蔵場 (HAW)	高放射性液体貯蔵	272V31 272V32 272V33 272V34 272V35 272V36 272V37 272V38 272V45 272V41 272V42 272V50 272V51 272V52	・内包する放射性物質が漏えいする ・および有意な損傷がない状態である こと。
		中間貯蔵 水封槽 放射性液体貯蔵		廢液の貯蔵への使用を 完了するまで

\*代表的な貯槽等を記載しており、送液先の貯槽等までの配管や周辺機器を含む。

## 添付資料 3. 変更箇所の新旧対照表

変更箇所を\_\_\_\_\_又は~~\_\_\_\_\_~~で示す。

変更前	変更後	備考
		工程洗浄の終了等に伴う性能維持施設の変更

添付資料3. 変更箇所の新旧対照表

変更箇所を\_\_\_\_\_又は~~\_\_\_\_\_~~で示す。

変更前		変更後		備考
分析所(CB) 建家及びセ ル換気系	要求される機能 ・閉じ込めの機能 ・換気機能	性能 ・通常電源時及び非常電源時の送・排風機の起動順序を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 ・排風機故障時の予備機への自動切替を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。	維持すべき期間 分析所の管理区域解 除まで	
第二低放射 性高濃蒸発 処理施設(E) 第三低放射 性廃液蒸発 処理施設(Z)	建家及びセ ル換気系 建家及びセ ル換気系	要求される機能 ・閉じ込めの機能 ・換気機能	性能 ・通常電源時及び非常電源時の送・排風機の起動順序を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 ・排風機故障時の予備機への自動切替を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 ・通常電源時及び非常電源時の送・排風機の起動順序を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 ・排風機故障時の予備機への自動切替を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。	第二低放射性廃液蒸 発処理施設の管理区 域解除まで 第三低放射性廃液蒸 発処理施設の管理区 域解除まで
放出廃液油 分除去施設(C) 廃溶媒貯蔵 場(WS)	建家換気系 建家及びセ ル換気系	要求される機能 ・閉じ込めの機能 ・換気機能 + 火災等による損傷 の防止機能 ・閉じ込めの機能 ・換気機能	性能 ・通常電源時及び非常電源時の送・排風機の起動順序を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 ・排風機故障時の予備機への自動切替を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 ・通常電源時及び非常電源時の送・排風機の起動順序を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 ・排風機故障時の予備機への自動切替を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。	放出廃液油分除去施 設の管理区域解除ま で 廃溶媒貯蔵場の管理 区域解除まで
第二スラッジ 貯蔵(LW2)	建家及びセ ル換気系	要求される機能 ・閉じ込めの機能 ・換気機能	性能 ・内包する放射性物質が漏えいする ような有意な損傷がない状態である こと。	第二スラッジ貯蔵場 の管理区域解除まで

表1-7 性能維持施設 (2/49)

要求される機能	建家	設備名称等*	性能	維持すべき期間
・放射性物質の 保持機能	分配器 高放射性廃液 貯蔵場(HAW)	272D12 272D13	・内包する放射性物質が漏えいする ような有意な損傷がない状態である こと。	廃液の貯蔵への使用を 完了するまで
	冷却器 除湿器	272H43 272H49		
	洗浄塔	272H46 272T44		

\*代表的な貯槽等を記載しており、送液先の貯槽等までの配管や周辺機器を含む。

表1-8 性能維持施設 (2/254)

添付資料3. 変更箇所の新旧対照表

変更箇所を\_\_\_\_\_又は~~\_\_\_\_\_~~で示す。

変更前		変更後		備考
設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間	工程洗浄の終了等に伴う性能維持施設の変更
ウラン脱硝施設(DN)	建家換気系 ・閉じ込めの機能 ・換気機能	・通常電源時及び非常電源時の送・排風機の起動順序を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 ・排風機故障時の予備機への自動切替を確認し、建家の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。	ウラン脱硝施設の管理又は解除まで	
焼却施設(IF)	建家換気系 ・閉じ込めの機能 ・換気機能	・通常電源時及び非常電源時の送・排風機の起動順序を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 ・排風機故障時の予備機への自動切替を確認し、建家の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。	焼却施設の管理区域解除まで	
第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設(2HSSWS)	建家及びセル換気系 ・閉じ込めの機能 ・換気機能	・通常電源時及び非常電源時の送・排風機の起動順序を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 ・排風機故障時の予備機への自動切替を確認し、建家の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。	第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設の管理区域解除まで	
アスファルト固化処理施設(ASP)	建家及びセル換気系 ・閉じ込めの機能 ・換気機能	・通常電源時及び非常電源時の送・排風機の起動順序を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 ・排風機故障時の予備機への自動切替を確認し、建家の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。	アスファルト固化体貯蔵施設の管理区域解除まで	
アスファルト固化体貯蔵施設(AS1)	建家及びセル換気系 ・閉じ込めの機能 ・換気機能	・通常電源時及び非常電源時の送・排風機の起動順序を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。	アスファルト固化体貯蔵施設の管理区域解除まで	
廃溶媒処理技術開発施設(ST)	建家及びセル換気系 ・火災等による損傷防止機能 ・閉じ込めの機能 ・換気機能	・通常電源時及び非常電源時の送・排風機の起動順序を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 ・排風機故障時の予備機への自動切替を確認し、建家の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。	廃溶媒処理技術開発施設の管理区域解除まで	
表1-7 性能維持施設(3/49)		表1-8 性能維持施設(3/254)		
要求される機能	建家	設備名称等*	性能	維持すべき期間
ガラス固化技術開発施設(TVF) ガラス固化技術開発陣	受入槽	G11V10		
	回収液槽	G11V20		
	冷却器	G11H11		
	凝縮器	G11H21		
	冷却器	G12H11		
	濃縮液槽	G12H13		
	濃縮液供給槽	G12V12		
	濃縮液槽	G12V14		
	濃縮器	G12V20		
	溶融炉	G12E10	・内包する放射性物質が漏えいする ような有意な損傷がない状態である こと。	廃液の処理・貯蔵への使 用を完了するまで
・放射性物質の 保持機能	ろ過器	G21ME10		
	除染装置	G22F13		
	デミスター	G22M12		
		G41D23		
		G41D33		
冷却器 スクラッパ ベンチュリスクラッパ 吸収塔		G41H20		
		G41H22		
		G41H30		
		G41T10		
		G41T11		
		G41T21		

\*代表的な貯槽等を記載しており、送液先の貯槽等までの配管や周辺機器を含む。

添付資料3. 変更箇所の新旧対照表

変更箇所を\_\_\_\_\_又は~~\_\_\_\_\_~~で示す。

表1-7 性能維持施設(4/49)

設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間
低放射性濃縮廃液貯蔵施設(LWSF)	建家及びセル換気系、 ・閉じ込めの機能 +換気機能	・通常電源時及び非常電源時の送・排風機の起動順序を確認し、健全であること。 ・排風機故障時の予備機への自動切替を確認し、建家の負圧バランスが保たれ。また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。	低放射性廃液貯蔵施設の管理区域解除まで
高放射性固体廃棄物貯蔵車(HASWS)	セル換気系 ・閉じ込めの機能 +換気機能	・排風機故障時の予備機への自動切替を確認し、建家の負圧バランスが保たれ。また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。	高放射性固体廃棄物貯蔵車の管理区域解除まで
第二アルト固形化体貯蔵施設(AS2)	建家及びセル換気系 ・閉じ込めの機能 +換気機能	・通常電源時の送・排風機の起動順序を確認し、建家の負圧バランスが保たれ。また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 ・排風機故障時の予備機への自動切替を確認し、建家の負圧バランスが保たれ。また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。	第二アルト固形化技術開発施設の管理区域解除まで
ガラス固化技術開発施設(TVF)	建家及びセル換気系 ・閉じ込めの機能 +換気機能	・通常電源時及び非常電源時の送・排風機の起動順序を確認し、建家の負圧バランスが保たれ。また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 ・排風機故障時の予備機への自動切替を確認し、建家の負圧バランスが保たれ。また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。	ガラス固化技術開発施設の管理区域解除まで
ブルトニウム転換技術開発施設(PCDF)	建家及びセル換気系 ・閉じ込めの機能 +換気機能	・通常電源時及び非常電源時の送・排風機の起動順序を確認し、建家の負圧バランスが保たれ。また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 ・排風機故障時の予備機への自動切替を確認し、建家の負圧バランスが保たれ。また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。	ブルトニウム転換技術開発施設の管理区域解除まで
クリプトン回収技術開発施設(Kr)	建家及びセル換気系 ・閉じ込めの機能 +換気機能	・通常電源時及び非常電源時の送・排風機の起動順序を確認し、建家の負圧バランスが保たれ。また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 ・排風機故障時の予備機への自動切替を確認し、建家の負圧バランスが保たれ。また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。	クリプトン回収技術開発施設の管理区域解除まで

表1-8 性能維持施設(4/254)

要求される機能	建家	設備名称等*	性能	維持すべき期間
放射性物質の保持機能	洗浄塔 凝縮液槽 貯液槽 中放射性廃液貯槽 濃縮液槽 ガラス固化技術開発施設(TVF) ガラス固化技術開発車	G41T31 G43V20 G71V10 G71V11 G71V12 G71V22 G71V42 G71V72 G71V30 G71V60 G71V80 G71V81 G71V31 G71V61 G71V82 G71V83	・内包する放射性物質が漏えいするよう な有意な損傷がない状態であること。 ・廃液の処理・貯蔵への 使用を完了するまで	

\*代表的な貯槽等を記載しており、送液先の貯槽等までの配管や周辺機器を含む。

変更前	変更後	備考
		工程洗浄の終了等に伴う性能維持施設の変更

添付資料3. 変更箇所の新旧対照表

変更箇所を\_\_\_\_\_又は~~\_\_\_\_\_~~で示す。

変更前		変更後		備考																																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>設備名称等</th> <th>要求される機能</th> <th>性能</th> <th>維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高放射性廃液貯蔵場(HAW)</td> <td>空気圧縮機 ・計測制御系統施設(圧縮空気の供給機能)</td> <td>・吐出圧力が設定値内(0.50~0.88 MPaGauge)であること。</td> <td>高放射性廃液貯蔵場の管理区域解除まで</td> </tr> <tr> <td>ユーティリティ施設(UC)</td> <td>空気圧縮機 ・火災等による損傷の防止機能 ・計測制御系統施設(圧縮空気の供給機能)</td> <td>・吐出圧力が0.70 MPaGauge以上であること。</td> <td>供給先の建家の管理区域解除まで</td> </tr> <tr> <td>焼却施設(IF)</td> <td>空気圧縮機 ・計測制御系統施設(圧縮空気の供給機能)</td> <td>・空気圧縮機の容量(吐出圧力)が設定値内(0.50~0.68 MPaGauge)であること。</td> <td>焼却施設の管理区域解除まで</td> </tr> <tr> <td>第二高放射性固体施設(2HASTS)</td> <td>空気圧縮機 ・計測制御系統施設(圧縮空気の供給機能)</td> <td>・空気圧縮機の容量(吐出圧力)が設定値内(0.50~0.68 MPaGauge)であること。</td> <td>第二高放射性固体施設の管理区域解除まで</td> </tr> <tr> <td>第二アスフルト固化体貯蔵施設(AS2)</td> <td>空気圧縮機 ・計測制御系統施設(圧縮空気の供給機能)</td> <td>・空気圧縮機の容量(吐出圧力)が設定値内(0.50~0.68 MPaGauge)であること。</td> <td>第二アスフルト固化体貯蔵施設の管理区域解除まで</td> </tr> <tr> <td>ガラス固化技術開発施設(TTV)</td> <td>空気圧縮機 ・火災等による損傷の防止機能 ・計測制御系統施設(圧縮空気の供給機能)</td> <td>・空気圧縮機の容量(吐出圧力)が設定値内(0.40~0.68 MPaGauge)であること。</td> <td>ガラス固化技術開発施設の管理区域解除まで</td> </tr> <tr> <td>アルミニウム転換技術開発施設(PCDF)</td> <td>空気圧縮機 ・火災等による損傷の防止機能 ・計測制御系統施設(圧縮空気の供給機能)</td> <td>・空気圧縮機の容量(吐出圧力)が設定値内(0.50~0.68 MPaGauge)であること。</td> <td>アルミニウム転換技術開発施設の管理区域解除まで</td> </tr> <tr> <td>クリプトン回収技術開発施設(Kr)</td> <td>空気圧縮機 ・計測制御系統施設(圧縮空気の供給機能)</td> <td>・空気圧縮機の容量(吐出圧力)が設定値内(0.50~0.88 MPaGauge)であること。</td> <td>クリプトン回収技術開発施設の管理区域解除まで</td> </tr> <tr> <td>分離精製工場(MP)</td> <td>アルミニウム溶液蒸発 ・核燃料物質の臨界防止機能 冷水設備用ポンプ</td> <td>・液面制御装置の制御機能が正常であること。 ・ポンプの容量(約80 m<sup>3</sup>/h)に対応した締切圧力(0.74 MPaGauge)以上であること。</td> <td>系統除染が完了するまで</td> </tr> </tbody> </table>	設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間	高放射性廃液貯蔵場(HAW)	空気圧縮機 ・計測制御系統施設(圧縮空気の供給機能)	・吐出圧力が設定値内(0.50~0.88 MPaGauge)であること。	高放射性廃液貯蔵場の管理区域解除まで	ユーティリティ施設(UC)	空気圧縮機 ・火災等による損傷の防止機能 ・計測制御系統施設(圧縮空気の供給機能)	・吐出圧力が0.70 MPaGauge以上であること。	供給先の建家の管理区域解除まで	焼却施設(IF)	空気圧縮機 ・計測制御系統施設(圧縮空気の供給機能)	・空気圧縮機の容量(吐出圧力)が設定値内(0.50~0.68 MPaGauge)であること。	焼却施設の管理区域解除まで	第二高放射性固体施設(2HASTS)	空気圧縮機 ・計測制御系統施設(圧縮空気の供給機能)	・空気圧縮機の容量(吐出圧力)が設定値内(0.50~0.68 MPaGauge)であること。	第二高放射性固体施設の管理区域解除まで	第二アスフルト固化体貯蔵施設(AS2)	空気圧縮機 ・計測制御系統施設(圧縮空気の供給機能)	・空気圧縮機の容量(吐出圧力)が設定値内(0.50~0.68 MPaGauge)であること。	第二アスフルト固化体貯蔵施設の管理区域解除まで	ガラス固化技術開発施設(TTV)	空気圧縮機 ・火災等による損傷の防止機能 ・計測制御系統施設(圧縮空気の供給機能)	・空気圧縮機の容量(吐出圧力)が設定値内(0.40~0.68 MPaGauge)であること。	ガラス固化技術開発施設の管理区域解除まで	アルミニウム転換技術開発施設(PCDF)	空気圧縮機 ・火災等による損傷の防止機能 ・計測制御系統施設(圧縮空気の供給機能)	・空気圧縮機の容量(吐出圧力)が設定値内(0.50~0.68 MPaGauge)であること。	アルミニウム転換技術開発施設の管理区域解除まで	クリプトン回収技術開発施設(Kr)	空気圧縮機 ・計測制御系統施設(圧縮空気の供給機能)	・空気圧縮機の容量(吐出圧力)が設定値内(0.50~0.88 MPaGauge)であること。	クリプトン回収技術開発施設の管理区域解除まで	分離精製工場(MP)	アルミニウム溶液蒸発 ・核燃料物質の臨界防止機能 冷水設備用ポンプ	・液面制御装置の制御機能が正常であること。 ・ポンプの容量(約80 m <sup>3</sup> /h)に対応した締切圧力(0.74 MPaGauge)以上であること。	系統除染が完了するまで	<table border="1"> <thead> <tr> <th>要求される機能</th> <th>建家</th> <th>設備名稱等*</th> <th>性能</th> <th>維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ガラス固化技術開発施設(TTV) ・放射性物質の保持機能</td> <td>デミスター 中放射性廃液蒸発缶 低放射性廃液第一 蒸発缶 低放射性廃液第二 蒸発缶 絞締器 冷却器 廃水貯槽</td> <td>G71D33 G71E20 G71E40 G71E70 G71H21 G71H41 G71H71 G71H32 G71U018 G71U027</td> <td>・内包する放射性物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること。 ・廃液の処理、貯蔵への使用を完了するまで</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	要求される機能	建家	設備名稱等*	性能	維持すべき期間	ガラス固化技術開発施設(TTV) ・放射性物質の保持機能	デミスター 中放射性廃液蒸発缶 低放射性廃液第一 蒸発缶 低放射性廃液第二 蒸発缶 絞締器 冷却器 廃水貯槽	G71D33 G71E20 G71E40 G71E70 G71H21 G71H41 G71H71 G71H32 G71U018 G71U027	・内包する放射性物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること。 ・廃液の処理、貯蔵への使用を完了するまで		<p>*代表的な貯槽等を記載しており、送液先の貯槽等までの配管や周辺機器を含む。</p>	工程洗浄の終了等に伴う性能維持施設の変更
設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間																																																		
高放射性廃液貯蔵場(HAW)	空気圧縮機 ・計測制御系統施設(圧縮空気の供給機能)	・吐出圧力が設定値内(0.50~0.88 MPaGauge)であること。	高放射性廃液貯蔵場の管理区域解除まで																																																		
ユーティリティ施設(UC)	空気圧縮機 ・火災等による損傷の防止機能 ・計測制御系統施設(圧縮空気の供給機能)	・吐出圧力が0.70 MPaGauge以上であること。	供給先の建家の管理区域解除まで																																																		
焼却施設(IF)	空気圧縮機 ・計測制御系統施設(圧縮空気の供給機能)	・空気圧縮機の容量(吐出圧力)が設定値内(0.50~0.68 MPaGauge)であること。	焼却施設の管理区域解除まで																																																		
第二高放射性固体施設(2HASTS)	空気圧縮機 ・計測制御系統施設(圧縮空気の供給機能)	・空気圧縮機の容量(吐出圧力)が設定値内(0.50~0.68 MPaGauge)であること。	第二高放射性固体施設の管理区域解除まで																																																		
第二アスフルト固化体貯蔵施設(AS2)	空気圧縮機 ・計測制御系統施設(圧縮空気の供給機能)	・空気圧縮機の容量(吐出圧力)が設定値内(0.50~0.68 MPaGauge)であること。	第二アスフルト固化体貯蔵施設の管理区域解除まで																																																		
ガラス固化技術開発施設(TTV)	空気圧縮機 ・火災等による損傷の防止機能 ・計測制御系統施設(圧縮空気の供給機能)	・空気圧縮機の容量(吐出圧力)が設定値内(0.40~0.68 MPaGauge)であること。	ガラス固化技術開発施設の管理区域解除まで																																																		
アルミニウム転換技術開発施設(PCDF)	空気圧縮機 ・火災等による損傷の防止機能 ・計測制御系統施設(圧縮空気の供給機能)	・空気圧縮機の容量(吐出圧力)が設定値内(0.50~0.68 MPaGauge)であること。	アルミニウム転換技術開発施設の管理区域解除まで																																																		
クリプトン回収技術開発施設(Kr)	空気圧縮機 ・計測制御系統施設(圧縮空気の供給機能)	・空気圧縮機の容量(吐出圧力)が設定値内(0.50~0.88 MPaGauge)であること。	クリプトン回収技術開発施設の管理区域解除まで																																																		
分離精製工場(MP)	アルミニウム溶液蒸発 ・核燃料物質の臨界防止機能 冷水設備用ポンプ	・液面制御装置の制御機能が正常であること。 ・ポンプの容量(約80 m <sup>3</sup> /h)に対応した締切圧力(0.74 MPaGauge)以上であること。	系統除染が完了するまで																																																		
要求される機能	建家	設備名稱等*	性能	維持すべき期間																																																	
ガラス固化技術開発施設(TTV) ・放射性物質の保持機能	デミスター 中放射性廃液蒸発缶 低放射性廃液第一 蒸発缶 低放射性廃液第二 蒸発缶 絞締器 冷却器 廃水貯槽	G71D33 G71E20 G71E40 G71E70 G71H21 G71H41 G71H71 G71H32 G71U018 G71U027	・内包する放射性物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること。 ・廃液の処理、貯蔵への使用を完了するまで																																																		

表1-7 性能維持施設(5/49)

表1-8 性能維持施設(5/254)

要求される機能	建家	設備名稱等*	性能	維持すべき期間
ガラス固化技術開発施設(TTV) ・放射性物質の保持機能	デミスター 中放射性廃液蒸発缶 低放射性廃液第一 蒸発缶 低放射性廃液第二 蒸発缶 絞締器 冷却器 廃水貯槽	G71D33 G71E20 G71E40 G71E70 G71H21 G71H41 G71H71 G71H32 G71U018 G71U027	・内包する放射性物質が漏えいするようないし、廃液の処理、貯蔵への使用を完了するまで	

添付資料3. 変更箇所の新旧対照表

変更箇所を\_\_\_\_\_又は~~\_\_\_\_\_~~で示す。

変更前		変更後		備考
設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間	
海水設備用ポンプ 示水ポンプ	・火災等による損傷の防止機能 (海水供給機能)	<ul style="list-style-type: none"> <li>ポンプの容量(約170 m<sup>3</sup>/h)に対応した締切圧力(736 kPaGauge)以上であること。</li> <li>ポンプの容量(約170 m<sup>3</sup>/h)に対応した締切圧力(727 kPaGauge)以上であること。</li> <li>ポンプの容量(約170 m<sup>3</sup>/h)に対応した締切圧力(736 kPaGauge)以上であること。</li> </ul>	全ての建家の管理区域解除まで	
ユーティリティ施設 (UC)	冷却水供給ポンプ	・その他(冷却水供給機能)	<ul style="list-style-type: none"> <li>ポンプの容量1100 m<sup>3</sup>/h<sup>2</sup>基以上であること。</li> </ul>	系統除染が完了するまで
高放射性廃液貯蔵場 (HAW)	冷水設備用ポンプ	・その他(冷却水供給機能)	<ul style="list-style-type: none"> <li>ポンプの容量(約3.5 m<sup>3</sup>/h)に対応した締切圧力(0.22 MPaGauge)以上であること。</li> <li>ポンプの容量(約15 m<sup>3</sup>/h)に対応した締切圧力(0.34 MPaGauge)以上であること。</li> </ul>	系統除染が完了するまで
中央運転管理室	蒸気設備	・閉じ込めの機能(蒸気供給機能)	<ul style="list-style-type: none"> <li>蒸気圧力(1.76 MPaGauge以内)を維持し、ボイラ本体から著しい漏えいがないこと。</li> </ul>	系統除染が完了するまで
ガラス固化技術開発施設(TVF)	保管ビット	・保管施設施設(冷却機能)	<ul style="list-style-type: none"> <li>排気風量が60.0×10<sup>3</sup> m<sup>3</sup>/h以上であること。</li> </ul>	ガラス固化技術開発施設の管理区域解除まで
	冷却塔	・崩壊熱除去機能 (冷却水供給機能) ・事故対処機能 (自然防止対策機能①)	<ul style="list-style-type: none"> <li>冷却塔出口の冷却水流量が195 m<sup>3</sup>/h以上であること。</li> </ul>	系統除染が完了するまで
	二次冷却水循環ポンプ	・崩壊熱除去機能 (冷却水供給機能) ・事故対処機能 (自然防止対策機能①)	<ul style="list-style-type: none"> <li>ポンプ出口の冷却水流量が50 m<sup>3</sup>/h以上であること。</li> </ul>	系統除染が完了するまで
	一次冷却水循環ポンプ	・崩壊熱除去機能 (冷却水供給機能) ・事故対処機能 (自然防止対策機能①)	<ul style="list-style-type: none"> <li>ポンプ出口の冷却水流量が17 m<sup>3</sup>/h以上であること。</li> </ul>	系統除染が完了するまで
表1-7 性能維持施設(6/49)		表1-8 性能維持施設(6/254)		
要求される機能	建家	設備名称等*	性能	維持すべき期間
・放射性物質の 保持機能	中間受槽	312V10 312V11		
		312V12		
	低放射性廃液貯槽	313V10 313V11		
		314V10	・内包する放射性物質が漏えいする ような有意な損傷がない状態である こと。	廃液の処理・貯蔵への使 用を完了するまで
	中間受槽	314V11 314V12		
		314V13 314V14		
	低放射性廃液貯槽	315V10 315V11		
		316V10 316V11 316V12		
*代表的な貯槽等を記載しており、送液先の貯槽等までの配管や周辺機器を含む。				

添付資料3. 変更箇所の新旧対照表

変更箇所を\_\_\_\_\_又は~~\_\_\_\_\_~~で示す。

設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間	備考
ガラス固化技術開発施設 (TVF) ガラス固化技術開発施設 (TVF) ガラス固化技術開発施設 (TVF) ガラス固化技術開発施設 (TVF)	<ul style="list-style-type: none"> <li>地盤による損傷の防止機能</li> <li>津波による損傷の防止機能</li> <li>閉じ込めの機能</li> <li>遮蔽機能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剝離などがないこと。</li> </ul>	ガラス固化技術開発施設の管理区域解除まで	
建家・構築物 建家・構築物 建家・構築物 建家・構築物	<ul style="list-style-type: none"> <li>地盤による損傷の防止機能</li> <li>津波による損傷の防止機能</li> <li>閉じ込めの機能</li> <li>遮蔽機能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剝離などがないこと。</li> </ul>	ガラス固化技術開発施設の管理区域解除まで	
第二付属排気筒 クリフトン回収技術開発施設 (Kr) 高放射性廃液貯蔵場 (HAW) ウラン貯蔵施設 (W)	<ul style="list-style-type: none"> <li>地盤による損傷の防止機能 (排気機能)</li> <li>底盤施設</li> <li>地盤による損傷の防止機能</li> <li>閉じ込めの機能</li> <li>遮蔽機能</li> <li>地盤による損傷の防止機能</li> <li>津波による損傷の防止機能</li> <li>閉じ込めの機能</li> <li>遮蔽機能</li> <li>地盤による損傷の防止機能</li> <li>閉じ込めの機能</li> <li>遮蔽機能</li> <li>地盤による損傷の防止機能</li> <li>遮蔽機能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剝離などがないこと。</li> <li>建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剝離などがないこと。</li> <li>建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剝離などがないこと。</li> <li>建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剝離などがないこと。</li> <li>建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剝離などがないこと。</li> </ul>	ガラス固化技術開発施設の管理区域解除まで クリフトン回収技術開発施設の管理区域解除まで 高放射性廃液貯蔵場の管理区域解除まで ウラン脱硝施設の管理区域解除まで	
ウラン貯蔵所 (U03) 第二ウラン貯蔵所 (2U03) 第三ウラン貯蔵所 (3U03) ブルトニウム転換技術開発施設 (PCIF)	<ul style="list-style-type: none"> <li>地盤による損傷の防止機能</li> <li>遮蔽機能</li> <li>地盤による損傷の防止機能</li> <li>遮蔽機能</li> <li>地盤による損傷の防止機能</li> <li>遮蔽機能</li> <li>地盤による損傷の防止機能</li> <li>津波による損傷の防止機能</li> <li>閉じ込めの機能</li> <li>遮蔽機能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剝離などがないこと。</li> <li>建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剝離などがないこと。</li> <li>建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剝離などがないこと。</li> <li>建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剝離などがないこと。</li> </ul>	ウラン貯蔵所の管理区域解除まで 第二ウラン貯蔵所の管理区域解除まで 第三ウラン貯蔵所の管理区域解除まで ブルトニウム転換技術開発施設の管理区域解除まで	
表1-7 性能維持施設 (7/254)				
表1-8 性能維持施設 (7/254)				
要求される機能	建家	設備名称等*	性能	維持すべき期間
・放射性物質の保持機能	廃希釈貯槽	318V10		
	廃溶媒・塗布剤貯槽	318V11		
	低放射性廃液第1蒸発缶(蒸発部)	321V11		
	サイクロロン	321V14		
	低放射性廃液第1蒸発缶(加熱部)	321E12		
	予熱器	321H10		
	凝縮器	321H30	・内包する放射性物質が漏えいする ような有意な損傷がない状態である こと。	廃液の処理・貯蔵への使 用を完了するまで
	冷却器	321H31		
	中和槽	323V10		
	反応槽	323V12		
	沈降槽	323V15		
	清澄槽	325V20		
	サントボルタ	325F10		
	低放射性濃縮廃液貯槽	331V10 331V11 331V12		

\*代表的な貯槽等を記載しており、送波先の貯槽等までの配管や周辺機器を含む。

表 1-7 性能維持施設 (8/49)

設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間
除染場(DS) 建家・構築物	地裏による損傷の防止機能 ・閉じ込めの機能 ・遮蔽機能	・建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき 裂、剥離などがないこと。	除染場の管理区域解 除まで
分離精製工 場(RP) 建家・構築物	地裏による損傷の防止機能 ・津波による損傷の防止機能 ・閉じ込めの機能 ・遮蔽機能	・建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき 裂、剥離などがないこと。	分離精製工場の管理 区域解除まで
分析所(CB) 建家・構築物	地裏による損傷の防止機能 ・閉じ込めの機能 ・遮蔽機能	・建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき 裂、剥離などがないこと。	分析所の管理区域解 除まで
ユーティリ ティ施設 (UC) 建家・構築物	地裏による損傷の防止機能 ・地盤による損傷の防止機能 ・地盤による損傷の防止機能 ・施設	・建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき 裂、剥離などがないこと。 ・建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき 裂、剥離などがないこと。	供給先の建家の管理 区域解除まで
資材庫 主排気筒 高放射性固 体廃棄物貯 蔵車(HASWS) 第二高放射 性固体廃棄 物貯蔵施設 (2HASWS) アスファル ト固化処理 施設(ASP) アスファル ト固化体貯 蔵施設 (AS1)	地盤による損傷の防止機能 ・施設 地盤による損傷の防止機能 ・閉じ込めの機能 ・遮蔽機能	・建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき 裂、剥離などがないこと。 ・建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき 裂、剥離などがないこと。 ・建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき 裂、剥離などがないこと。	供給先の建家の管理 区域解除まで 供氣元の建家の管理 区域解除まで 高放射性固体廃棄物 貯蔵車の管理区域解 除まで
	地盤による損傷の防止機能 ・閉じ込めの機能 ・遮蔽機能	・建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき 裂、剥離などがないこと。	第一高放射性固体廃 棄物貯蔵施設の管理 区域解除まで
	地盤による損傷の防止機能 ・閉じ込めの機能 ・遮蔽機能	・建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき 裂、剥離などがないこと。	アスファルト固化体 貯蔵施設の管理区域 解除まで
	地盤による損傷の防止機能 ・閉じ込めの機能 ・遮蔽機能	・建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき 裂、剥離などがないこと。	アスファルト固化体 貯蔵施設の管理区域 解除まで

表 1-8 性能維持施設 (8/254)

要求される機能	建家	設備名称等*	性能	維持すべき期間
・放射性物質の 保持機能	低放射性廃液第2蒸 発缶(蒸発部) サイクロン デミスター 復水槽 ドレン受槽 濃縮液槽 低放射性廃液第2蒸 発缶(加熱部) 予熱器 凝縮器 冷却器	322V11 322V14 322V15 322V32 322V33 322V34 322E12 322H10 322H30 322H31	・内包する放射性物質が漏えいする ような有意な損傷がない状態である こと。	廃液の処理・貯蔵への使 用を完了するまで

\*代表的な貯槽等を記載しており、送後先の貯槽等までの配管や周辺機器を含む。

変更箇所を\_\_\_\_\_又は~~\_\_\_\_\_~~で示す。

変更後

備考

工程洗浄の終了等に伴う性能  
維持施設の変更

添付資料3. 変更箇所の新旧対照表

変更箇所を\_\_\_\_\_又は~~\_\_\_\_\_~~で示す。

表 1-7 性能維持施設 (9/49)

設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間
第二アルト固化体貯藏施設 (AS2)	建家・構築物 ・地震による損傷の防止機能 ・閉じ込めの機能 ・遮蔽機能	・建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき 裂、剥離などがないこと。	第二ニアフルト固化体貯藏施設の管理 区域解除まで
第一低放射性固体廃棄物貯藏場 (1LASWS)	建家・構築物 ・地震による損傷の防止機能 ・遮蔽機能	・建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき 裂、剥離などがないこと。	第一低放射性固体廃棄物貯藏場の管理 区域解除まで
第二低放射性固体廃棄物貯藏場 (2LASWS)	建家・構築物 ・地震による損傷の防止機能 ・遮蔽機能	・建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき 裂、剥離などがないこと。	第二低放射性固体廃棄物貯藏場の管理 区域解除まで
廃棄物処理場 (AAF)	建家・構築物 ・地震による損傷の防止機能 ・閉じ込めの機能 ・遮蔽機能	・建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき 裂、剥離などがないこと。	廃棄物処理場の管理 区域解除まで
第二低放射性廃液蒸発処理施設 (E)	建家・構築物 ・地震による損傷の防止機能 ・閉じ込めの機能 ・遮蔽機能	・建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき 裂、剥離などがないこと。	第二低放射性廃液蒸発処理施設の管理 区域解除まで
第三低放射性廃液蒸発処理施設 (Z)	建家・構築物 ・地震による損傷の防止機能 ・閉じ込めの機能 ・遮蔽機能	・建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき 裂、剥離などがないこと。	第三低放射性廃液蒸発処理施設の管理 区域解除まで
放出廃液油分除去施設 (C)	建家・構築物 ・地震による損傷の防止機能 ・閉じ込めの機能 ・遮蔽機能	・建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき 裂、剥離などがないこと。	放出廃液油分除去施設の管理 区域解除まで
廻路処理技術開発施設 (ST)	建家・構築物 ・地震による損傷の防止機能 ・閉じ込めの機能 ・遮蔽機能	・建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき 裂、剥離などがないこと。	廻路処理技術開発施設の管理 区域解除まで
低放射性廃液貯蔵施設 (LWSF)	建家・構築物 ・地震による損傷の防止機能 ・閉じ込めの機能 ・遮蔽機能	・建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき 裂、剥離などがないこと。	低放射性廃液貯蔵施設の管理 区域解除まで

表 1-8 性能維持施設 (9/254)

要求される機能	建家	設備名称等*	性能	維持すべき期間
放射性物質の保持機能	・溶縮液貯槽	・溶縮液貯槽	・内包する放射性物質が漏れない状態である ような有意な損傷がないこと。	溶縮液の処理・貯蔵への使 用を完了するまで
第三低放射性廃液蒸発処理施設 (Z)	ドレン受槽 サイクロン 低放射性廃液第3蒸発缶(加熱部) 予熱器 凝縮器 冷却器 粗調整槽 中和反応槽 中間貯槽	326V01 326V02 326V11 326V50A 326V50B 326V51A 326V51B 326V70 326D12 326E10 326H01 326H13 326H14 327V60 327V61 327V62		

\*代表的な貯槽等を記載しており、送液先の貯槽等までの配管や周辺機器を含む。

### 添付資料3. 変更箇所の新旧対照表

変更箇所を 又は  で示す。

表 1-7 性能維持施設 (10/49)

設備名稱等	要求される機能	性能	維持すべき期間
発溶媒貯蔵場 (FS)	建家・構築物 * 地震による損傷の防止機能 * 閉じ込めの機能 * 避難機能	* 建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離などがないこと。	発溶媒貯蔵場の管理 区域解除まで
スラッシュ貯蔵 場 (LF)	建家・構築物 * 地震による損傷の防止機能 * 閉じ込めの機能 * 避難機能	* 建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離などがないこと。	スラッシュ貯蔵場の管 理区域解除まで
第二スラッシュ貯蔵場 (LF2)	建家・構築物 * 地震による損傷の防止機能 * 閉じ込めの機能 * 避難機能	* 建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離などがないこと。	第二スラッシュ貯蔵場 (の管理区域解除まで
焼却施設 (IF)	建家・構築物 * 地震による損傷の防止機能 * 閉じ込めの機能 * 避難機能	* 建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離などがないこと。	焼却施設の管理区域 解除まで
第一付属排気 筒	建家・構築物 * 地震による損傷の防止機能 * 施策施設(排気機能)	* 建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離などがないこと。	第一付属排気 筒
中間開閉所	建家・構築物 * 地震による損傷の防止機能 * 防波による損傷の防止機能	* 建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離などがないこと。	供給先の建家の管理 区域解除まで
第二中間開 閉所	建家・構築物 * 地震による損傷の防止機能 * 防波による損傷の防止機能	* 建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離などがないこと。	供給先の建家の管理 区域解除まで
排水モニタ室	建家・構築物 * 地震による損傷の防止機能 * その他 (火災報知機能)	* 建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離などがないこと。 * 消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の 基準を満足すること。	排水モニタ室 ガラス固化技術開発 施設ガラス固化技術 開発棟の管理区域解 除まで
ガラス固化技 術開発施設 (TF) ガラス固化技 術開発棟	消防 設備 自動火災報知設備 熱感知カメラ	* その他 (火災の検知機能) * 監視対象機器の温度状況を確認できること。	ガラス固化技術開發 施設ガラス固化技術 開發棟の管理区域解 除まで
			高放射性廃液のガラ ス固化完了まで

表 1-8 性能維持施設 (10/254)

要求される機能	建家	設備名稱等*	性能	維持すべき期間
		低放射性廃液貯槽 350V10 350V11 350V12		
		放出廃液貯槽 シックナ 350V21 350V22 350V23		
・放射性物質の 保持機能	放出廃液油分降 去施設(C)	・内包する放射性物質が漏えいする ような有意な損傷がない状態である こと。		廃液の処理・貯蔵への使 用を完了するまで
		降炭貯槽 スラッシュ貯槽 サンドフィルダ 活性炭吸着塔 350V31 350V32 350F13 350F14 350T15 350T16 350T17		

\*代表的な貯槽等を記載しており、送液先の貯槽等までの配管や周辺機器を含む。

変更前

変更後

備考

工程洗浄の終了等に伴う性能  
維持施設の変更

表 1-7 性能維持施設 (11/49)

設備名稱等		要求される機能	性能	維持すべき期間
ガラス固化技術開発施設(TVF) ガラス固化技術開発機	消火器	+ その他 (消火機能)	・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。	ガラス固化技術開発施設 施設ガラス固化技術開発機の管理区域解除まで
	消火栓(屋内・屋外)	+ その他 (消火機能)	・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。	ガラス固化技術開発施設 施設ガラス固化技術開発機の管理区域解除まで
	バックージ型ハロゲン化物自動消火設備	+ その他 (消火機能)	・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。	ガラス固化技術開発施設 施設ガラス固化技術開発機の管理区域解除まで
	照明設備	* その他 (避難用照明機能)	・非常灯及び誘導灯が点灯できること。	ガラス固化技術開発施設 施設ガラス固化技術開発機の管理区域解除まで
	干槽ケーブル (火災防護における代替対策用)	* 給電機能 (火災の影響遮断機能)	・員数及び外観に異常がないこと。	高放射性廃液のガラス固化完了まで
	自動火災報知設備	* その他 (火災報知機能)	・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。	高放射性廃液貯貯場の管理区域解除まで
	無感知カメラ	* その他 (火災の検知機能)	・監視対象機器の温度状況を確認できること。	高放射性廃液のガラス固化完了まで
	消火器	* その他 (消火機能)	・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。	高放射性廃液貯貯場の管理区域解除まで
	消火栓(屋内・屋外)	* その他 (消火機能)	・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。	高放射性廃液貯貯場の管理区域解除まで
	バックージ型ハロゲン化物自動消火設備	* その他 (消火機能)	・消防法(同法施行令・施行規則を含む。)の基準を満足すること。	高放射性廃液貯貯場の管理区域解除まで
高放射性廃液貯貯場(HAW)	照明設備	非常灯及び誘導灯 (避難用照明機能)	・非常灯及び誘導灯が点灯できること。	高放射性廃液貯貯場の管理区域解除まで
	干槽ケーブル (火災防護における代替対策用)	* 給電機能 (火災の影響遮断機能)	・員数及び外観に異常がないこと。	高放射性廃液のガラス固化完了まで

表 1-8 性能維持施設 (11/254)

要求される機能	建家	設備名稱等*	性能	維持すべき期間
放射生物質の保持機能	受入貯槽	328V10 328V11		
	洗浄槽	328V20		
	第1抽出槽	328V21		
	第2抽出槽	328V22		
	第3抽出槽	328V23		
	希釈剤受槽	328V24		
	希釈剤中間受槽	328V25	・内包する放射生物質が漏えいする ような有意な損傷がない状態である こと。	塗液の処理・貯蔵への使 用を完了するまで
	希釀剤貯槽	328V30		
	TBP 貯槽	328V31		
	廃シリカゲル貯槽	328V32		
廻溶媒処理技術開発施設(ST)	廃液洗浄槽	328V40		
	廻液供給槽	328V41		
	サイクロン	328V42		
	廻液中間貯槽	328V43		
	廻液受槽	328V44		
	希釀剤洗浄槽	328V47		
	中間受槽	328V48		
TBP 定量槽	TBP 定量槽	328V50		

\* 代表的な貯槽等を記載しており、送液先の貯槽等までの配管や周辺機器を含む。

変更箇所を\_\_\_\_\_又は\_\_\_\_\_で示す。

添付資料3. 変更箇所の新旧対照表

変更箇所を\_\_\_\_\_又は\_\_\_\_\_で示す。

表 1-7 性能維持施設 (12/49)

設備名稱等	要求される機能	性能	維持すべき期間
分離精製工場 (IP)	浸水防止扉	・津波による損傷の防止機能	・浸水防止扉等に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。 ・浸水防止扉を開閉させ、容易に開閉できること。
	ハッチ扉	・津波による損傷の防止機能	・ハッチ扉に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。 ・ハッチ扉のゴムハッキンに有害な傷、損傷及び劣化等がないこと。 ・開閉に要する吊り具(フック、アイボルト等)が健全であること。
	閉止板	・津波による損傷の防止機能	・閉止板に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。 ・閉止板と軽体壁のコーナング材に剥離、劣化等がないこと、固定ボルトの大掛かりな欠損、落下のないこと。
	その他、延長ダクト等の浸水防止設備	・津波による損傷の防止機能	・浸水防止設備(延長ダクト等)に有害な傷、損傷、変形等がないこと。 ・浸水防止設備(延長ダクト等)の付属品(固定ボルト等)に欠損、落下等がないこと。
	高放射性海波防護場 (HAW)	・津波による損傷の防止機能	・浸水防止扉等に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。 ・浸水防止扉を開閉させ、容易に開閉できること。
	閉止板(盾式) (角落し)	・津波による損傷の防止機能	・盾に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。 ・支柱に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。
	浸水防止扉	・津波による損傷の防止機能	・浸水防止扉等に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。 ・浸水防止扉を開閉させ、容易に開閉できること。
	閉止板(盾式) (角落し)	・津波による損傷の防止機能	・浸水防止扉等に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。 ・開閉に要する吊り具(フック、アイボルト等)が健全であること。
	ブルトニウム転換技術開発施設 (PCDF)	・津波による損傷の防止機能	・浸水防止設備(延長ダクト等)に有害な傷、損傷、変形等がないこと。 ・ハッチ扉のゴムハッキンに有害な傷、損傷及び劣化等がないこと。 ・ハッチ扉の欠損、落下がないこと。
	その他、延長ダクト等の浸水防止設備	・津波による損傷の防止機能	・浸水防止設備(延長ダクト等)に有害な傷、損傷、変形等がないこと。 ・浸水防止設備(延長ダクト等)の付属品(固定ボルト等)に欠損、落下等がないこと。
ガラス固化技術開発施設 (TWP)	浸水防止扉	・津波による損傷の防止機能	・浸水防止扉等に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。 ・浸水防止扉を開閉させ、容易に開閉できること。
	閉止板	・津波による損傷の防止機能	・閉止板に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。 ・閉止板固定ボルトの欠損、落下のないこと。

表 1-8 性能維持施設 (12/254)

要求される機能	建家	設備名稱等*	性能	維持すべき期間
・放射性物質の保持機能	廃溶媒処理技術開発施設(ST)	蒸発缶 凝縮器 シリカゲル吸着塔	・内包する放射性物質が漏えいする ような有意な損傷がない状態である こと。	廃液の処理・貯蔵への使 用を完了するまで

\*代表的な貯槽等を記載しており、送液先の貯槽等までの配管や周辺機器を含む。

変更前	変更後	備考
		工程洗浄の終了等に伴う性能維持施設の変更

表 1-7 性能維持施設 (13/49)

設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間
閉止板（扇式角落し）	津波による損傷の防止機能	扇に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。 支柱に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。	ガラス固化技術開発施設の管理区域解除まで
その他、延長ダクト等の浸水防止設備	津波による損傷の防止機能	浸水防止設備（延長ダクト等）に有害な傷、損傷、変形等がないこと。 浸水防止設備（延長ダクト等）の付属品（固定ボルト等）に欠損、落下等がないこと。	ガラス固化技術開発施設の管理区域解除まで
浸水防止扉	津波による損傷の防止機能	浸水防止扉等に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。 浸水防止扉の水密ゴムパッキンに有害な傷、変形、劣化がないこと。 浸水防止扉を開閉させ、容易に開閉できること。	分析所の管理区域解除まで
分析所 (CB) ハッチ扉	津波による損傷の防止機能	ハッチ扉に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。 ハッチ扉のゴムパッキンに有害な傷、損傷及び劣化等がないこと。 固定ボルトの欠損、落下がないこと。 開閉に要する吊り具（フック、アイボルト等）が健全であること。	分析所の管理区域解除まで
閉止板	津波による損傷の防止機能	閉止板に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。 閉止板と軸体壁のコーキング材に剥離、劣化等がないこと、固定ボルトの欠損、落下のないこと。	供給先の建家の管理区域解除まで
浸水防止扉	津波による損傷の防止機能	扉等に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。 扉等に有害な傷、損傷及び変形材に剥離、劣化等がないこと。 扉を閉閉させ、容易に開閉できること。	供給先の建家の管理区域解除まで
中間開閉所	津波による損傷の防止機能	閉止板に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。 閉止板と軸体壁のコーキング材に剥離、劣化等がないこと。 扉等に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。 扉等に有害な傷、損傷及び変形材に剥離、劣化等がないこと。 扉を閉閉させ、容易に開閉できること。	供給先の建家の管理区域解除まで
第二中間開閉所	津波による損傷の防止機能	扉等に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。 扉等に有害な傷、損傷及び変形材に剥離、劣化等がないこと。 扉を閉閉させ、容易に開閉できること。	供給先の建家の管理区域解除まで
閉止板	津波による損傷の防止機能	閉止板に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。 閉止板と軸体壁のコーキング材に剥離、劣化等がないこと。 固定ボルトの欠損、落下のないこと。	供給先の建家の管理区域解除まで

表 1-8 性能維持施設 (13/254)

要求される機能	建家	設備名称等*	性能	維持すべき期間
放射性物質の保持機能	焼却施設 (IF)	回収ドーカン貯槽 廃活性炭貯槽 廃活性炭供給槽 焼却灰受槽 焼却灰貯槽 小型焼却灰貯槽 ショット貯槽 デミスター 高温フィルタ バグフィルタ ルテニウム吸着塔 小型熱交換器 熱交換器 蓄電器 加熱器 焼却炉 小型焼却炉 廃棄物投入機 洗浄塔	342V21 342V24 342V25 342V33 342V34 342V44 342V45 342D54 342F32 342F43 342E57 342H42 342H51 342I55 342H56 342I31 342I41 342M18 342I52	廃液の貯蔵への使用を完了するまで
				廃棄物の処理への使用を完了するまで

\*代表的な貯槽等を記載しており、送被先の貯槽等までの配管や周辺機器を含む。

## 添付資料 3. 変更箇所の新旧対照表

変更箇所を\_\_\_\_\_又は\_\_\_\_\_で示す。

変更前	変更後	備考
		工程洗浄の終了等に伴う性能維持施設の変更

添付資料3. 変更箇所の新旧対照表

変更箇所を\_\_\_\_\_又は~~\_\_\_\_\_~~で示す。

表 1-7 性能維持施設 (14/49)

設備名稱等	要求される機能	性能	維持すべき期間
津波漂流物防護柵 ガラス固化技術 開発施設 ガラス固化技術 開発棟 で共用	<ul style="list-style-type: none"> <li>津波による損傷の防止機能 (津波漂流物の影響防止)</li> <li>津波による損傷の防止機能 (津波漂流物の影響防止)</li> <li>津波による損傷の防止機能 (津波漂流物の影響防止)</li> <li>津波による損傷の防止機能 (津波漂流物の監視)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>構築物の機能・性能に影響を与える 有害なき裂、変形などがないこと。 構築物の機能・性能に影響を与える 有害なき裂、変形などがないこと。 構築物の機能・性能に影響を与える 有害なき裂、変形などがないこと。 外観に異常がなく、設備が正常に作 動すること。</li> </ul>	高放射性魔液貯 藏 (HAW), ガラス固化技術 開発施設 (TVF) ガラス固化技術 開発棟 で共用
高放射性魔液 貯蔵場 (HAW)	<ul style="list-style-type: none"> <li>電巻による損傷の防止機能</li> <li>電巻による損傷の防止機能</li> <li>電巻による損傷の防止機能</li> <li>電巻による損傷の防止機能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>防護板等に有害な傷、損傷及び変形 等がないこと。</li> <li>防護板等に有害な傷、損傷及び変形 等がないこと。</li> <li>防護板等に有害な傷、損傷及び変形 等がないこと。</li> <li>防護板等に有害な傷、損傷及び変形 等がないこと。</li> </ul>	防護フード
防護板	<ul style="list-style-type: none"> <li>電巻による損傷の防止機能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>防護板等に有害な傷、損傷及び変形 等がないこと。</li> </ul>	防護板
防護扉 ガラス固化技術 開発施設 ガラス固化技術 開発棟	<ul style="list-style-type: none"> <li>電巻による損傷の防止機能</li> <li>電巻による損傷の防止機能</li> <li>電巻による損傷の防止機能</li> <li>電巻による損傷の防止機能</li> <li>制御室換気用仮設送風 機</li> <li>制御室換熱用仮設スポ ッターラ</li> <li>フィルタユニット</li> <li>仮設ダクト</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>防護フード等に有害な傷、損傷及び変形 等がないこと。</li> <li>防護フード等に有害な傷、損傷及び変形 等がないこと。</li> <li>防護フード等に有害な傷、損傷及び変形 等がないこと。</li> <li>防護フード等に有害な傷、損傷及び変形 等がないこと。</li> <li>外観に異常がなく、設備が正常に作 動すること。</li> <li>外観に異常がなく、設備が正常に作 動すること。</li> <li>員数及び外観に異常がないこと。</li> <li>外観に異常がないこと。</li> </ul>	防護フード

表 1-8 性能維持施設 (14/254)

要求される機能	建家	設備名稱等*	性能	維持すべき期間
放射性物質の 保持機能	低放射性濃縮廃 液貯蔵施設 (LWSF)	<ul style="list-style-type: none"> <li>中間貯槽</li> <li>低放射性濃縮廃 液貯槽</li> <li>シールボット</li> <li>濃縮液貯槽</li> <li>廃液貯槽</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>S21V01 S21V02 S21V03</li> <li>S21V10 S21V11 S21V20</li> <li>S21V15 S21V25</li> <li>S21V30</li> <li>S21V40</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>内包する放射性物質が漏えいする ような有害な損傷がない状態である こと。</li> </ul>	高放射性魔液への使用を 完了するまで

\*代表的な貯槽等を記載しており、送液先の貯槽等までの配管や周辺機器を含む。

工程洗浄の終了等に伴う性能  
維持施設の変更

備考

表 1-7 性能維持施設 (15/49)

設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間
ガラス固化技術開発 施設 (TVF) ガラス固 化技術開発棟	接続ダクト (吸込側)	・制御室の居住性維持機能	・外観に異常がないこと。
	接続ダクト (吐出側)	・制御室の居住性維持機能	・外観に異常がないこと。
	接続バルバル	・制御室の居住性維持機能	・員数及び外観に異常がないこと。 ・員数及び外観に異常があること。 ・半部が正常に動作すること。 ・外観に異常がないこと。
	環境用測定装置	・制御室の居住性維持機能	・指示精度が正常であること。 ・環境用測定装置の警報機能が正常に 作動すること。
	制御室ペラメー タ監視・津波監 視システム	・津波による損傷の防止機 能(海上状況の監視) ・制御室の居住性維持機能	・設備が正常に作動すること。
	分離精製工場 (MP)	・放射線管理施設(放射線測 定機能)	・感度及び指示精度が正常であること。 ・警報が正常に作動すること。
	除染場 (DS)	・放射線管理施設(放射線測 定機能)	・感度及び指示精度が正常であること。 ・警報が正常に作動すること。
	分析所 (CB)	・放射線管理施設(放射線測 定機能)	・感度及び指示精度が正常であること。 ・警報が正常に作動すること。
	廃棄物処理場 (AAF)	・放射線管理施設(放射線測 定機能)	・感度及び指示精度が正常であること。 ・警報が正常に作動すること。
	第二低放射性廃液蒸 発処理施設 (E)	・放射線管理施設(放射線測 定機能)	・感度及び指示精度が正常であること。 ・警報が正常に作動すること。
	第三低放射性廃液蒸 発処理施設 (Z)	・放射線管理施設(放射線測 定機能)	・感度及び指示精度が正常であること。 ・警報が正常に作動すること。
	放出廃液油分除去施 設 (C)	・放射線管理施設(放射線測 定機能)	・感度及び指示精度が正常であること。 ・警報が正常に作動すること。
	ウラン貯蔵所 (UOS)	・放射線管理施設(放射線測 定機能)	・感度及び指示精度が正常であること。 ・警報が正常に作動すること。

表 1-8 性能維持施設 (15/254)

要求される機能	建家	設備名称等*	性能	維持すべき期間
*放射性物質の 保持機能	アスファルト固化 処理施設 (ASP)	中間貯槽	A11V22	
		凝縮液貯槽	A11V23	
		低放射性廢液中間 貯槽	A11V24	
		オイルボット	A11V25	
		廃液受入貯槽	A12V20	・内包する放射性物質が漏えいする ような有意な損傷がない状態である こと。
		反応槽	A12V21	
		供給槽	A12V30	
		溶媒回収蒸発缶	A12V31	
		中間貯槽	A12V32	
		冷却器	A12V33	
		洗浄塔	A21E42	
			A45V50	
			A45H52	
			A45T51	

\*代表的な貯槽等を記載しており、送液先の貯槽等までの配管や周辺機器を含む。

変更箇所を\_\_\_\_\_又は~~\_\_\_\_\_~~で示す。

添付資料3. 変更箇所の新旧対照表

変更箇所を\_\_\_\_\_又は~~\_\_\_\_\_~~で示す。

表 1-7 性能維持施設 (16/49)

設備名等	要求される機能	性能	維持すべき期間
第二ウラン貯藏所 (2U03) モニタ	・放射線管理施設(放射線測定機能)	・感度及び指示精度が正常であること。 ・警報が正常に作動すること。	第二ウラン貯藏所の管理区 域解除まで
第三ウラン貯藏所 (3U03) モニタ	・放射線管理施設(放射線測定機能)	・感度及び指示精度が正常であること。 ・警報が正常に作動すること。	第三ウラン貯藏所の管理区 域解除まで
廃溶媒貯蔵場 (WS)	・放射線管理施設(放射線測定機能)	・感度及び指示精度が正常であること。 ・警報が正常に作動すること。	廃溶媒貯蔵場の管理区域解 除まで
ウラン脱硝施設 (DN)	・放射線管理施設(放射線測定機能)	・感度及び指示精度が正常であること。 ・警報が正常に作動すること。	ウラン脱硝施設の管理区 域解除まで
高放射性液体貯蔵場 (HAW)	・放射線管理施設(放射線測定機能)	・感度及び指示精度が正常であること。 ・警報が正常に作動すること。	高放射性液体貯蔵場の管理区 域解除まで
焼却施設 (TF)	・放射線管理施設(放射線測定機能)	・感度及び指示精度が正常であること。 ・警報が正常に作動すること。	焼却施設の管理区域解除ま で
フルトニウム転換技術開発施設 (PCDF)	・放射線管理施設(放射線測定機能)	・感度及び指示精度が正常であること。 ・警報が正常に作動すること。	フルトニウム転換技術開發 施設の管理区域解除まで
廃溶媒処理技術開発施設 (ST)	・放射線管理施設(放射線測定機能)	・感度及び指示精度が正常であること。 ・警報が正常に作動すること。	廃溶媒処理技術開發施設の 管理区域解除まで
クリプトン回収技術開発施設 (Kz)	・放射線管理施設(放射線測定機能)	・感度及び指示精度が正常であること。 ・警報が正常に作動すること。	クリプトン回収技術開發施 設の管理区域解除まで
アスフルト固化処理施設 (ASP)	・放射線管理施設(放射線測定機能)	・感度及び指示精度が正常であること。 ・警報が正常に作動すること。	アスフルト固化処理施設 の管理区域解除まで
ガラス固化技術開発施設 (TVE)	・放射線管理施設(放射線測定機能)	・感度及び指示精度が正常であること。 ・警報が正常に作動すること。	ガラス固化技術開發施設の 管理区域解除まで
第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設 (2HSSWS)	・放射線管理施設(放射線測定機能)	・感度及び指示精度が正常であること。 ・警報が正常に作動すること。	第二高放射性固体廃棄物貯 藏施設の管理区域解除まで
アスフルト固化体貯蔵施設 (ASI)	・放射線管理施設(放射線測定機能)	・感度及び指示精度が正常であること。 ・警報が正常に作動すること。	アスフルト固化体貯藏施 設の管理区域解除まで
第二アスフルト固化体貯蔵施設 (AS2)	・放射線管理施設(放射線測定機能)	・感度及び指示精度が正常であること。 ・警報が正常に作動すること。	第二アスフルト固化体貯 藏施設の管理区域解除まで
低放射性濃縮廃液貯蔵施設 (LWSF)	・放射線管理施設(放射線測定機能)	・感度及び指示精度が正常であること。 ・警報が正常に作動すること。	低放射性濃縮廃液貯蔵施設 の管理区域解除まで

表 1-8 性能維持施設 (16/254)

要求される機能	機家	設備名等*	性能	維持すべき期間
・放射性物質の 保持機能	廃溶媒貯蔵場 (WS)	333V20 333V21 333V22 333V23	・内包する放射性物質が漏えいする ような有意な損傷がない状態である こと。	廃液の貯蔵への使用を 完了するまで

\* 代表的な貯槽等を記載しており、送液先の貯槽等までの配管や周辺機器を含む。

変更前	変更後	備考
		工程洗浄の終了等に伴う性能維持施設の変更

添付資料3. 変更箇所の新旧対照表

変更箇所を\_\_\_\_\_又は~~\_\_\_\_\_~~で示す。

変更前		変更後		備考																																																																																		
<table border="1"> <caption>表 1-7 性能維持施設 (17/49)</caption> <thead> <tr> <th>設備名称等</th> <th>要求される機能</th> <th>性能</th> <th>維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>分離精製工場 (MP)</td> <td>中性子線エリニア モニタ</td> <td>+ 放射線管理施設 (放射線測定機能)</td> <td>* 感度及び指示精度が正常であること。 + 警報が正常に作動すること。</td> <td>分離精製工場の管理区域解除まで</td> </tr> <tr> <td>アルトニウム発技術開発施設 (PUDF)</td> <td>中性子線エリニア モニタ</td> <td>* 放射線管理施設 (放射線測定機能)</td> <td>* 感度及び指示精度が正常であること。 + 警報が正常に作動すること。</td> <td>アルトニウム転換技術開発施設の管理区域解除まで</td> </tr> <tr> <td>分離精製工場 (MP)</td> <td>ベータ線ダスト モニタ</td> <td>+ 放射線管理施設 (空気中の放射性物質濃度測定機能)</td> <td>* 計数効率及び指示精度が正常であること。 + 警報が正常に作動すること。</td> <td>分離精製工場の管理区域解除まで</td> </tr> <tr> <td>除染場 (DS)</td> <td>モニタ</td> <td>+ 放射線管理施設 (空気中の放射性物質濃度測定機能)</td> <td>* 計数効率及び指示精度が正常であること。 + 警報が正常に作動すること。</td> <td>除染場の管理区域解除まで</td> </tr> <tr> <td>分析所 (CB)</td> <td>モニタ</td> <td>+ 放射線管理施設 (空気中の放射性物質濃度測定機能)</td> <td>* 計数効率及び指示精度が正常であること。 + 警報が正常に作動すること。</td> <td>分析所の管理区域解除まで</td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理場 (AAF)</td> <td>モニタ</td> <td>+ 放射線管理施設 (空気中の放射性物質濃度測定機能)</td> <td>* 計数効率及び指示精度が正常であること。 + 警報が正常に作動すること。</td> <td>廃棄物処理場の管理区域解除まで</td> </tr> <tr> <td>放出塵液油分除去施設 (C)</td> <td>モニタ</td> <td>+ 放射線管理施設 (空気中の放射性物質濃度測定機能)</td> <td>* 計数効率及び指示精度が正常であること。 + 警報が正常に作動すること。</td> <td>放出塵液油分除去施設の管理区域解除まで</td> </tr> <tr> <td>ウラン脱硝施設 (DN)</td> <td>モニタ</td> <td>+ 放射線管理施設 (空気中の放射性物質濃度測定機能)</td> <td>* 計数効率及び指示精度が正常であること。 + 警報が正常に作動すること。</td> <td>ウラン脱硝施設の管理区域解除まで</td> </tr> <tr> <td>高放射性廃液貯蔵場 (HAW)</td> <td>モニタ</td> <td>+ 放射線管理施設 (空気中の放射性物質濃度測定機能)</td> <td>* 計数効率及び指示精度が正常であること。 + 警報が正常に作動すること。</td> <td>高放射性廃液貯蔵場の管理区域解除まで</td> </tr> <tr> <td>焼却施設 (TF)</td> <td>モニタ</td> <td>+ 放射線管理施設 (空気中の放射性物質濃度測定機能)</td> <td>* 計数効率及び指示精度が正常であること。 + 警報が正常に作動すること。</td> <td>焼却施設の管理区域解除まで</td> </tr> <tr> <td>廃溶媒処理技術開発施設 (ST)</td> <td>モニタ</td> <td>+ 放射線管理施設 (空気中の放射性物質濃度測定機能)</td> <td>* 計数効率及び指示精度が正常であること。 + 警報が正常に作動すること。</td> <td>廃溶媒処理技術開発施設の管理区域解除まで</td> </tr> <tr> <td>アスフルート固化処理施設 (ASP)</td> <td>モニタ</td> <td>+ 放射線管理施設 (空気中の放射性物質濃度測定機能)</td> <td>* 計数効率及び指示精度が正常であること。 + 警報が正常に作動すること。</td> <td>アスフルート固化処理施設の管理区域解除まで</td> </tr> <tr> <td>ガラス固化技術開発施設 (TVF)</td> <td>モニタ</td> <td>+ 放射線管理施設 (空気中の放射性物質濃度測定機能)</td> <td>* 計数効率及び指示精度が正常であること。 + 警報が正常に作動すること。</td> <td>ガラス固化技術開発施設の管理区域解除まで</td> </tr> <tr> <td>第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設 (2HASPS)</td> <td>モニタ</td> <td>+ 放射線管理施設 (空気中の放射性物質濃度測定機能)</td> <td>* 計数効率及び指示精度が正常であること。 + 警報が正常に作動すること。</td> <td>第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設の管理区域解除まで</td> </tr> </tbody> </table>	設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間	分離精製工場 (MP)	中性子線エリニア モニタ	+ 放射線管理施設 (放射線測定機能)	* 感度及び指示精度が正常であること。 + 警報が正常に作動すること。	分離精製工場の管理区域解除まで	アルトニウム発技術開発施設 (PUDF)	中性子線エリニア モニタ	* 放射線管理施設 (放射線測定機能)	* 感度及び指示精度が正常であること。 + 警報が正常に作動すること。	アルトニウム転換技術開発施設の管理区域解除まで	分離精製工場 (MP)	ベータ線ダスト モニタ	+ 放射線管理施設 (空気中の放射性物質濃度測定機能)	* 計数効率及び指示精度が正常であること。 + 警報が正常に作動すること。	分離精製工場の管理区域解除まで	除染場 (DS)	モニタ	+ 放射線管理施設 (空気中の放射性物質濃度測定機能)	* 計数効率及び指示精度が正常であること。 + 警報が正常に作動すること。	除染場の管理区域解除まで	分析所 (CB)	モニタ	+ 放射線管理施設 (空気中の放射性物質濃度測定機能)	* 計数効率及び指示精度が正常であること。 + 警報が正常に作動すること。	分析所の管理区域解除まで	廃棄物処理場 (AAF)	モニタ	+ 放射線管理施設 (空気中の放射性物質濃度測定機能)	* 計数効率及び指示精度が正常であること。 + 警報が正常に作動すること。	廃棄物処理場の管理区域解除まで	放出塵液油分除去施設 (C)	モニタ	+ 放射線管理施設 (空気中の放射性物質濃度測定機能)	* 計数効率及び指示精度が正常であること。 + 警報が正常に作動すること。	放出塵液油分除去施設の管理区域解除まで	ウラン脱硝施設 (DN)	モニタ	+ 放射線管理施設 (空気中の放射性物質濃度測定機能)	* 計数効率及び指示精度が正常であること。 + 警報が正常に作動すること。	ウラン脱硝施設の管理区域解除まで	高放射性廃液貯蔵場 (HAW)	モニタ	+ 放射線管理施設 (空気中の放射性物質濃度測定機能)	* 計数効率及び指示精度が正常であること。 + 警報が正常に作動すること。	高放射性廃液貯蔵場の管理区域解除まで	焼却施設 (TF)	モニタ	+ 放射線管理施設 (空気中の放射性物質濃度測定機能)	* 計数効率及び指示精度が正常であること。 + 警報が正常に作動すること。	焼却施設の管理区域解除まで	廃溶媒処理技術開発施設 (ST)	モニタ	+ 放射線管理施設 (空気中の放射性物質濃度測定機能)	* 計数効率及び指示精度が正常であること。 + 警報が正常に作動すること。	廃溶媒処理技術開発施設の管理区域解除まで	アスフルート固化処理施設 (ASP)	モニタ	+ 放射線管理施設 (空気中の放射性物質濃度測定機能)	* 計数効率及び指示精度が正常であること。 + 警報が正常に作動すること。	アスフルート固化処理施設の管理区域解除まで	ガラス固化技術開発施設 (TVF)	モニタ	+ 放射線管理施設 (空気中の放射性物質濃度測定機能)	* 計数効率及び指示精度が正常であること。 + 警報が正常に作動すること。	ガラス固化技術開発施設の管理区域解除まで	第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設 (2HASPS)	モニタ	+ 放射線管理施設 (空気中の放射性物質濃度測定機能)	* 計数効率及び指示精度が正常であること。 + 警報が正常に作動すること。	第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設の管理区域解除まで	<table border="1"> <caption>表 1-8 性能維持施設 (17/254)</caption> <thead> <tr> <th>要求される機能</th> <th>建家</th> <th>設備名称等*</th> <th>性能</th> <th>維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・放射性物質の 保持機能</td> <td>・ラジン貯槽 (LW)</td> <td>332V10 332V11 333V10 333V11</td> <td>・内包する放射性物質が漏えいする ような有意な損傷がない状態である こと。</td> <td>廃液貯蔵槽への使用を 完了するまで</td> </tr> </tbody> </table>	要求される機能	建家	設備名称等*	性能	維持すべき期間	・放射性物質の 保持機能	・ラジン貯槽 (LW)	332V10 332V11 333V10 333V11	・内包する放射性物質が漏えいする ような有意な損傷がない状態である こと。	廃液貯蔵槽への使用を 完了するまで	<p>工程洗浄の終了等に伴う性能維持施設の変更</p> <p>*代表的な貯槽等を記載しており、送液先の貯槽等までの配管や周辺機器を含む。</p>
設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間																																																																																			
分離精製工場 (MP)	中性子線エリニア モニタ	+ 放射線管理施設 (放射線測定機能)	* 感度及び指示精度が正常であること。 + 警報が正常に作動すること。	分離精製工場の管理区域解除まで																																																																																		
アルトニウム発技術開発施設 (PUDF)	中性子線エリニア モニタ	* 放射線管理施設 (放射線測定機能)	* 感度及び指示精度が正常であること。 + 警報が正常に作動すること。	アルトニウム転換技術開発施設の管理区域解除まで																																																																																		
分離精製工場 (MP)	ベータ線ダスト モニタ	+ 放射線管理施設 (空気中の放射性物質濃度測定機能)	* 計数効率及び指示精度が正常であること。 + 警報が正常に作動すること。	分離精製工場の管理区域解除まで																																																																																		
除染場 (DS)	モニタ	+ 放射線管理施設 (空気中の放射性物質濃度測定機能)	* 計数効率及び指示精度が正常であること。 + 警報が正常に作動すること。	除染場の管理区域解除まで																																																																																		
分析所 (CB)	モニタ	+ 放射線管理施設 (空気中の放射性物質濃度測定機能)	* 計数効率及び指示精度が正常であること。 + 警報が正常に作動すること。	分析所の管理区域解除まで																																																																																		
廃棄物処理場 (AAF)	モニタ	+ 放射線管理施設 (空気中の放射性物質濃度測定機能)	* 計数効率及び指示精度が正常であること。 + 警報が正常に作動すること。	廃棄物処理場の管理区域解除まで																																																																																		
放出塵液油分除去施設 (C)	モニタ	+ 放射線管理施設 (空気中の放射性物質濃度測定機能)	* 計数効率及び指示精度が正常であること。 + 警報が正常に作動すること。	放出塵液油分除去施設の管理区域解除まで																																																																																		
ウラン脱硝施設 (DN)	モニタ	+ 放射線管理施設 (空気中の放射性物質濃度測定機能)	* 計数効率及び指示精度が正常であること。 + 警報が正常に作動すること。	ウラン脱硝施設の管理区域解除まで																																																																																		
高放射性廃液貯蔵場 (HAW)	モニタ	+ 放射線管理施設 (空気中の放射性物質濃度測定機能)	* 計数効率及び指示精度が正常であること。 + 警報が正常に作動すること。	高放射性廃液貯蔵場の管理区域解除まで																																																																																		
焼却施設 (TF)	モニタ	+ 放射線管理施設 (空気中の放射性物質濃度測定機能)	* 計数効率及び指示精度が正常であること。 + 警報が正常に作動すること。	焼却施設の管理区域解除まで																																																																																		
廃溶媒処理技術開発施設 (ST)	モニタ	+ 放射線管理施設 (空気中の放射性物質濃度測定機能)	* 計数効率及び指示精度が正常であること。 + 警報が正常に作動すること。	廃溶媒処理技術開発施設の管理区域解除まで																																																																																		
アスフルート固化処理施設 (ASP)	モニタ	+ 放射線管理施設 (空気中の放射性物質濃度測定機能)	* 計数効率及び指示精度が正常であること。 + 警報が正常に作動すること。	アスフルート固化処理施設の管理区域解除まで																																																																																		
ガラス固化技術開発施設 (TVF)	モニタ	+ 放射線管理施設 (空気中の放射性物質濃度測定機能)	* 計数効率及び指示精度が正常であること。 + 警報が正常に作動すること。	ガラス固化技術開発施設の管理区域解除まで																																																																																		
第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設 (2HASPS)	モニタ	+ 放射線管理施設 (空気中の放射性物質濃度測定機能)	* 計数効率及び指示精度が正常であること。 + 警報が正常に作動すること。	第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設の管理区域解除まで																																																																																		
要求される機能	建家	設備名称等*	性能	維持すべき期間																																																																																		
・放射性物質の 保持機能	・ラジン貯槽 (LW)	332V10 332V11 333V10 333V11	・内包する放射性物質が漏えいする ような有意な損傷がない状態である こと。	廃液貯蔵槽への使用を 完了するまで																																																																																		

表 1-7 性能維持施設 (18/49)

設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間
第二アスフルト固化体貯蔵施設(AS2)	ペータ線ダストモニタ	・放射線管理施設（空気中の放射性物質濃度測定機能） ・計数効率及び指示精度が正常に作動すること。 ・警報が正常に作動すること。	第一アスフルト固化体貯蔵施設の管理区域解除まで
低放射性液体廃液貯蔵施設(LRSF)	ペータ線ダストモニタ	・放射線管理施設（空気中の放射性物質濃度測定機能） ・計数効率及び指示精度が正常に作動すること。 ・警報が正常に作動すること。	低放射性液体廃液貯蔵施設の管理区域解除まで
分離精製工場(WP)	ブルトニウムダストモニタ	・放射線管理施設（空気中の放射性物質濃度測定機能） ・計数効率及び指示精度が正常に作動すること。 ・警報が正常に作動すること。	分離精製工場の管理区域解除まで
分析所(CB)	ブルトニウムダストモニタ	・放射線管理施設（空気中の放射性物質濃度測定機能） ・計数効率及び指示精度が正常に作動すること。 ・警報が正常に作動すること。	分析所の管理区域解除まで
ブルトニウム転換技術開発施設(PCDF)	ブルトニウムダストモニタ	・放射線管理施設（空気中の放射性物質濃度測定機能） ・計数効率及び指示精度が正常に作動すること。 ・警報が正常に作動すること。	ブルトニウム転換技術開発施設の管理区域解除まで
主排気筒	排気モニタ	・放射線管理施設（排気中の放射性物質濃度測定機能） ・計数効率及び指示精度が所定の値で正常に作動すること。 ・警報が正常に作動すること。	排気元の建家の管理区域解除まで
第一付属排氣筒	排気モニタ	・放射線管理施設（排気中の放射性物質濃度測定機能） ・計数効率及び指示精度が所定の値で正常に作動すること。 ・警報が正常に作動すること。	排気元の建家の管理区域解除まで
第二付属排氣筒	排気モニタ	・放射線管理施設（排気中の放射性物質濃度測定機能） ・計数効率及び指示精度が所定の値で正常に作動すること。 ・警報が正常に作動すること。	排気元の建家の管理区域解除まで
分析所(CB)	排気モニタ	・放射線管理施設（排気中の放射性物質濃度測定機能） ・計数効率及び指示精度が正常に作動すること。	分析所の管理区域解除まで
廃棄物処理場(AAF)	排気モニタ	・放射線管理施設（排気中の放射性物質濃度測定機能） ・計数効率及び指示精度が正常に作動すること。	廃棄物処理場の管理区域解除まで
第二低放射性液体蒸発処理施設(E)	排気モニタ	・放射線管理施設（排気中の放射性物質濃度測定機能） ・計数効率及び指示精度が正常であること。 ・所定の値で警報が作動すること。	第二低放射性液体蒸発処理施設の管理区域解除まで
第三低放射性液体蒸発処理施設(Z)	排気モニタ	・放射線管理施設（排気中の放射性物質濃度測定機能） ・計数効率及び指示精度が正常であること。 ・所定の値で警報が作動すること。	第三低放射性液体蒸発処理施設の管理区域解除まで

表 1-8 性能維持施設 (18/254)

要求される機能	建家	設備名称等*	性能	維持すべき期間
・放射性物質の保持機能	第二スマッシュ貯蔵場(LW2)	スラッジ貯槽 濃縮液貯槽 塵砂・塗料貯槽	332V20 332V21 332V22	・内包する放射性物質が漏えいするよりな有意味な損傷がない状態であること。 ・廃液の貯蔵への使用を完了するまで

\* 代表的な貯槽等を記載しており、送液先の貯槽等までの配管や周辺機器を含む。

## 添付資料 3. 変更箇所の新旧対照表

変更箇所を\_\_\_\_\_又は\_\_\_\_\_で示す。

変更前	変更後	備考
		工程洗浄の終了等に伴う性能維持施設の変更

表 1-7 性能維持施設 (19/49)

設備名稱等	要求される機能	性能	維持すべき期間
放出陥液由分除去施設 (C)	局所排気モニタ ・放射線管理施設 (排氣中の放射性物質濃度測定機能)	・計数効率及び指示精度が正常であること。 ・警報が正常に作動すること。	放出陥液由分除去施設の管理区域解除まで
ウラン脱硝施設 (DN)	局所排気モニタ ・放射線管理施設 (排氣中の放射性物質濃度測定機能)	・計数効率及び指示精度が正常であること。 ・警報が正常に作動すること。	ウラン脱硝施設の管理区域解除まで
第二スラグ貯藏場 (LW2)	局所排気モニタ ・放射線管理施設 (排氣中の放射性物質濃度測定機能)	・計数効率及び指示精度が正常であること。 ・警報が正常に作動すること。	第二スラグ貯藏場の管理区域解除まで
焼却施設 (IF)	局所排気モニタ ・放射線管理施設 (排氣中の放射性物質濃度測定機能)	・計数効率及び指示精度が正常であること。 ・警報が正常に作動すること。	焼却施設の管理区域解除まで
第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設 (2HASTS)	局所排気モニタ ・放射線管理施設 (排氣中の放射性物質濃度測定機能)	・計数効率及び指示精度が正常であること。 ・警報が正常に作動すること。	第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設の管理区域解除まで
アルファルト固化化体貯蔵施設 (AS1)	局所排気モニタ ・放射線管理施設 (排氣中の放射性物質濃度測定機能)	・感度、計数効率及び指示精度が正常であること。 ・警報が正常に作動すること。	アルファルト固化化体貯蔵施設の管理区域解除まで
第二アスファルト固化化体貯蔵施設 (AS2)	局所排気モニタ ・放射線管理施設 (排氣中の放射性物質濃度測定機能)	・感度、計数効率及び指示精度が正常であること。 ・警報が正常に作動すること。	第二アスファルト固化化体貯蔵施設の管理区域解除まで
モニタリングステーション	ガンマ線線量率計 ・放射線管理施設 (放射線測定機能)	・感度及び指示精度が正常であること。 ・警報が正常に作動すること。	全ての建家の管理区域解除まで
モニタリングボスマト	ガンマ線線量率計 ・放射線管理施設 (放射線測定機能)	・感度及び指示精度が正常であること。 ・警報が正常に作動すること。	全ての建家の管理区域解除まで
排水モニタリング設備	アルファ放射線測定器 ベータ放射線測定器 ガンマ放射線測定器	・放射線管理施設 (放出水中的放射性物質の濃度測定機能) ・放射線管理施設 (放出水中的放射性物質の濃度測定機能) ・放射線管理施設 (放出水中的放射性物質の濃度測定機能)	全ての建家の管理区域解除まで

表 1-8 性能維持施設 (19/254)

要求される機能	建家	設備名稱等*	性能	維持すべき期間
・放射性物質の保持機能	アスファルト固化化貯蔵施設 (AS1)	床ドレンピット	・内包する放射性物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であることを。 537P-111	塗液の貯蔵への使用を完了するまで

\* 代表的な貯槽等を記載しており、送液先の貯槽等までの配管や周辺機器を含む。

添付資料 3. 変更箇所の新旧対照表

変更箇所を\_\_\_\_\_又は\_\_\_\_\_で示す。

変更前	変更後	備考
		工程洗浄の終了等に伴う性能維持施設の変更

添付資料3. 変更箇所の新旧対照表

変更箇所を\_\_\_\_\_又は~~\_\_\_\_\_~~で示す。

設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間	備考
冷却塔	・崩壊熱除去機能 ・事故対処機能（未然防止対策機能） ①)	・ポンプの容量（約200 m <sup>3</sup> /h）に対応した 耐切圧力（0.50 MPaGauge）以上である こと。		
冷却水設備プロセス（二次系の送 用ポンプ）（水ポンプ）	・崩壊熱除去機能（冷却水供給機能） ・事故対処機能（未然防止対策機能） ①)	・ポンプの容量（約200 m <sup>3</sup> /h）に対応した 耐切圧力（0.50 MPaGauge）以上である こと。	系洗浄染が完了するまで	
一次系の予備循環ボンブ	・崩壊熱除去機能（冷却水供給機能） ・事故対処機能（未然防止対策機能） ①)	・ポンプ出口の冷却水流量が12 m <sup>3</sup> /h以上 であること。		
組立水槽	・事故対処機能（全対策）	・員数及び外観に異常がないこと。		
エンジン付きポンプ	・事故対処機能（全対策）	・外観に異常がなく、設備が正常に作動す ること。		
消防ホース	・事故対処機能（全対策）	・員数及び外観に異常がないこと。		
可搬型冷却設備	・事故対処機能（未然防止対策機能） ②)	・外観に異常がなく、設備が正常に作動す ること。		
可搬型冷却設備用発 電機	・事故対処機能（未然防止対策機能） ②)	・外観に異常がなく、設備が正常に作動す ること。	ガラス固化完了 まで	
分岐管	・事故対処機能（未然防止対策機能） ②③)	・外観に異常がなく、設備が正常に作動す ること。		
切換えバルブ	・事故対処機能（遅延対策機能②） ②③)	・員数及び外観に異常がないこと。		
二又分岐管	・事故対処機能（遅延対策機能②）	・外観に異常がないこと。		
可搬型蒸気供給設備	・事故対処機能（遅延対策機能①）	・員数及び外観に異常がなく、設備が正 常に作動すること。		
可搬型温度測定設備	・事故対処機能（全対策）	・員数及び外観に異常がなく、設備が正 常に作動すること。		
添付資料3. 変更箇所の新旧対照表				
要求される機能	建家	設備名稱等*	性能	維持すべき期間
*放射性物質の 保持機能	第二アスファルト 固化体貯蔵施設 (AS2)	538V20 538V21	・内包する放射性物質が漏えいする ような有意な損傷がない状態である こと。	廃液の貯蔵への使用を 完了するまで

\*代表的な貯槽等を記載しており、送液先の貯槽等までの配管や周辺機器を含む。

表1-7 性能維持施設 (20/49)

要求される機能	設備名稱等*	性能	維持すべき期間
*放射性物質の 保持機能	第二アスファルト 固化体貯蔵施設 (AS2)	538V20 538V21	・内包する放射性物質が漏えいする ような有意な損傷がない状態である こと。

表 1-7 性能維持施設 (21/49)

設備名等	要求される機能	性能	維持すべき期間
可搬型液位測定設備	・事故対処機能（全対策）	・員数及び外観に異常がなく、設備が正常に作動すること。	
可搬型密度測定設備	・事故対処機能（全対策）	・員数及び外観に異常がなく、設備が正常に作動すること。	
計装設備用可搬型発電機	・事故対処機能（全対策）	・外観に異常がなく、設備が正常に作動すること。	
計装設備用可搬型圧縮空気設備 高放射性廃液貯藏庫 (HAW) データ収集装置	・事故対処機能(遷延対策機能①②) ・事故対処機能（全対策）	・外観に異常がなく、設備が正常に作動すること。 ・外観に異常がなく、設備が正常に作動すること。	高放射性廃液のガラス固化完了まで
可搬型ダスト・ヨウ素サンプラー	・事故対処機能（全対策）	・外観に異常がなく、設備が正常に作動すること。	
放射線管理設備用可搬型発電機	・事故対処機能（全対策） ①)	・外観に異常がなく、設備が正常に作動すること。 ・外観に異常がなく、設備が正常に作動すること。	
水中ポンプ	・事故対処機能(未然防止対策機能 ①)	・外観に異常がなく、設備が正常に作動すること。	
組立木槽	・事故対処機能（全対策）	・員数及び外観に異常がないこと。	
ガラス固化技術開発施設 (TF) ガラス固化技術開発機	・事故対処機能（全対策） ・事故対処機能（未然防止対策機能 ②A, 遷延対策機能①②) ・事故対処機能（未然防止対策機能 ②B) ・事故対処機能（未然防止対策機能 ②)	・員数及び外観に異常がないこと。 ・外観に異常がないこと。 ・外観に異常がなく、設備が正常に作動すること。 ・外観に異常がなく、設備が正常に作動すること。	高放射性廃液のガラス固化完了まで

表 1-8 性能維持施設 (21/254)

要求される機能	建家	設備名称等*	性能	維持すべき期間
*放射性物質の保持機能	高放射性固体廃棄物貯蔵庫 (HAW/S)	ハル貯蔵庫	532U112 532U122	・内包する放射性物質が漏えいするよろくな有意味がない状態であること。 ・廃液の貯蔵への使用を完了するまで

\*代表的な貯槽等を記載しており、送液先の貯槽等までの配管や周辺機器を含む。

添付資料 3. 変更箇所の新旧対照表

変更箇所を\_\_\_\_\_又は~~\_\_\_\_\_~~で示す。

変更前	変更後	備考
		工程洗浄の終了等に伴う性能維持施設の変更

表 1-7 性能維持施設 (22/49)

設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間
エンジン付きポンプ	・事故対処機能（全対策）	・外観に異常がなく、設備が正常に動作すること。	
給水ポンプ	・事故対処機能（未然防止対策機能②A、遅延対策機能①②）	・外観に異常がなく、設備が正常に動作すること。	
分歧付ヘッダー	・事故対処機能（未然防止対策機能②A、遅延対策機能①②）	・外観に異常がないこと。	
コンプレッサー用発電機	・事故対処機能（未然防止対策機能②A、遅延対策機能①②）	・外観に異常がなく、設備が正常に動作すること。	
コンプレッサー	・事故対処機能（未然防止対策機能②A、遅延対策機能①②）	・外観に異常がなく、設備が正常に動作すること。	
既設配管接続用フランジ	・事故対処機能（未然防止対策機能②B、③）	・外観に異常がないこと。	
可燃型温度測定設備	・事故対処機能（全対策）	・員数及び外観に異常がなく、設備が正常に作動すること。	
可燃型液位測定設備	・事故対処機能（全対策）	・員数及び外観に異常がなく、設備が正常に作動すること。	
可燃型密度測定設備	・事故対処機能（全対策）	・員数及び外観に異常がなく、設備が正常に作動すること。	
移動式発電機(1号機、2号機)	・事故対処機能（ガラス固化体保管ビットの冷却機能）	・周波数及び電圧が正常であること。	
電源接続盤	・事故対処機能（ガラス固化体保管ビットの冷却機能）	・絶縁抵抗が正常であること。	
電源切替盤	・事故対処機能（ガラス固化体保管ビットの冷却機能）	・絶縁抵抗が正常であること。	
可燃型ダスト・ヨウ素サンプラー	・事故対処機能（全対策）	・外観に異常がなく、設備が正常に作動すること。	
放射線管理設備用可搬型充電機	・事故対処機能（全対策）	・外観に異常がなく、設備が正常に作動すること。	

表 1-8 性能維持施設 (22/254)

要求される機能	種類	設備名称等*	性能	維持すべき期間
・放射性物質の保持機能	第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設(2HASWS)	極低放射性廃液貯槽 低放射性廃液貯槽 イオン交換塔 濃式貯蔵セル	・内包する放射性生物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること。 ・内包する放射性生物質が漏えいする危険の貯蔵への使用を完了するまで	

\*代表的な貯槽等を記載しており、送液先の貯槽等までの配管や周辺機器を含む。

添付資料 3. 変更箇所の新旧対照表

変更箇所を\_\_\_\_\_又は\_\_\_\_\_で示す。

変更前	変更後	備考
		工程洗浄の終了等に伴う性能維持施設の変更

表 1-7 性能維持施設 (23/49)

設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間
不整地運搬車(ドラム缶運搬用)	・事故対処機能(全対策)	・外観に異常がなく、設備が正常に作動すること。	高放射性廃液のガラス固化体化完了及びガラス固化体保管してい
簡易無線機(屋外用)	・事故対処機能(全対策)	・外観、員数に異常がなく、設備が正常に作動すること。	るガラス固化体の搬出完了(又は崩壊熱による発熱量が既減し強制空冷が必要となる時期)まで
可搬型発電機(通信機器の充電用)	・事故対処機能(全対策)	・外観に異常がなく、設備が正常に作動すること。	(又は崩壊熱による発熱量が既減し強制空冷が必要となる時期)まで
組立水槽	・事故対処機能(全対策)	・員数及び外観に異常がないこと。	高放射性廃液のガラス固化体化完了及びガラス固化体保管してい
可搬型貯水設備	・事故対処機能(全対策)	・員数、外観に異常がないこと。	るガラス固化体の搬出完了(又は崩壊熱による発熱量が既減し強制空冷が必要となる時期)まで
エンジン付きライト	・事故対処機能(全対策)	・外観に異常がなく、設備が正常に作動すること。	(又は崩壊熱による発熱量が既減し強制空冷が必要となる時期)まで
消防ホース	・事故対処機能(全対策)	・員数及び外観に異常がないこと。	高放射性廃液のガラス固化体化完了まで
高放射性廃液貯蔵場(HAW), ガラス固化技術開発施設(TVF), ガラス固化技術開発施設で共用 発揮	水槽付き消防ポンプ自動車	・事故対処機能(全対策) ・機械から電源供給機能	・外観に異常がなく、設備が正常に作動すること。
	エンジン付きポンプ	・事故対処機能(全対策)	・外観に異常がなく、設備が正常に作動すること。
重機	移動式発電機(1号機, 2号機)	・事故対処機能(全対策) ・機械から電源供給機能	・周波数及び電圧が正常であること。
	ホイールローダ	・事故対処機能(全対策)	・外観に異常がなく、設備が正常に作動すること。
地下式貯油槽	油圧ショベル	・事故対処機能(全対策)	・外観に異常がなく、設備が正常に作動すること。
	接続端子盤	・事故対処機能(全対策)	・事故対処に必要な燃料が確保されていること。
緊急時対応設備	接続端子盤	・事故対処機能(移動式発電機から電源供給機能)	・外観に異常がなく、絶縁抵抗が正常であること。
	ガラス固化技術開発施設	・事故対処機能(移動式発電機から電源供給機能)	・絶縁抵抗が正常であること。 系統除染が完了するまで

表 1-8 性能維持施設 (23/254)

要求される機能	種類	設備名称等*	性能	維持すべき期間
・放射性物質の保持機能	分析所(CB)	中間貯槽	・内包する放射性物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること。	・貯蔵への使用を完了するまで

\*代表的な貯槽等を記載しております。送液先の貯槽等までの配管や周辺機器を含む。

変更箇所を\_\_\_\_\_又は~~\_\_\_\_\_~~で示す。

表 1-7 性能維持施設 (24 / 49)

設備名稱等	要求される機能	性能	維持すべき期間
分離精製工場	* 事故対処機能 (移動式発電機からの電源供給機能)	* 絶縁抵抗が正常であること。	
高放射性廃液貯蔵槽	* 事故対処機能 (移動式発電機からの電源供給機能)	* 絶縁抵抗が正常であること。	
ガラス固化技術開発施設	* 事故対処機能 (移動式発電機からの電源供給機能)	* 絶縁抵抗が正常であること。	
タンクローリー	* 事故対処機能 (燃料運搬機能)	* 外観に異常がなく、設備が正常に作動すること。	
水槽付き消防ポンプ自動車	* 事故対処機能 (消防熱除去及び放水抑制機能) * 事故対処機能 (ための水の供給機能)	* 外観に異常がなく、設備が正常に作動すること。	
化学消防自動車	* 事故対処機能 (消防熱除去及び放水抑制のために水の供給機能)	* 外観に異常がなく、設備が正常に作動すること。	
MCA 携帯型無線機	* 事故対処機能 (通信機能)	* 外観に異常がなく、設備が正常に作動すること。	
衛星電話	* 事故対処機能 (通信機能)	* 外観に異常がなく、設備が正常に作動すること。	
簡易無線機	* 事故対処機能 (通信機能)	* 外観に異常がなく、設備が正常に作動すること。	
トランシーバ	* 事故対処機能 (通信機能)	* 外観に異常がなく、設備が正常に作動すること。	
中央制御室空気循環装置	* 事故対処機能 (制御室の空気循環機能)	* 品数及び外観に異常がなく、設備が正常に作動すること。	
可搬型入気装置	* 事故対処機能 (制御室の空気循環機能)	* 品数及び外観に異常がなく、設備が正常に作動すること。	
用機材(1式)	* エアロソク用グリーンシングルス	* 事故対処機能 (制御室の空気循環機能)	* 品数及び外観に異常がなく、設備が正常に作動すること。
可搬型発電機	* 事故対処機能 (工程監視設備への電源供給機能)	* 品数及び外観に異常がなく、設備が正常に作動すること。	

表 1-8 性能維持施設 (24 / 254)

要求される機能	建家	設備名稱等*	性能	維持すべき期間
・放射性物質の保持機能	中間貯槽	21T7140 21T720 21T721 21T740 21T741 21T742 21T730 21T731 21T732 21T733 21T734 21T735		
分離精製工場(MP)	サンドフィルタ		* 内包する放射性物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること。	廃波の貯蔵への使用を完了するまで
	イオン交換樹脂塔			

\* 代表的な貯槽等を記載しており、送液先の貯槽等までの配管や周辺機器を含む。

## 添付資料 3. 変更箇所の新旧対照表

変更箇所を\_\_\_\_\_又は~~\_\_\_\_\_~~で示す。

変更前	変更後	備考
		工程洗浄の終了等に伴う性能維持施設の変更

表 1-7 性能維持施設 (25/49)

設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間
排風機	・事故対処機能（水素掃気機能）	・外観に異常がなく、設備が正常に作動すること。	
プロワ	・事故対処機能（水素掃気機能）	・外観に異常がなく、設備が正常に作動すること。	
可搬型発電機	・事故対処機能 (可搬式圧縮機への電源供給機能)	・員数及び外観に異常がなく、設備が正常に作動すること。	
可搬式圧縮機	・事故対処機能 (可搬式圧縮機への電源供給機能)	・員数及び外観に異常がなく、設備が正常に作動すること。	
可搬式圧縮機 タンクステン製 防護服 (1式)	・事故対処機能 (計装設備への圧空供給機能) ・事故対応要員の放射線防護機能 (事故対応要員の放射線防護機能)	・員数及び外観に異常がなく、設備が正常に作動すること。 ・員数及び外観に異常がなく、設備が正常に作動すること。	系統除染が完了するまで
緊急時対応 緊急時設備	・事故対応要員の放射線防護機能 (事故対応要員の放射線防護機能)	・員数及び外観に異常がなく、設備が正常に作動すること。	
可搬型プロワ	・事故対処機能（水素掃気機能）	・員数及び外観に異常がなく、設備が正常に作動すること。	
可搬式圧縮機	・事故対処機能（水素掃気機能）	・員数及び外観に異常がなく、設備が正常に作動すること。	
可搬型発電機	・事故対処機能（電源供給機能）	・員数及び外観に異常がなく、設備が正常に作動すること。	
TVF 圧調室 空気循環用 機材(1式)	・給気ユニット ・事故対処機能 (制御室の空気循環機能)	・員数及び外観に異常がなく、設備が正常に作動すること。	
	・空気循環装置	・員数及び外観に異常がなく、設備が正常に作動すること。	

表 1-8 性能維持施設 (25/254)

要求される機能	建家	設備名稱等*	性能	維持すべき期間
放射性物質の 保持機能	分離精製工場 (MP)	中間貯槽 除湿器 洗浄塔	245V11 245H12 245T10	
		高放射性廃液貯槽	272V12 272V14 272V16 272V18	
		中間貯槽 分配器 凝縮器	272V20 272D10 272D11 272H22	
		除湿器 洗浄塔	272H26 272V24 275V10 275V20	・内包する放射性物質が漏えいする ような有意な損傷がない状態である こと。 壁液の貯蔵への使用を 完了するまで
		中間貯槽	275V30 275V31	

\*代表的な貯槽等を記載しており、送液先の貯槽等までの配管や周辺機器を含む。

## 添付資料 3. 変更箇所の新旧対照表

変更箇所を\_\_\_\_\_又は~~\_\_\_\_\_~~で示す。

変更前	変更後	備考
		工程洗浄の終了等に伴う性能維持施設の変更

添付資料3. 変更箇所の新旧対照表

変更箇所を\_\_\_\_\_又は~~\_\_\_\_\_~~で示す。

表1-7 性能維持施設 (26/49)

設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間
溶解槽	圧力上限緊急操作装置[Ⅰ] 圧力上限緊急操作装置[Ⅱ]	・安全保護回路 ・安全保護回路	*圧力上限緊急操作装置が9.98 kPaGauge以下で作動すること。 *圧力上限緊急操作装置が19.6 kPaGauge以下で作動すること。
溶解槽溶波受槽	密度制御操作装置	・核燃料物質の臨界防止機能	・密度制御操作装置が密度制限値1.4 g/cm <sup>3</sup> 以下で作動すること。
第1ストリップ調整槽	温度上限操作上限警報装置	・火災等による損傷の防止機能	*温度上限操作上限警報装置が温度制限値74 °C以下で作動すること。
温水器	電導度上限操作上限警報装置	・核燃料物質の臨界防止機能	*電導度上限操作上限警報装置が温度制限値74 °C以下(0.045 mol/L以下)で作動すること。
第2ストリップ調整槽	電導度下限操作装置	・核燃料物質の臨界防止機能	*電導度下限操作装置が温度制限値74 °C以下で作動すること。
第3ストリップ調整槽 (WP)	電導度下限操作装置	・核燃料物質の臨界防止機能	*電導度下限操作装置が8.344 S/m以上(0.18 mol/L以上)で作動すること。
第1スクラブ調整槽	電導度下限操作装置	・核燃料物質の臨界防止機能	*電導度下限操作装置が8.344 S/m以上(0.18 mol/L以上)で作動すること。
第3スクラブ調整槽	電導度下限操作装置	・核燃料物質の臨界防止機能	*電導度下限操作装置が5.330 kPaGauge以上(0.9 mol/L以上)で作動すること。
抽出器	流量低下緊急操作装置	・安全保護回路	*流量低下緊急操作装置が58 L/h以上で作動すること。
	流量低下緊急操作装置	・安全保護回路	*流量低下緊急操作装置が2.32 L/h以上で作動すること。
	流量低下緊急操作装置	・安全保護回路	*流量低下緊急操作装置が295.6 L/h以上で作動すること。
	流量低下緊急操作装置	・安全保護回路	*流量低下緊急操作装置が38.38 L/h以上で作動すること。
	流量低下緊急操作装置	・安全保護回路	*流量低下緊急操作装置が106.4 L/h以上で作動すること。

表1-8 性能維持施設 (26/254)

要求される機能	建家	設備名称等*	性能	維持すべき期間	
放射性物質の保持機能	分離精製工場 (MP)	予偏貯蔵プール 燃料取出しプール 予備機械処理プール 予備溶解放槽荷台プール 濃縮ウラン貯蔵プール 濃縮ウラン移動プール プール用氷貯蔵ビット ハル取出し通路	R0101 R0102 R0103 R0104 R0107 R0108 R0143 R0153	*内包する放射性物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であることを。 *廃液の貯蔵への使用を完了するまで	

\*代表的な貯槽等を記載しており、送後先の貯槽等までの配管や周辺機器を含む。

変更前

変更後

備考

工程洗浄の終了等に伴う性能維持施設の変更

表 1-7 性能維持施設 (27 / 49)

設備名称等	要求される機能		性能	維持すべき期間
	流量低下緊急操作装置	安全保護回路		
分離精製工場 (MP)	流量低下緊急操作装置	安全保護回路	* 流量低下緊急操作装置が 452 L/h 以上で作動すること。 * 流量低下緊急操作装置が 67, 28 L/h 以上で作動すること。	
	流量低下緊急操作装置	安全保護回路	* 流量低下緊急操作装置が 4, 6 L/h 以上で作動すること。	
	流量低下緊急操作装置	安全保護回路	* 流量低下緊急操作装置が 420, 6 L/h 以上で作動すること。	
	流量低下緊急操作装置	安全保護回路	* 流量低下緊急操作装置が 15, 72 L/h 以上で作動すること。	
	流量低下緊急操作装置	安全保護回路	* 流量低下緊急操作装置が 8, 53 L/h 以上で作動すること。	
	流量低下緊急操作装置	安全保護回路	* 流量低下緊急操作装置が 10, 58 L/h 以上で作動すること。	系統除染が完了するまで
	流量低下緊急操作装置	安全保護回路	* 流量低下緊急操作装置が 11, 91 L/h 以上で作動すること。	
	流量低下緊急操作装置	安全保護回路	* 流量低下緊急操作装置が 295, 6 L/h 以上で作動すること。	
	流量低下緊急操作装置	安全保護回路	* 流量低下緊急操作装置が 333, 25 L/h 以上で作動すること。	
	流量低下緊急操作装置	安全保護回路	* 流量低下緊急操作装置が 9, 80 L/h 以上で作動すること。	
抽出器	流量低下緊急操作装置	安全保護回路	* 流量低下緊急操作装置が 36, 6 L/h 以上で作動すること。	
	流量低下緊急操作装置	安全保護回路	* 流量低下緊急操作装置が 8, 83 L/h 以上で作動すること。	
	流量低下緊急操作装置	安全保護回路	* 流量低下緊急操作装置が 368, 25 L/h 以上で作動すること。	
	溶媒流量上限警報装置	核燃料物質の臓界防止機能	* 溶媒流量上限警報装置が 384 L/h 以下で作動すること。	

表 1-8 性能維持施設 (27 / 254)

要求される機能	建家	設備名称等	性能	維持すべき期間	備考
・放射性物質の保持機能	ウラン貯蔵所 (UO3)			三酸化ウラン容器の搬出が完了するまで	工程洗浄の終了等に伴う性能維持施設の変更
	第二ウラン貯蔵所 (2UO3)	三酸化ウラン容器			
	第三ウラン貯蔵所 (3UO3)		・内包する放射性物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること。		
	ブルトニウム転換技術開発施設 (PCDF)	粉末缶 貯蔵容器		粉末缶、貯蔵容器の搬出が完了するまで	

添付資料3. 変更箇所の新旧対照表

変更箇所を\_\_\_\_\_又は~~\_\_\_\_\_~~で示す。

変更前				変更後				備考																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>設備名称等</th> <th>要求される機能</th> <th>性能</th> <th>維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>抽出器</td> <td>溶媒流量上限警報装置 溶媒流量上限警報装置</td> <td>・核燃料物質の臨界防止機能 ・核燃料物質の臨界防止機能</td> <td>・溶媒流量上限警報装置が380, 65 L/h以下で作動すること。 ・溶媒流量上限警報装置が450, 86 L/h以下で作動すること。</td> </tr> <tr> <td>アルトニウム溶液製造工場</td> <td>圧力上限緊急操作装置 温度上限緊急操作装置 放射性物質検知装置 密度上限警報装置</td> <td>・安全保護回路 ・安全保護回路 ・閉じ込めの機能 ・火災等による損傷の防止機能</td> <td>・圧力上限緊急操作装置が19, 37 kPaGauge以下で作動すること。 ・温度上限緊急操作装置が123, 6 °C以下で作動すること。 ・蒸発缶加熱蒸気温度警報装置が135 °C以下で作動すること。 ・加熱蒸気乾燥本放射性物質検知装置が5200 cpm以下で作動すること。</td> </tr> <tr> <td>ウラン溶液(第1段)</td> <td>液面上限緊急操作装置 液面上限緊急操作装置 液面上限緊急操作装置 温度上限緊急操作装置</td> <td>・安全保護回路 ・安全保護回路 ・火災等による損傷の防止機能</td> <td>・液面上限緊急操作装置が3, 262 kPaGauge以下で作動すること。 ・液面上限緊急操作装置が6, 379 kPaGauge以下で作動すること。 ・蒸発缶加熱蒸気温度警報装置が温度制限値135 °C以下で作動すること。</td> </tr> <tr> <td>U NH受槽</td> <td>圧力上限操作上限警報装置 ウラン濃縮度記録上限操作装置 密度指示上限操作装置</td> <td>・火災等による損傷の防止機能 ・核燃料物質の臨界防止機能 ・核燃料物質の臨界防止機能</td> <td>・圧力上限操作上限警報装置が200, 0 kPaGauge以下で作動すること。 ・ウラン濃縮度記録上限操作装置がウラン濃縮度制限値1, 6 %以下で作動すること。 ・密度指示上限操作装置が密度制限値1, 6 g/cm<sup>3</sup>以下で作動すること。</td> </tr> <tr> <td>ウラン腐食研究施設(DN)</td> <td></td> <td></td> <td>・系統除染が完了するまで</td> </tr> </tbody> </table>	設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間	抽出器	溶媒流量上限警報装置 溶媒流量上限警報装置	・核燃料物質の臨界防止機能 ・核燃料物質の臨界防止機能	・溶媒流量上限警報装置が380, 65 L/h以下で作動すること。 ・溶媒流量上限警報装置が450, 86 L/h以下で作動すること。	アルトニウム溶液製造工場	圧力上限緊急操作装置 温度上限緊急操作装置 放射性物質検知装置 密度上限警報装置	・安全保護回路 ・安全保護回路 ・閉じ込めの機能 ・火災等による損傷の防止機能	・圧力上限緊急操作装置が19, 37 kPaGauge以下で作動すること。 ・温度上限緊急操作装置が123, 6 °C以下で作動すること。 ・蒸発缶加熱蒸気温度警報装置が135 °C以下で作動すること。 ・加熱蒸気乾燥本放射性物質検知装置が5200 cpm以下で作動すること。	ウラン溶液(第1段)	液面上限緊急操作装置 液面上限緊急操作装置 液面上限緊急操作装置 温度上限緊急操作装置	・安全保護回路 ・安全保護回路 ・火災等による損傷の防止機能	・液面上限緊急操作装置が3, 262 kPaGauge以下で作動すること。 ・液面上限緊急操作装置が6, 379 kPaGauge以下で作動すること。 ・蒸発缶加熱蒸気温度警報装置が温度制限値135 °C以下で作動すること。	U NH受槽	圧力上限操作上限警報装置 ウラン濃縮度記録上限操作装置 密度指示上限操作装置	・火災等による損傷の防止機能 ・核燃料物質の臨界防止機能 ・核燃料物質の臨界防止機能	・圧力上限操作上限警報装置が200, 0 kPaGauge以下で作動すること。 ・ウラン濃縮度記録上限操作装置がウラン濃縮度制限値1, 6 %以下で作動すること。 ・密度指示上限操作装置が密度制限値1, 6 g/cm <sup>3</sup> 以下で作動すること。	ウラン腐食研究施設(DN)			・系統除染が完了するまで	<table border="1"> <thead> <tr> <th>要求される機能</th> <th>機器</th> <th>設備名称等</th> <th>性能</th> <th>維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高放射性廃棄物貯蔵場(HAW)</td> <td>機類換気系</td> <td>・フィルタ ・よう素フィルタ ・排風機 ・洗浄塔</td> <td>272F4611 272F4613 272F4621 272F4623 272F465 272F466 272K463 272K464 272T44</td> <td>・廃液の貯蔵への使用を完了するまで</td> </tr> <tr> <td>・放射性物質の放出経路の維持機能、捕集・淨化機能(系統及び機器) ・負圧維持機能(系統及び機器)</td> <td>ガラス固化技術開発施設(TVF) ガラス固化技術開発機</td> <td>・排管等 ・フィルタ ・排風機 ・スクラッパ ・ベンチユリスクラッパ ・吸収塔 ・ルテニウム吸着塔 ・配管等</td> <td>G4IT26 G4IE27 G4IK50 G4IK51 G4IT10 C4IT11 G4IT21 C4IT25</td> <td>・排気系統内の負圧が保たれ、また、排氣系統に有意な損傷がない状態であること。 ・廃液の処理・貯蔵への使用を完了するまで</td> </tr> </tbody> </table>	要求される機能	機器	設備名称等	性能	維持すべき期間	高放射性廃棄物貯蔵場(HAW)	機類換気系	・フィルタ ・よう素フィルタ ・排風機 ・洗浄塔	272F4611 272F4613 272F4621 272F4623 272F465 272F466 272K463 272K464 272T44	・廃液の貯蔵への使用を完了するまで	・放射性物質の放出経路の維持機能、捕集・淨化機能(系統及び機器) ・負圧維持機能(系統及び機器)	ガラス固化技術開発施設(TVF) ガラス固化技術開発機	・排管等 ・フィルタ ・排風機 ・スクラッパ ・ベンチユリスクラッパ ・吸収塔 ・ルテニウム吸着塔 ・配管等	G4IT26 G4IE27 G4IK50 G4IK51 G4IT10 C4IT11 G4IT21 C4IT25	・排気系統内の負圧が保たれ、また、排氣系統に有意な損傷がない状態であること。 ・廃液の処理・貯蔵への使用を完了するまで	工程洗浄の終了等に伴う性能維持施設の変更
設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間																																						
抽出器	溶媒流量上限警報装置 溶媒流量上限警報装置	・核燃料物質の臨界防止機能 ・核燃料物質の臨界防止機能	・溶媒流量上限警報装置が380, 65 L/h以下で作動すること。 ・溶媒流量上限警報装置が450, 86 L/h以下で作動すること。																																						
アルトニウム溶液製造工場	圧力上限緊急操作装置 温度上限緊急操作装置 放射性物質検知装置 密度上限警報装置	・安全保護回路 ・安全保護回路 ・閉じ込めの機能 ・火災等による損傷の防止機能	・圧力上限緊急操作装置が19, 37 kPaGauge以下で作動すること。 ・温度上限緊急操作装置が123, 6 °C以下で作動すること。 ・蒸発缶加熱蒸気温度警報装置が135 °C以下で作動すること。 ・加熱蒸気乾燥本放射性物質検知装置が5200 cpm以下で作動すること。																																						
ウラン溶液(第1段)	液面上限緊急操作装置 液面上限緊急操作装置 液面上限緊急操作装置 温度上限緊急操作装置	・安全保護回路 ・安全保護回路 ・火災等による損傷の防止機能	・液面上限緊急操作装置が3, 262 kPaGauge以下で作動すること。 ・液面上限緊急操作装置が6, 379 kPaGauge以下で作動すること。 ・蒸発缶加熱蒸気温度警報装置が温度制限値135 °C以下で作動すること。																																						
U NH受槽	圧力上限操作上限警報装置 ウラン濃縮度記録上限操作装置 密度指示上限操作装置	・火災等による損傷の防止機能 ・核燃料物質の臨界防止機能 ・核燃料物質の臨界防止機能	・圧力上限操作上限警報装置が200, 0 kPaGauge以下で作動すること。 ・ウラン濃縮度記録上限操作装置がウラン濃縮度制限値1, 6 %以下で作動すること。 ・密度指示上限操作装置が密度制限値1, 6 g/cm <sup>3</sup> 以下で作動すること。																																						
ウラン腐食研究施設(DN)			・系統除染が完了するまで																																						
要求される機能	機器	設備名称等	性能	維持すべき期間																																					
高放射性廃棄物貯蔵場(HAW)	機類換気系	・フィルタ ・よう素フィルタ ・排風機 ・洗浄塔	272F4611 272F4613 272F4621 272F4623 272F465 272F466 272K463 272K464 272T44	・廃液の貯蔵への使用を完了するまで																																					
・放射性物質の放出経路の維持機能、捕集・淨化機能(系統及び機器) ・負圧維持機能(系統及び機器)	ガラス固化技術開発施設(TVF) ガラス固化技術開発機	・排管等 ・フィルタ ・排風機 ・スクラッパ ・ベンチユリスクラッパ ・吸収塔 ・ルテニウム吸着塔 ・配管等	G4IT26 G4IE27 G4IK50 G4IK51 G4IT10 C4IT11 G4IT21 C4IT25	・排気系統内の負圧が保たれ、また、排氣系統に有意な損傷がない状態であること。 ・廃液の処理・貯蔵への使用を完了するまで																																					

表 1-7 性能維持施設 (28/49)

表 1-8 性能維持施設 (28/254)

添付資料3. 変更箇所の新旧対照表

変更箇所を\_\_\_\_\_又は~~\_\_\_\_\_~~で示す。

表 1-7 性能維持施設 (29/49)

設備名稱等	要求される機能	性能		維持すべき期間
		密度指示上限操作装置	核燃料物質の臨界防止機能	
ウラン脱硝施設 (DN)	溶解液受槽	密度下限緊急操作装置	・安全保護回路	・密度指示上限操作装置が密度制限値 1.6 g/cm <sup>3</sup> 以下で作動すること。 ・温度下限緊急操作装置が温度制限値 100 °C以上で作動すること。
	脱硝塔	温度下限緊急操作装置	・安全保護回路	・温度下限緊急操作装置が温度制限値 100 °C以上で作動すること。
	圧力上限緊急操作装置	・安全保護回路	・圧力上限緊急操作装置が 50.01 kPaGauge 以下で作動すること。	・圧力上限緊急操作装置が 50.01 kPaGauge 以下で作動すること。
	蒸発缶加熱蒸気温度警報装置	・火災等による損傷の防止機能	・蒸発缶加熱蒸気温度警報装置が温度制限値 135 °C以下で作動すること。	・蒸発缶加熱蒸気温度警報装置が温度制限値 135 °C以下で作動すること。
	缶内圧力上限緊急操作装置	・閉じ込めの機能	・缶内圧力上限緊急操作装置が 0.074 kPaGauge 以下で作動すること。	・系統除染が完了するまで
	圧力上限緊急操作装置 [I]	・安全保護回路	・圧力上限緊急操作装置が 9.98 kPaGauge 以下で作動すること。	・系統除染が完了するまで
	圧力上限緊急操作装置 [II]	・安全保護回路	・圧力上限緊急操作装置が 19.97 kPaGauge 以下で作動すること。	・系統除染が完了するまで
	圧力上昇警報装置	・閉じ込めの機能	・圧力上限緊急操作装置が 0.15 kPaGauge 以下で作動すること。	・系統除染が完了するまで
	蒸発缶加熱蒸気温度警報装置	・火災等による損傷の防止機能	・蒸発缶加熱蒸気温度警報装置が温度制限値 135 °C以下で作動すること。	・系統除染が完了するまで
	圧力上限操作上限警報装置	・火災等による損傷の防止機能	・圧力上限操作上限警報装置が 200 kPaGauge 以下で作動すること。	・系統除染が完了するまで
分離精製工場 (MP)	高放射性廃液蒸発缶	・火災等による損傷の防止機能	・蒸発缶加熱蒸気温度警報装置が温度制限値 135 °C以下で作動すること。	・系統除染が完了するまで
	γ線上限警報装置	・火災等による損傷の防止機能	・γ線上限警報装置が 0.51 mSv/h 以下で作動すること。	・系統除染が完了するまで
	流量上限警報装置	・火災等による損傷の防止機能	・流量上限警報装置が 66.6 L/h 以下で作動すること。	・系統除染が完了するまで
	液位下限警報装置	・火災等による損傷の防止機能	・液位下限警報装置が 1.096 kPaGauge 以上で作動すること。	・系統除染が完了するまで
	流量上昇警報装置	・火災等による損傷の防止機能	・温度上限操作上限警報装置が 118.7 °C以下で作動すること。	・系統除染が完了するまで
高放射性廃液貯槽	温度上昇警報装置	・閉じ込めの機能	・温度上限操作上限警報装置が 118.7 °C以下で作動すること。	・系統除染が完了するまで
	温度上昇警報装置	・火災等による損傷の防止機能	・温度上限操作上限警報装置が 68.7 °C以下で作動すること。	・系統除染が完了するまで

表 1-8 性能維持施設 (29/254)

要求される機能	建家	設備名稱等		性能	維持すべき期間
		機種及びセル換気系(貯槽換気系)	配管等		
・放射性物質の放出経路の維持機能、捕集・浄化機能、システム及び機器)・負圧維持機能(系統及び機器)	ガラス固化技術開発施設(TVF) ガラス固化技術開発機	・フィルタ ・排風機 ・洗浄塔 ・ルテニウム吸着塔 ・配管等	・G41F36 G41F37 G41K60 G41K61 G41T31 G41T35 ・G41F88 G41F89 G41K90 G41K91 G41K92 G41T82 G41T83 G41T86 G41T87 ・G41T88	・排氣系統内の負圧が保たれ、また、排氣系統に有意な損傷がない状態であること。	・酸ガスの処理・貯藏への使用を完了するまで
・放射性物質の放出経路の維持機能、捕集・浄化機能、システム及び機器)・負圧維持機能(系統及び機器)	ガラス固化技術開発施設(TVF) ガラス固化技術開発機	・機種及びセル換気系(工程換気系)	・G41T88 G41T89 G41K90 G41K91 G41K92 G41T82 G41T83 G41T86 G41T87 ・配管等		

変更前	変更後	備考
		工程洗浄の終了等に伴う性能維持施設の変更

表 1-7 性能維持施設 (30/49)

		要求される機能		性能	維持すべき期間
		設備名称等	機能		
分離精製工場 (MP)	高放射性廃液貯槽	槽内圧力上昇警報装置	・閉じ込めの機能	・槽内圧力上昇警報装置が 0.54 kPaGauge 以下で作動すること。	系統除染が完了するまで
		温度上昇警報装置	・閉じ込めの機能	・温度上昇警報装置が 68.4 °C 以下で作動すること。	
		温度上昇警報装置	・閉じ込めの機能	・温度上昇警報装置が 64.4 °C 以下で作動すること。	系統除染が完了するまで
		温度上昇警報装置	・閉じ込めの機能	・温度上昇警報装置が 65.4 °C 以下で作動すること。	系統除染が完了するまで
		槽内圧力上昇警報装置	・閉じ込めの機能	・槽内圧力上昇警報装置が 0.529 kPaGauge 以下で作動すること。	
		アルトニウム販品貯槽	・核燃料物質の監界防止機能	・液位上昇警報装置が 0.800 kPaGauge 以下で作動すること。	系統除染が完了するまで
		アルトニウム販品貯槽	・その他 (漏えい検知機能)	・液位上昇警報装置が 30 mm 以下で作動すること。	
		液位上限操作装置	・火災等による損傷の防止機能	・圧力上限緊急操作装置が 200 kPaGauge 以下で作動すること。	系統除染が完了するまで
		液位上限操作装置	・火災等による損傷の防止機能	・圧力上限緊急操作装置が 162 kPaGauge 以下で作動すること。	系統除染が完了するまで
		低放射性廃液第 1 蒸発缶	・火災等による損傷の防止機能	・圧力上限緊急操作装置が 158.7 kPaGauge 以下で作動すること。	系統除染が完了するまで
		低放射性廃液第 2 蒸発缶	・火災等による損傷の防止機能	・圧力上限緊急操作装置が 168.6 kPaGauge 以下で作動すること。	系統除染が完了するまで
		低放射性廃液第 3 蒸発缶	・火災等による損傷の防止機能	・放射性物質検知装置が 3120 cpm 以下で作動すること。	
		蒸気凝縮水系	・閉じ込めの機能	・槽内圧力上昇警報装置が 1050 kPaGauge 以下で作動すること。	系統除染が完了するまで
		脱ガス貯槽	・閉じ込めの機能	・負圧警報装置が -1.031 ~ -0.931 kPaGauge 以内で作動すること。	分析所の管理区域解除まで
		建家及びセル換気系	・閉じ込めの機能	・負圧警報装置が -1.521 ~ -1.421 kPaGauge 以内で作動すること。	

表 1-8 性能維持施設 (30/254)

要求される機能	建家	設備名称等	性能	維持すべき期間
廃棄物処理場 (AAF)		フィルタ ヨウ素除去フィルタ 排風機 配管等	307F157 307F158 307F1571 307F1572 307K155 307K156	
放射性物質の放出経路の維持機能、捕集・淨化機能(系統及び機器) ・第三低放射性廃液蒸発処理施設(Z)	槽換換氣系	ヨウ素除去フィルタ 排風機 配管等	307F1573 307F1574 327F101 327F111 325K149 326K11	・排気系統内の真圧が保たれ、また、排気系統に有意な損傷がない状態であること。 ・廃液の処理・貯蔵への使用を完了するまで
・貯圧維持機能(系統及び機器)	放出盛波油分除去施設(C)	フィルタ 排風機 配管等	350F304 350K309 350K310	

変更箇所を \_\_\_\_\_ 又は で示す。

表 1-7 性能維持施設 (31/49)

設備名稱等		要求される機能		性能	維持すべき期間
分離精製工場 (MP)	建家及びセル 換気系	負圧警報装置	・閉じ込めの機能	・負圧警報装置が-1, 040 ~ -0, 940 kPaGauge 以内で作動すること。	分離精製工場の管理区城解除まで
高放射性固体廃棄物貯蔵車 (HAWVS)	セル換気系	負圧警報装置	・閉じ込めの機能	・負圧警報装置が-1, 250 ~ -1, 150 kPaGauge 以内で作動すること。	高放射性固体廃棄物貯蔵車の管理区城解除まで
廃棄物処理場 (AAF)	建家及びセル 換気系	負圧警報装置	・閉じ込めの機能	・負圧警報装置が-0, 280 ~ -0, 160 kPaGauge 以内で作動すること。	廃棄物処理場の管理区城解除まで
第二低放射性廃液蒸発処理施設 (E)	建家及びセル 換気系	負圧警報装置	・閉じ込めの機能	・負圧警報装置が-0, 835 ~ -0, 735 kPaGauge 以内で作動すること。	第二低放射性廃液蒸発処理施設の管理区城解除まで
第三低放射性廃液蒸発処理施設 (Z)	建家及びセル 換気系	負圧警報装置	・閉じ込めの機能	・負圧警報装置が-1, 227 ~ -1, 127 kPaGauge 以内で作動すること。	第三低放射性廃液蒸発処理施設の管理区城解除まで
第二スラッシュ貯蔵場 (LW2)	建家及びセル 換気系	負圧警報装置	・閉じ込めの機能	・負圧警報装置が-0, 162 ~ -0, 134 kPaGauge 以内で作動すること。	第二スラッシュ貯蔵場の管理区城解除まで
廃溶媒貯蔵場 (WS)	建家及びセル 換気系	負圧警報装置	・閉じ込めの機能	・負圧警報装置が-0, 064 ~ -0, 036 kPaGauge 以内で作動すること。	廃溶媒貯蔵場の管理区城解除まで
		負圧警報装置	・閉じ込めの機能	・負圧警報装置が-0, 460 ~ 0, 520 kPaGauge 以内で作動すること。	
		負圧警報装置	・閉じ込めの機能	・負圧警報装置が-0, 113 ~ -0, 085 kPaGauge 以内で作動すること。	
		負圧警報装置	・閉じ込めの機能	・負圧警報装置が-0, 157 ~ -0, 139 kPaGauge 以内で作動すること。	
		負圧警報装置	・閉じ込めの機能	・負圧警報装置が-0, 044 ~ -0, 016 kPaGauge 以内で作動すること。	
		負圧警報装置	・閉じ込めの機能	・負圧警報装置が 0, 384 ~ 0, 402 kPaGauge 以内で作動すること。	
		負圧警報装置	・閉じ込めの機能	・負圧警報装置が-0, 118 ~ -0, 080 kPaGauge 以内で作動すること。	
		負圧警報装置	・閉じ込めの機能	・負圧警報装置が-0, 069 ~ -0, 031 kPaGauge 以内で作動すること。	
		負圧警報装置	・閉じ込めの機能	・負圧警報装置が-0, 167 ~ -0, 129 kPaGauge 以内で作動すること。	

表 1-8 性能維持施設 (31/254)

要求される機能	建家	設備名称等	性能	維持すべき期間
廃溶媒処理技術開発施設 (ST)	槽換換気系	フィルタ ヨウ素フィルタ 排風機	328F371 328F372 328F375 328K381 328K382	廃液の処理・貯蔵への使用を完了するまで
・放射性物質の放出経路の維持機能、捕集・処化機能(系統及び機器) ・負圧維持機能(系統及び機器)	オフガス処理系	配管等 フィルタ 排風機	342F58 342K591 342K592 342K593	廃棄物の処理への使用を完了するまで
低放射性濃縮廃液貯蔵施設 (LWSF)	槽換換気系	配管等 フィルタ ヨウ素フィルタ 排風機 配管等	S45F20 S45F21 S45F50 S45F51 S45F40 S45F41 S45K60 S45K61	廃液の貯蔵への使用を完了するまで

## 添付資料 3. 変更箇所の新旧対照表

変更箇所を\_\_\_\_\_又は\_\_\_\_\_で示す。

変更前	変更後	備考
		工程洗浄の終了等に伴う性能維持施設の変更

添付資料3. 変更箇所の新旧対照表

変更箇所を\_\_\_\_\_又は~~\_\_\_\_\_~~で示す。

表 1-7 性能維持施設 (32/49)

設備名等	要求される機能	性能	維持すべき期間
尾溶媒貯蔵場 (WS)	建家及びセル 換気系	負圧警報装置 ・閉じ込めの機能 負圧警報装置 ・閉じ込めの機能	・負圧警報装置が 0.080 ~ 0.118 kPaGauge 以内で作動すること。 ・負圧警報装置が 0.932 ~ 1.030 kPaGauge 以内で作動すること。
放出残液分離去 施設 (C) ウラン脱硝施設 (DN)	建家換気系	負圧警報装置 ・閉じ込めの機能	・負圧警報装置が 0.575 ~ 0.603 kPaGauge 以内で作動すること。 ウラン脱硝施設の管理区域解除まで
高放射性尾液貯 藏場 (HAW)	建家及びセル 換気系	負圧警報装置 ・閉じ込めの機能 負圧警報装置 ・閉じ込めの機能	・負圧警報装置が -1.224 ~ -1.130 kPaGauge 以内で作動すること。 ウラン脱硝施設の管理区域解除まで
焼却施設 (IP)	建家換気系	負圧警報装置 ・閉じ込めの機能 負圧警報装置 ・閉じ込めの機能	・負圧警報装置が -0.432 ~ -0.354 kPaGauge 以内で作動すること。 高放射性尾液貯藏場の管理区域解除まで
アスファルト固化 体貯蔵施設 (AS1)	建家及びセル 換気系	負圧警報装置 ・閉じ込めの機能 負圧警報装置 ・閉じ込めの機能	・負圧警報装置が -0.226 ~ -0.168 kPaGauge 以内で作動すること。 焼却施設の管理区域解除まで
第二アスファルト 固化体貯蔵施設 (AS2)	建家及びセル 換気系	負圧警報装置 ・閉じ込めの機能 負圧警報装置 ・閉じ込めの機能	・負圧警報装置が 0.354 ~ 0.432 kPaGauge 以内で作動すること。 アスファルト固化体貯蔵施設の管理区域解除まで
第二高放射性固体 廃棄物貯蔵施設 (2HAWSS)	建家及びセル 換気系	負圧警報装置 ・閉じ込めの機能	・負圧警報装置が 0.549 ~ 0.627 kPaGauge 以内で作動すること。 第二アスファルト固化体貯蔵施設の管理区域解除まで
アスファルト固化 處理施設 (ASP)	建家及びセル 換気系	負圧警報装置 ・閉じ込めの機能	・負圧警報装置が 0.531 ~ 1.029 kPaGauge 以内で作動すること。 アスファルト固化處理施設の管理区域解除まで

表 1-8 性能維持施設 (33/254)

要求される機能	建家	設備名等	性能	維持すべき期間
・放射性物質の 放出経路の維 持機能、捕集・ 浄化機能(系統 及び機器) ・負圧維持機能 (系統及び機器)	アスファルト固化 處理施設 (ASP)	フィルタ A45F531 A45F532 排風機 A45K54 A45K55 洗浄塔 A45T51 配管等	・負圧警報装置が 0.930 ~ 1.030 kPaGauge 以内で作動すること。 アスファルト固化處理施設の管理区域解除まで	・排氣系統内の負圧が保たれ、また、 排氣系統に有意な損傷がない状態 であること。 廃液の貯蔵への使用を 完了するまで

変更前	変更後	備考
		工程洗浄の終了等に伴う性能維持施設の変更

表 1-7 性能維持施設 (33/49)

設備名稱等		要求される機能	性能	維持すべき期間
施設処理技術開発施設 (ST)	建家及びセル換気系	負圧警報装置	・閉じ込めの機能 ・負圧警報装置が-0.196 ~ -0.138 kPaGauge 以内で作動すること。	施設処理技術開発施設の管理区域解除まで
		負圧警報装置	・閉じ込めの機能 ・負圧警報装置が 2.581 ~ 2.713 kPaGauge 以内で作動すること。	
		負圧警報装置	・閉じ込めの機能 ・負圧警報装置が 0.560 ~ 0.618 kPaGauge 以内で作動すること。	
		負圧警報装置	・閉じ込めの機能 ・負圧警報装置が-0.275 ~ -0.217 kPaGauge 以内で作動すること。	
ガラス固化技術開発施設 (TVF)	建家及びセル換気系	負圧警報装置	・閉じ込めの機能 ・負圧警報装置が-62.8 ~ -55.0 PaGauge 以内で作動すること。	ガラス固化技術開発施設の管理区域解除まで
		負圧警報装置	・閉じ込めの機能 ・負圧警報装置が-72.6 ~ -64.8 PaGauge 以内で作動すること。	
		負圧警報装置	・閉じ込めの機能 ・負圧警報装置が-0.128 ~ -0.070 kPaGauge 以内で作動すること。	
		負圧警報装置	・閉じ込めの機能 ・負圧警報装置が-21.6 ~ -17.8 PaGauge 以内で作動すること。	
		負圧警報装置	・閉じ込めの機能 ・負圧警報装置 (上限) が-170.0 ~ -130.0 PaGauge 以内、負圧警報装置 (下限) が-410.0 ~ -370.0 PaGauge 以内で作動すること。	ブルトニウム転換技術開発施設の管理区域解除まで
ブルトニウム転換技術開発施設 (PCUF)	建家及びセル換気系	負圧警報装置	・閉じ込めの機能 ・負圧警報装置 (上限) が-30.0 ~ 0.0 PaGauge 以内、負圧警報装置 (下限) が-38.0 ~ -38.0 PaGauge 以内で作動すること。	
クリプトン回収技術開発施設 (Kr)	建家及びセル換気系	負圧警報装置	・閉じ込めの機能 ・負圧警報装置が-32.4 ~ -26.6 PaGauge 以内で作動すること。	クリプトン回収技術開発施設の管理区域解除まで
分析所 (CB)	セル等	湿度警報装置	・火災等による損傷の防止機能 ・湿度警報装置が 72.2 °C 以下で作動すること。	系統除染が完了するまで

表 1-8 性能維持施設 (33/254)

要求される機能	建家	設備名稱等	性能	維持すべき期間
・放射性物質の放出経路の維持機能、補集・処理機能、補集・分析所(CB)	第二高放射性固体燃耗物貯蔵施設(2HASWS)	・フィルタ ・排風機 ・配管等	・533F561 ・533F562 ・533K555 ・533K566	廃棄物の貯蔵への使用を完了するまで
		・槽換気系		・排氣系統内の貯正が保たれ、また、排氣系統に有意な損傷がない状態であること。
		・分析所(CB)	・フィルタ ・排風機 ・配管等	廃棄の貯蔵への使用を完了するまで

添付資料 3. 変更箇所の新旧対照表

変更箇所を\_\_\_\_\_又は\_\_\_\_\_で示す。

変更前	変更後	備考
		工程洗浄の終了等に伴う性能維持施設の変更

表 1-7 性能維持施設 (34/49)

設備名称等		要求される機能		性能		維持すべき期間
分析所 (CB)	セール等	漏洩検知装置	・閉じ込めの機能	・漏洩検知装置が 1.673 kPaGauge 以下で作動すること。	系統除染が完了するまで	
		漏洩検知装置	・閉じ込めの機能	・漏洩検知装置が 0.832 kPaGauge 以下で作動すること。		
		温度警報装置	・火災等による損傷の防止機能	・温度警報装置が 73.6 °C 以下で作動すること。		
		温度警報装置	・火災等による損傷の防止機能	・温度警報装置が 72.2 °C 以下で作動すること。		
		漏洩検知装置	・閉じ込めの機能	・漏洩検知装置が 0.250 kPaGauge 以下で作動すること。		
		漏洩検知装置	・閉じ込めの機能	・漏洩検知装置が 0.834 kPaGauge 以下で作動すること。		
		漏洩検知装置	・閉じ込めの機能	・漏洩検知装置が 0.688 kPaGauge 以下で作動すること。		
		漏洩検知装置	・閉じ込めの機能	・漏洩検知装置が 0.911 kPaGauge 以下で作動すること。		
		漏洩検知装置	・閉じ込めの機能	・漏洩検知装置が 0.530 kPaGauge 以下で作動すること。		
		漏洩検知装置	・閉じ込めの機能	・漏洩検知装置が 0.707 kPaGauge 以下で作動すること。		
		漏洩検知装置	・閉じ込めの機能	・漏洩検知装置が 0.926 kPaGauge 以下で作動すること。		
		漏洩検知装置	・閉じ込めの機能	・漏洩検知装置が 0.541 kPaGauge 以下で作動すること。		
		漏洩検知装置	・閉じ込めの機能	・漏洩検知装置が 0.593 kPaGauge 以下で作動すること。		
		漏洩検知装置	・閉じ込めの機能	・漏洩検知装置が 0.363 kPaGauge 以下で作動すること。		
		漏洩検知装置	・閉じ込めの機能	・漏洩検知装置が 0.471 kPaGauge 以下で作動すること。		

表 1-8 性能維持施設 (34/254)

要求される機能	建家	設備名等	性能	維持すべき期間
・放射性物質の放出経路の維持機能、捕集・処理機能(系統及び機器)・貯蔵機能(系統及び機器)	分離精製工場 (MP)	フィルタ ヨウ素除去フィルタ 排風機 洗浄塔 フィルタ 排風機 洗浄塔 配管等	245F121 245F122 245F133 245F134 245K123 245K124 245K136 245K137 245T10 272F261 272F262 272K263 272K264 272T124	・排気系統内の負圧が保たれ、また、排氣系統に有意な損傷がない状態であること。 ・塙液の貯蔵への使用を完了するまで

変更箇所を \_\_\_\_\_ 又は  で示す。

変更前

変更後

備考

工程洗浄の終了等に伴う性能維持施設の変更

添付資料3. 変更箇所の新旧対照表

変更箇所を\_\_\_\_\_又は~~\_\_\_\_\_~~で示す。

表 1-7 性能維持施設 (35/49)

設備名称等	要求される機能	性能		維持すべき期間
		変更前	変更後	
分離精製工場 (MP) セル等	漏洩検知装置	・閉じ込めの機能	・漏洩検知装置が 1,083 kPaGauge 以下で作動すること。	
	漏洩検知装置	・閉じ込めの機能	・漏洩検知装置が 0,577 kPaGauge 以下で作動すること。	
	漏洩検知装置	・閉じ込めの機能	・漏洩検知装置が 0,888 kPaGauge 以下で作動すること。	
	漏洩検知装置	・閉じ込めの機能	・漏洩検知装置が 0,922 kPaGauge 以下で作動すること。	
	漏洩検知装置	・閉じ込めの機能	・漏洩検知装置が 0,334 kPaGauge 以下で作動すること。	
	漏洩検知装置	・閉じ込めの機能	・漏洩検知装置が 0,284 kPaGauge 以下で作動すること。	系統除染が完了するまで
	漏洩検知装置	・閉じ込めの機能	・漏洩検知装置が 0,621 kPaGauge 以下で作動すること。	
	漏洩検知装置	・閉じ込めの機能	・漏洩検知装置が 0,371 kPaGauge 以下で作動すること。	
	漏洩検知装置	・閉じ込めの機能	・漏洩検知装置が 0,421 kPaGauge 以下で作動すること。	
	漏洩検知装置	・閉じ込めの機能	・漏洩検知装置が 0,513 kPaGauge 以下で作動すること。	
分離精製工場 (MP) ハウス	漏洩検知装置	・閉じ込めの機能	・漏洩検知装置が 0,432 kPaGauge 以下で作動すること。	
	漏洩検知装置	・閉じ込めの機能	・漏洩検知装置が 0,451 kPaGauge 以下で作動すること。	
	漏洩検知装置	・閉じ込めの機能	・漏洩検知装置が 0,272 kPaGauge 以下で作動すること。	
	漏洩検知装置	・閉じ込めの機能	・漏洩検知装置が 0,800 kPaGauge 以下で作動すること。	
	漏洩検知装置	・閉じ込めの機能	・漏洩検知装置が 0,828 kPaGauge 以下で作動すること。	

表 1-8 性能維持施設 (35/254)

要求される機能	建家	設備名等	性能	維持すべき期間
・放射性物質の放出経路の維持機能、捕集・浄化機能 ・負圧維持機能	高放射性廢液貯蔵場 (HAW) 建家及びセル換気系	272F033 272F034 272F035 272F036 272F037 272F038 272F039 272F040 272K101 272K102 272K103 272K104 272K105 272K106	・建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に有意な損傷がない状態であること。 ダクト等	高放射性廃液貯蔵場の管理区域解除まで

添付資料3. 変更箇所の新旧対照表

変更箇所を\_\_\_\_\_又は~~\_\_\_\_\_~~で示す。

表 1-7 性能維持施設 (36/49)

設備名等	要求される機能	性能	維持すべき期間
分離精製工場 (MP) セル等	漏洩検知装置	・閉じ込めの機能 ・漏洩検知装置が 0.403 kPaGauge 以下で作動すること。	
	漏洩検知装置	・閉じ込めの機能 ・漏洩検知装置が 0.341 kPaGauge 以下で作動すること。	
	漏洩検知装置	・閉じ込めの機能 ・漏洩検知装置が 0.517 kPaGauge 以下で作動すること。	
	漏洩検知装置	・閉じ込めの機能 ・漏洩検知装置が 0.387 kPaGauge 以下で作動すること。	系統除染が完了するまで
	漏洩検知装置	・閉じ込めの機能 ・漏洩検知装置が 0.832 kPaGauge 以下で作動すること。	
	漏洩検知装置	・閉じ込めの機能 ・漏洩検知装置が 0.383 kPaGauge 以下で作動すること。	
	漏洩検知装置	・閉じ込めの機能 ・漏洩検知装置が 0.741 kPaGauge 以下で作動すること。	
	漏洩検知装置	・閉じ込めの機能 ・漏洩検知装置が 0.692 kPaGauge 以下で作動すること。	
	漏洩検知装置	・閉じ込めの機能 ・漏洩検知装置が 0.334 kPaGauge 以下で作動すること。	
	漏洩検知装置	・閉じ込めの機能 ・漏洩検知装置が 0.499 kPaGauge 以下で作動すること。	
ウラン脱硝施設 (DN)	漏洩検知装置	・漏洩検知装置が 0.509 kPaGauge 以下で作動すること。	系統除染が完了するまで
	漏洩検知装置	・漏洩検知装置が 0.627 kPaGauge 以下で作動すること。	
高放射性廃液貯蔵場 (HAW)	漏洩検知装置	・漏洩検知装置が 0.931 kPaGauge 以下で作動すること。	系統除染が完了するまで
	漏洩検知装置	・漏洩検知装置が 0.735 kPaGauge 以下で作動すること。	
高放射性固体廃棄物貯蔵車(HSTS)	温度警報装置	・火災等による損傷の防止機能 ・温度警報装置が 64.4 °C 以下で作動すること。	系統除染が完了するまで

表 1-8 性能維持施設 (36/254)

要求される機能	建家	設備名等	性能	維持すべき期間
・放射性物質の放出経路の遮断機能、捕集・浄化機能 ・貯圧維持機能	ガラス固化技術開発施設(TVF) ガラス固化技術開発棟	G07F80.1 G07F80.2 G07F80.3 G07F80.4 G07F80.5 G07F80.6 G07F80.7 G07F80.8 G07F80.9 G07F80.10 G07F82.1 G07F82.2 G07F82.3 G07F82.4 G07F83.1 G07F83.2 G07F84.1 G07F84.2 G07F84.3 G07F84.4	・建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に有意な損傷がない状態であること。	ガラス固化技術開発施設 ガラス固化技術開発棟の管理区域解除まで

表 1-7 性能維持施設 (37/49)

設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間
第二高放射性固体 廃棄物貯蔵施設 (2HSS)	漏洩検知装置 漏洩検知装置	・閉じ込めの機能 ・漏洩検知装置が 1,029 kPaGauge 以下 で作動すること。	系統除染が完了する まで
アスファルト固化 体積施設	セル等 温度警報装置	・閉じ込めの機能 ・火災等による損傷 の防止機能	漏洩検知装置が 0, 529 kPaGauge 以下 で作動すること。 +温度警報装置が 72.0 °C 以下で作動す ること。
第二アスファルト 固化体貯蔵施設 (AS2)	温度警報装置	・火災等による損傷 の防止機能	+温度警報装置が 72.4 °C 以下で作動す ること。
アスファルト固化 処理施設 (ASP)	漏洩検知装置 漏洩検知装置	・閉じ込めの機能 ・火災等による損傷 の防止機能	+温度警報装置が 72.0 °C 以下で作動す ること。 +漏洩検知装置が 0, 514 kPaGauge 以下 で作動すること。
煙草物処理場 (AAF)	温度警報装置	・閉じ込めの機能 ・火災等による損傷 の防止機能	+漏洩検知装置が 1,009 kPaGauge 以下 で作動すること。
第二低放射性液体 蒸発処理施設 (E)	漏洩検知装置	・閉じ込めの機能	+漏洩検知装置が 73.5 °C 以下で作動す ること。
	漏洩検知装置	・閉じ込めの機能	漏洩検知装置が 0, 156 kPaGauge 以下 で作動すること。
	漏洩検知装置	・閉じ込めの機能	漏洩検知装置が 0, 422 kPaGauge 以下 で作動すること。
	漏洩検知装置	・閉じ込めの機能	+漏洩検知装置が 0, 284 kPaGauge 以下 で作動すること。
	漏洩検知装置	・閉じ込めの機能	+漏洩検知装置が 0, 242 kPaGauge 以下 で作動すること。
	漏洩検知装置	・閉じ込めの機能	漏洩検知装置が 0, 530 kPaGauge 以下 で作動すること。
	漏洩検知装置	・閉じ込めの機能	漏洩検知装置が 0, 579 kPaGauge 以下 で作動すること。
	漏洩検知装置	・閉じ込めの機能	+漏洩検知装置が 0, 446 kPaGauge 以下 で作動すること。

表 1-8 性能維持施設 (37/254)

要求される機能	建家	設備名等	性能	維持すべき期間	備考
*放射性物質の 放出経路の維 持機能、捕集、 浄化機能 ・真圧維持機能	ガラス固化技術 開発施設 (TVF) ガラス固化技術 開発室	建家及び セル換気 系 送・排風機	G07K40 G07K41 G07K42 G07K50 G07K51 G07K52 G07K54 G07K55 G07K56 G07K57 G07K58 G07K59 ダクト等	・建家の負圧バランスが保たれ、 また、排気系統に有意な損傷がな い状態であること。 ガラス固化技術開発施設 ガラス固化技術開発室の 管理区域解除まで	工程洗浄の終了等に伴う性能 維持施設の変更

添付資料3. 変更箇所の新旧対照表

変更箇所を\_\_\_\_\_又は~~\_\_\_\_\_~~で示す。

表 1-7 性能維持施設 (38/49)

設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間
第二低放射性廃液 蒸発処理施設 (E) セル等	漏洩検知装置 ・閉じ込めの機能	・漏洩検知装置が 0.068 kPaGauge 以下 で作動すること。 ・漏洩検知装置が接点回路で作動すること。	系統除染が完了するまで
	漏洩検知装置 ・閉じ込めの機能	・漏洩検知装置が 0.960 kPaGauge 以下 で作動すること。 ・温度警報装置が 72.2 °C 以下で作動すること。	
第三低放射性廃液 蒸発処理施設 (Z) セル等	温度警報装置 ・火災等による損傷 の防止機能	・温度警報装置が 0.558 kPaGauge 以下 で作動すること。	系統除染が完了するまで
	漏洩検知装置 ・閉じ込めの機能	・漏洩検知装置が 0.362 kPaGauge 以下 で作動すること。	
漏洩検知装置 (WS) セル等	漏洩検知装置 ・閉じ込めの機能	・漏洩検知装置が 0.411 kPaGauge 以下 で作動すること。	系統除染が完了するまで
	漏洩検知装置 ・閉じ込めの機能	・漏洩検知装置が 0.509 kPaGauge 以下 で作動すること。	
漏洩検知装置 (U) セル等	漏洩検知装置 ・閉じ込めの機能	・漏洩検知装置が 0.430 kPaGauge 以下 で作動すること。	系統除染が完了するまで
	漏洩検知装置 ・閉じ込めの機能	・漏洩検知装置が 0.442 kPaGauge 以下 で作動すること。	
漏洩検知装置 ・火災等による損傷 の防止機能	漏洩検知装置 ・閉じ込めの機能	・漏洩検知装置が 0.489 kPaGauge 以下 で作動すること。	系統除染が完了するまで
	漏洩検知装置 ・閉じ込めの機能	・漏洩検知装置が 1.019 kPaGauge 以下 で作動すること。	

表 1-8 性能維持施設 (38/254)

要求される機能	建家	設備名称等	性能	維持すべき期間
・放射性物質の 放出経路の准 特機能、捕集・ 浄化機能 ・負圧維持機能	建家及び セル換氣 系	307K10 307K11 307K12 307K13 307K14 307K15 307K16 307K17 307K18 307K19 307K585 307K586	・建家の貯圧ハシスが保たれ, また、排気系統に有意な損傷がな い状態であること。	廃棄物処理場の管理区 域解除まで

変更前	変更後	備考
		工程洗浄の終了等に伴う性能 維持施設の変更

添付資料3. 変更箇所の新旧対照表

変更箇所を\_\_\_\_\_又は<sup>△</sup>で示す。

表1-7 性能維持施設 (39/49)

設備名称等		要求される機能	性能	維持すべき期間
スラッシュ貯藏場 (LW)	セル等	漏洩検知装置	・閉じ込めの機能 ・漏洩検知装置	・漏洩検知装置が0.479 kPaGauge以下で作動すること。 系統除染が完了するまで
放出廃液油分除去 施設 (C)	セル等	漏洩検知装置	・閉じ込めの機能	・漏洩検知装置が1.519 kPaGauge以下で作動すること。 系統除染が完了するまで
低放射性廻路施設 (LWSF)	セル等	漏洩検知装置	・閉じ込めの機能	・漏洩検知装置が0.509 kPaGauge以下で作動すること。 系統除染が完了するまで
貯槽処理技術開 発施設 (ST)	セル等	漏洩検知装置	・閉じ込めの機能	・漏洩検知装置が0.530 kPaGauge以下で作動すること。 系統除染が完了するまで
ガラス固化技術開 発施設 (TVF)	セル等	漏洩検知装置	・火災等による相場 の防止機能	・温度警報装置が71.7 °C以下で作動す ること。 漏洩検知装置が0.627 kPaGauge以下で作動すること。 系統除染が完了するまで
		漏洩検知装置	・閉じ込めの機能	・漏洩検知装置が0.328 kPaGauge以下で作動すること。 漏洩検知装置が0.345 kPaGauge以下で作動すること。
		漏洩検知装置	・閉じ込めの機能	・漏洩検知装置が0.382 kPaGauge以下で作動すること。 漏洩検知装置が0.299 kPaGauge以下で作動すること。 漏洩検知装置が0.309 kPaGauge以下で作動すること。 漏洩検知装置が0.349 kPaGauge以下で作動すること。 漏洩検知装置が0.505 kPaGauge以下で作動すること。 系統除染が完了するまで

表1-8 性能維持施設 (39/254)

要求される機能	建家	設備名等	性能	維持すべき期間
・放射性物質の 放出経路の維 持機能、捕集・ 浄化機能 ・負圧維持機能	建家及び セル換気 系	ファイルタ 307F29 307F30 307F31 307F32 307F33 307F34 307F35 307F36 307F37 307F38 307F39 307F40 307F41 307F42 307F575 307F576	・建家の負圧バランスが保たれ、 また、排気系統に有意な損傷がな い状態であること。	廃棄物処理場の管理区 域解除まで
		ヨウ素除去フ ィルタ 307F577 307F578 307F579	ダクト等	

添付資料3. 変更箇所の新旧対照表

変更箇所を\_\_\_\_\_又は~~\_\_\_\_\_~~で示す。

変更前		変更後		備考																																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>設備名称等</th> <th>要求される機能</th> <th>性能</th> <th>維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ガラス固化技術開発施設 (TVF)</td> <td>・構造検知装置 ・温度警報装置</td> <td>・漏洩検知装置が発点短絡で作動すること。 ・温度警報装置が74.1 °C以下で作動すること。</td> <td>系統除染が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>ブルトニウム転換技術開発施設 (PCDF)</td> <td>セル等 ・漏洩検知装置</td> <td>・漏洩検知装置が0.931 kPadGauge 以下で作動すること。</td> <td>系統除染が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>クリプトン回収技術開発施設 (Kr)</td> <td>セル等 ・漏洩検知装置</td> <td>・漏洩検知装置が0.514 kPadGauge 以下で作動すること。</td> <td>系統除染が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>ユーティリティ施設 (UC)</td> <td>非常用電源</td> <td>・商用電源停電から20秒以内に所定の電圧(6.6 kV±3.5 %)・周波数(50 Hz±5%)を確立し、給電状態となること。 ・商用電源復電後、正常に非常用発電機電源から商用電源に移行すること。</td> <td>供給先の建家の管理区域解除までの間</td> </tr> <tr> <td>中間開閉所</td> <td>非常用電源</td> <td>・商用電源停電から20秒以内に所定の電圧(6.6 kV±3.5 %)・周波数(50 Hz±5%)を確立し、給電状態となること。 ・商用電源復電後、正常に非常用発電機電源から商用電源に移行すること。</td> <td>供給先の建家の管理区域解除までの間</td> </tr> <tr> <td>第二中間開閉所</td> <td>非常用電源</td> <td>・商用電源停電から20秒以内に所定の電圧(6.6 kV±3.5 %)・周波数(50 Hz±5%)を確立し、給電状態となること。 ・商用電源復電後、正常に非常用発電機電源から商用電源に移行すること。</td> <td>供給先の建家の管理区域解除までの間</td> </tr> <tr> <td>ガラス固化技術開発施設 (TVF)</td> <td>非常用電源</td> <td>・商用電源停電から20秒以内に所定の電圧(6.6 kV±3.5 %)・周波数(50 Hz±5%)を確立し、給電状態となること。 ・商用電源復電後、正常に非常用発電機電源から商用電源に移行すること。</td> <td>ガラス固化技術開発施設の管理区域解除までの間</td> </tr> <tr> <td>分析所 (CB)</td> <td>非常用電源</td> <td>・停電切換作動試験時の負荷側への給電状態が以下のとおりであること。 電圧 : 100±10 V 周波数 : 50±1.0 Hz</td> <td>分析所の管理区域解除までの間</td> </tr> <tr> <td>第三低放射性廃液蒸発処理施設 (Z)</td> <td>非常用電源</td> <td>・停電切換作動試験時の負荷側への給電状態が以下のとおりであること。 電圧 : 100±10 V 周波数 : 50±1.0 Hz</td> <td>第三低放射性廃液蒸発処理施設の管理区域解除までの間</td> </tr> </tbody> </table>	設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間	ガラス固化技術開発施設 (TVF)	・構造検知装置 ・温度警報装置	・漏洩検知装置が発点短絡で作動すること。 ・温度警報装置が74.1 °C以下で作動すること。	系統除染が完了するまで	ブルトニウム転換技術開発施設 (PCDF)	セル等 ・漏洩検知装置	・漏洩検知装置が0.931 kPadGauge 以下で作動すること。	系統除染が完了するまで	クリプトン回収技術開発施設 (Kr)	セル等 ・漏洩検知装置	・漏洩検知装置が0.514 kPadGauge 以下で作動すること。	系統除染が完了するまで	ユーティリティ施設 (UC)	非常用電源	・商用電源停電から20秒以内に所定の電圧(6.6 kV±3.5 %)・周波数(50 Hz±5%)を確立し、給電状態となること。 ・商用電源復電後、正常に非常用発電機電源から商用電源に移行すること。	供給先の建家の管理区域解除までの間	中間開閉所	非常用電源	・商用電源停電から20秒以内に所定の電圧(6.6 kV±3.5 %)・周波数(50 Hz±5%)を確立し、給電状態となること。 ・商用電源復電後、正常に非常用発電機電源から商用電源に移行すること。	供給先の建家の管理区域解除までの間	第二中間開閉所	非常用電源	・商用電源停電から20秒以内に所定の電圧(6.6 kV±3.5 %)・周波数(50 Hz±5%)を確立し、給電状態となること。 ・商用電源復電後、正常に非常用発電機電源から商用電源に移行すること。	供給先の建家の管理区域解除までの間	ガラス固化技術開発施設 (TVF)	非常用電源	・商用電源停電から20秒以内に所定の電圧(6.6 kV±3.5 %)・周波数(50 Hz±5%)を確立し、給電状態となること。 ・商用電源復電後、正常に非常用発電機電源から商用電源に移行すること。	ガラス固化技術開発施設の管理区域解除までの間	分析所 (CB)	非常用電源	・停電切換作動試験時の負荷側への給電状態が以下のとおりであること。 電圧 : 100±10 V 周波数 : 50±1.0 Hz	分析所の管理区域解除までの間	第三低放射性廃液蒸発処理施設 (Z)	非常用電源	・停電切換作動試験時の負荷側への給電状態が以下のとおりであること。 電圧 : 100±10 V 周波数 : 50±1.0 Hz	第三低放射性廃液蒸発処理施設の管理区域解除までの間	<table border="1"> <thead> <tr> <th>要求される機能</th> <th>設備名称等</th> <th>性能</th> <th>維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・放射性物質の放出経路の維持機能、捕集・淨化機能・負圧維持機能</td> <td>建家 ・建家及びセル換気系 送・排風機 ダクト等</td> <td>322FUJA 322FUB 322FUC 322K10 322K11 322K13 322K14 322K15</td> <td>第二低放射性廃液蒸発処理施設の管理区域解除までの間</td> </tr> </tbody> </table>	要求される機能	設備名称等	性能	維持すべき期間	・放射性物質の放出経路の維持機能、捕集・淨化機能・負圧維持機能	建家 ・建家及びセル換気系 送・排風機 ダクト等	322FUJA 322FUB 322FUC 322K10 322K11 322K13 322K14 322K15	第二低放射性廃液蒸発処理施設の管理区域解除までの間	<p>工程洗浄の終了等に伴う性能維持施設の変更</p>
設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間																																															
ガラス固化技術開発施設 (TVF)	・構造検知装置 ・温度警報装置	・漏洩検知装置が発点短絡で作動すること。 ・温度警報装置が74.1 °C以下で作動すること。	系統除染が完了するまで																																															
ブルトニウム転換技術開発施設 (PCDF)	セル等 ・漏洩検知装置	・漏洩検知装置が0.931 kPadGauge 以下で作動すること。	系統除染が完了するまで																																															
クリプトン回収技術開発施設 (Kr)	セル等 ・漏洩検知装置	・漏洩検知装置が0.514 kPadGauge 以下で作動すること。	系統除染が完了するまで																																															
ユーティリティ施設 (UC)	非常用電源	・商用電源停電から20秒以内に所定の電圧(6.6 kV±3.5 %)・周波数(50 Hz±5%)を確立し、給電状態となること。 ・商用電源復電後、正常に非常用発電機電源から商用電源に移行すること。	供給先の建家の管理区域解除までの間																																															
中間開閉所	非常用電源	・商用電源停電から20秒以内に所定の電圧(6.6 kV±3.5 %)・周波数(50 Hz±5%)を確立し、給電状態となること。 ・商用電源復電後、正常に非常用発電機電源から商用電源に移行すること。	供給先の建家の管理区域解除までの間																																															
第二中間開閉所	非常用電源	・商用電源停電から20秒以内に所定の電圧(6.6 kV±3.5 %)・周波数(50 Hz±5%)を確立し、給電状態となること。 ・商用電源復電後、正常に非常用発電機電源から商用電源に移行すること。	供給先の建家の管理区域解除までの間																																															
ガラス固化技術開発施設 (TVF)	非常用電源	・商用電源停電から20秒以内に所定の電圧(6.6 kV±3.5 %)・周波数(50 Hz±5%)を確立し、給電状態となること。 ・商用電源復電後、正常に非常用発電機電源から商用電源に移行すること。	ガラス固化技術開発施設の管理区域解除までの間																																															
分析所 (CB)	非常用電源	・停電切換作動試験時の負荷側への給電状態が以下のとおりであること。 電圧 : 100±10 V 周波数 : 50±1.0 Hz	分析所の管理区域解除までの間																																															
第三低放射性廃液蒸発処理施設 (Z)	非常用電源	・停電切換作動試験時の負荷側への給電状態が以下のとおりであること。 電圧 : 100±10 V 周波数 : 50±1.0 Hz	第三低放射性廃液蒸発処理施設の管理区域解除までの間																																															
要求される機能	設備名称等	性能	維持すべき期間																																															
・放射性物質の放出経路の維持機能、捕集・淨化機能・負圧維持機能	建家 ・建家及びセル換気系 送・排風機 ダクト等	322FUJA 322FUB 322FUC 322K10 322K11 322K13 322K14 322K15	第二低放射性廃液蒸発処理施設の管理区域解除までの間																																															

表1-7 性能維持施設 (40/49)

表1-8 性能維持施設 (40/254)

要求される機能	建家	設備名称等	性能	維持すべき期間
・放射性物質の放出経路の維持機能、捕集・淨化機能・負圧維持機能	建家 ・建家及びセル換気系 送・排風機 ダクト等	322FUJA 322FUB 322FUC 322K10 322K11 322K13 322K14 322K15	・建家の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に有意な損傷がない状態であること。	第二低放射性廃液蒸発処理施設の管理区域解除までの間

表 I-7 性能維持施設 (41/49)

設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間
陥落媒処理技術開発施設 (ST) 非常用電源	無停電源装置 ・保安電源設備の給電機能	* 停電切換作動試験時の負荷側への給電状態が以下のとおりであること。 電圧 : 100±10 V 周波数 : 50±1.0 Hz	陥落媒処理技術開発施設の管理区域解除まで
ウラン脱硝施設(DN) 非常用電源	無停電源装置 ・保安電源設備の給電機能	* 停電切換作動試験時の負荷側への給電状態が以下のとおりであること。 電圧 : 100±10 V 周波数 : 50±1.0 Hz	ウラン脱硝施設の管理区域解除まで
焼却施設 (IP) 非常用電源	無停電源装置 ・保安電源設備の給電機能	* 停電切換作動試験時の負荷側への給電状態が以下のとおりであること。 電圧 : 100±10 V 周波数 : 50±1.0 Hz	焼却施設の管理区域解除まで
高放射性廃液貯槽 (HAW) 非常用電源	無停電源装置 ・保安電源設備の給電機能	* 停電切換作動試験時の負荷側への給電状態が以下のとおりであること。 電圧 : 100±10 V 周波数 : 50±1.0 Hz	高放射性廃液貯槽の管理区域解除まで
第二高放射性固体廃物貯槽(2HASWS) 非常用電源	無停電源装置 ・保安電源設備の給電機能	* 停電切換作動試験時の負荷側への給電状態が以下のとおりであること。 電圧 : 100±10 V 周波数 : 50±1.0 Hz	第二高放射性固体廃棄物貯槽の管理区域解除まで
ガラス固化技術開発施設(TWF) 非常用電源	無停電源装置 ・保安電源設備の給電機能	* 停電切換作動試験時の負荷側への給電状態が以下のとおりであること。 電圧 : 100±10 V 周波数 : 50±1.0 Hz	ガラス固化技術開発施設の管理区域解除まで
第二アスファルト固化体貯槽(AS2) 非常用電源	無停電源装置 ・保安電源設備の給電機能	* 停電切換作動試験時の負荷側への給電状態が以下のとおりであること。 電圧 : 100±10 V 周波数 : 50±1.0 Hz	第二アスファルト固化体貯槽の管理区域解除まで
ブルトニウム転換技術開発施設(PCDF) 非常用電源	無停電源装置 ・保安電源設備の給電機能	* 停電切換作動試験時の負荷側への給電状態が以下のとおりであること。 電圧 : 100±10 V 周波数 : 50±1.0 Hz	ブルトニウム転換技術開発施設の管理区域解除まで

表 I-8 性能維持施設 (41/254)

要求される機能	建家	設備名称等	性能	維持すべき期間
第三低放射性塗液蒸発処理施設(Z) ・放射性物質の放出経路の維持機能、捕集・淨化機能 ・貯圧維持機能	フィルタ 建家及びセル機系	327F304.1 327F304.2 327F304.3 327F304.4 327F304.5 327F304.6 327F304.7 327F304.8 327K301 327K302 327K303 327K304 327K305 327K306 327K307 327K308 ダクト等		第三低放射性塗液蒸発処理施設の管理区域解除まで
			・建家の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に有意な損傷がない状態であること。	

添付資料 3. 変更箇所の新旧対照表

変更箇所を\_\_\_\_\_又は\_\_\_\_\_で示す。

変更前	変更後	備考
		工程洗浄の終了等に伴う性能維持施設の変更

添付資料3. 変更箇所の新旧対照表

変更箇所を\_\_\_\_\_又は~~\_\_\_\_\_~~で示す。

表 1-7 性能維持施設 (42/49)

設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間
低放射性濃縮施設 被貯蔵施設 (LWSF)	非常用電源 無停電電源装置	・保安電源設備の給電機能	停電切換操作試験時の負荷側への給電状態が以下のとおりであること。 電圧：100±10 V 周波数：50±1.0 Hz
クリプトン回収技術開発施設 (KTF)	非常用電源 無停電電源装置	・保安電源設備の給電機能	停電切換操作試験時の負荷側への給電状態が以下のとおりであること。 電圧：100±10 V 周波数：50±1.0 Hz
ユーティリティ施設 (UC)	冷却水設備	圧力下限警報装置 ・その他 (冷却機能)	停電切換操作試験時の負荷側への給電状態が以下のとおりであること。 電圧：100±10 V 周波数：50±1.0 Hz
	圧縮空気設備	圧力下限警報装置 ・火災等による損傷の防止機能	・圧力下限警報装置が272 kPaGauge以上で作動すること。 ・圧力下限警報装置が485 kPaGauge以上で作動すること。
	圧空時槽	圧力下限警報装置 ・計測制御系統施設 (測定機能)	・圧力下限警報装置が495 kPaGauge以上で作動すること。 ・圧力下限警報装置が671.7 kPaGauge以上で作動すること。
高放射性廃液貯蔵場 (HAW)	温度記録上限緊急操作装置	・火災等による損傷の防止機能	高放射性廃液貯蔵場の管理区域解除までの間で作動すること。
廃溶媒処理技術開発施設 (ST)	槽	・安全保護回路	・温度記録上限緊急操作装置が55.3 °C以下で作動すること。
ガラス固化技術開発施設 (TTF)	固化セル	・安全保護回路	・圧力上限緊急操作装置が完了するまで
ブルトニッシュ転換技術開発施設 (PCDF)	精焼還元炉	流量上限緊急操作装置	・温度上限緊急操作装置が850 °C以下で作動すること。
	窒素水素混合ガス供給系	・安全保護回路	・流量上限緊急操作装置が0.7 m³/h以上で作動すること。
	水素濃度上限警報操作装置	・安全保護回路	・水素濃度上限緊急操作装置が水素濃度制限値6 % (容積) 以下で作動すること。
高放射性廃液貯蔵場 (HAW)	水素濃度上限操作装置	・火災等による損傷の防止機能	・水素濃度上限警報上限操作装置が水素濃度制限値6 % (容積) 以下で作動すること。

表 1-8 性能維持施設 (42/254)

要求される機能	建家	設備名称等	性能	維持すべき期間
放出性物質の排出経路の維持機能、捕集・浄化機能 ・真圧維持機能	放出廢液油分除去施設(C)	350F303.1 350F303.2 350F303.3 350F303.4 350F303.5 350F303.6 350F303.7 350F303.8 350F303.9 350F303.10 350F303.11 350F303.12		
・建家内の真圧バランスが保たれ、また、排気系統に有意な損傷がない状態であること。	建家換気系	350K301 350K302 350K303 350K304		
放出廃液油分除去施設の管理区域解除までの間で作動すること。	送・排風機	350K305 350K307 350K308 350K309 350K310		
・ダクト等				

変更前	変更後	備考
		工程洗浄の終了等に伴う性能維持施設の変更

表 1-7 性能維持施設 (43/49)

設備名称等		要求される機能	性能	維持すべき期間
ブルトニウム転換技術開発施設 (PCTDF)	施設蒸発缶	温度上限緊急操作装置 圧力上限緊急操作装置	・火災等による損傷の防止機能 ・火災等による損傷の防止機能	・温度上限緊急操作装置が 132 °C以下で動作すること。 ・圧力上限緊急操作装置が 15,10 kPa/gauge 以下で作動すること。
燃却施設 (IP)	燃却灰受槽	温度上限操作装置	・火災等による損傷の防止機能	・温度上限操作装置が 35,5 °C以下で作動すること。
分離精製工場 (MP)	その他の主要な設備	臨界警報装置	・核燃料物質の臨界防止機能	・ガソマ線又は中性子線を検知した入力を与え、検出器 3 基のうち、2 基以上の検知で作動すること。
ブルトニウム転換技術開発施設 (PCTDF)	その他の主要な設備	臨界警報装置	・核燃料物質の臨界防止機能	・ガソマ線又は中性子線を検知した入力を与え、検出器 3 基のうち、2 基以上の検知で作動すること。
分離精製工場 (MP)	溶解槽	温度計	・計測制御系統施設 (測定機能)	・計器が正常に作動すること。
	圧力計	圧度計	・計測制御系統施設 (測定機能)	・計器が正常に作動すること。
	溶解槽溶液受槽	密度計	・計測制御系統施設 (測定機能)	・計器が正常に作動すること。
	抽出器	流量計	・計測制御系統施設 (測定機能)	・計器が正常に作動すること。
	第1スクリップ調整槽	密度計	・計測制御系統施設 (測定機能)	・計器が正常に作動すること。
	第3スクリップ調整槽	電導度計	・計測制御系統施設 (測定機能)	・計器が正常に作動すること。
	第2ストリップ調整槽	電導度計	・計測制御系統施設 (測定機能)	・計器が正常に作動すること。
	第3ストリップ調整槽	電導度計	・計測制御系統施設 (測定機能)	・計器が正常に作動すること。
	アルトニウム溶液蒸発缶	温度計	・計測制御系統施設 (測定機能)	・計器が正常に作動すること。

表 1-8 性能維持施設 (43/254)

要求される機能	建家	設備名称等	性能	維持すべき期間
・放射性物質の放出経路の維持機能、捕集・淨化機能 ・負圧維持機能	建家及びセル換気系 陥浴媒処理技術開発施設 (ST)	328F705 328F706 328F707 328F708 328F709 328F710 328K70 328K71 328K72 328K73 328K74 328K75 ダクト等	・建家の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に有意な損傷がない状態であること。	陥浴媒処理技術開発施設の管理区域解除まで

変更箇所を\_\_\_\_\_又は~~\_\_\_\_\_~~で示す。

表 1-7 性能維持施設 (44/49)

		設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間
分離精製工場 (MP)	ブルートニウム溶液蒸発缶 ドレン受槽	圧力計 液位計	・計測制御系統施設 (測定機能) ・計測制御系統施設 (測定機能)	・計器が正常に作動すること。 ・計器が正常に作動すること。	系統除染が完了するまで
	ウラン溶液蒸発缶 (第1段)	温度計 圧力計	・計測制御系統施設 (測定機能) ・計測制御系統施設 (測定機能)	・計器が正常に作動すること。 ・計器が正常に作動すること。	
	流量計		・計測制御系統施設 (測定機能)	・計器が正常に作動すること。	
	脱硝塔	温度計	・計測制御系統施設 (測定機能) ・計測制御系統施設 (測定機能)	・計器が正常に作動すること。 ・計器が正常に作動すること。	
	UNH受槽	压力計	・計測制御系統施設 (測定機能) ・計測制御系統施設 (測定機能)	・計器が正常に作動すること。 ・計器が正常に作動すること。	
	ウラン濃縮度モニタ	密度計	・計測制御系統施設 (測定機能)	・計器が正常に作動すること。	
	溶解槽	温度計	・計測制御系統施設 (測定機能) ・計測制御系統施設 (測定機能)	・計器が正常に作動すること。 ・計器が正常に作動すること。	
	溶解受槽	圧力計	・計測制御系統施設 (測定機能) ・計測制御系統施設 (測定機能)	・計器が正常に作動すること。 ・計器が正常に作動すること。	
	分離精製工場 (MP)	密度計 温度計 圧力計	・計測制御系統施設 (測定機能) ・計測制御系統施設 (測定機能)	・計器が正常に作動すること。 ・計器が正常に作動すること。 ・計器が正常に作動すること。	

表 1-8 性能維持施設 (44/254)

要求される機能	建家	設備名称等	性能	維持すべき期間
・放射性物質の放出経路の維持機能、捕集・淨化機能 ・負圧維持機能	建家換気系 焼却施設(IF)	フイルタ 342K741 342K742 342K743 342K744 342K745 342K746 342K711 342K712 342K713 342K731 342K732 342K733 ダクト等	・建家の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に有意な損傷がない状態であること。 ・燃却施設の管理区域解除まで	

添付資料 3. 変更箇所の新旧対照表

変更箇所を\_\_\_\_\_又は~~\_\_\_\_\_~~で示す。

変更前	変更後	備考
		工程洗浄の終了等に伴う性能維持施設の変更